

官報

號外 昭和十一年五月十三日

○第六十九回 衆議院議事速記録第八號

昭和十一年五月十二日(火曜日)

午後一時十七分開議

議事日程 第七號

昭和十一年五月十二日

午後一時開議

第一 不穏文書等取締法案(政府提出)

第一讀會

第二 思想犯保護觀察法案(政府提出)

第一讀會

第三 土地賃貸價格改訂法案(政府提出)

第一讀會

第四 職業紹介法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第五 重要肥料業統制法案(政府提出)

第一讀會

第六 航路統制法案(政府提出)

第一讀會

第七 臺灣拓殖株式會社法案(政府提出)

第一讀會

第八 臺灣私設鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第九 競馬法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第十 土地貨價改訂法施行二件(政府提出)

第一讀會

第一十一 總動員祕密保護法案(政府提出)

第一十一 總動員祕密保護法案(政府提出)

第一十二 重要輸出品取締法案(政府提出)

第一十二 重要輸出品取締法案(政府提出)

第一十三 輸出組織物取締法中改正法律案(政府提出)

第一十三 輸出組織物取締法中改正法律案(政府提出)

第一十四 輸出組合法中改正法律案(政府提出)

第一十四 輸出組合法中改正法律案(政府提出)

第一十五 朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出)

第一十五 朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出)

第一十六 退職積立金及退職手當法案(政府提出)

第一十六 退職積立金及退職手當法案(政府提出)

第一十七 大正十二年法律第五十二號中改正法律案(司法官試補及辯護士ノ資格ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)

第一十七 大正十二年法律第五十二號中改正法律案(司法官試補及辯護士ノ資格ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)

第一十八 時務銀行法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一十八 時務銀行法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一十九 昭和九年法律第四十五號中改正法律案(貿易調節及通商擁護ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)

第一十九 昭和九年法律第四十五號中改正法律案(貿易調節及通商擁護ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)

第二十 國稅徵收法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第二十 國稅徵收法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第二十一 日本銀行特別融通及損失補償法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第二十一 日本銀行特別融通及損失補償法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第二十二 農村負債整理組合法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

石炭運賃低減ニ關スル建議案
提出者 鈴木辰三郎君 山崎 猛君

第二十三 昭和十一年勅令第十八號(一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件)(承諾ヲ求ムル件)(貴族院送付)

第一讀會

自作農創設維持補助規則改正ニ關スル建議案
提出者 小開墾助成ニ關スル建議案 松本次一郎君

第二十四 昭和十一年勅令第二十一號(東京陸軍軍法會議ニ關スル件)(承諾ヲ求ムル件)(貴族院送付)

第一讀會

東部北太平洋漁業開發ニ關スル建議案
提出者 小西 和君 一柳仲次郎君

第二十五 朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

前橋新潟間國道改修促進ニ關スル建議案
提出者 澤田 利吉君

第二十六 退職積立金及退職手當法案(政府提出)

第一讀會

生方 大吉君 青木 精一君
佐藤謙之輔君 内藤久一郎君

第二十七 大正十二年法律第五十二號中改正法律案(司法官試補及辯護士ノ資格ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

岡崎多治見間鐵道速成ニ關スル建議案
提出者 服部 英明君 古屋 廣隆君
岡本實太郎君 武富 濟君

第二十八 時務銀行法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

日比野民平君 尾崎 重美君
宇和島中村間竜中村窪川間鐵道敷設ニ關スル建議案
提出者 山村豊次郎君 林 讓治君
大本貞太郎君 田村 實君

第二十九 昭和九年法律第四十五號中改正法律案(貿易調節及通商擁護ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

砂田 重政君 治療師ニ關スル法規制定ニ關スル建議案
提出者 守屋 榮夫君 龜井貫一郎君
西村丹治郎君 岡田伊太郎君

東北地方國營開墾ニ關スル建議案

提出者

内ヶ崎作三郎君

小山田義孝君

中田儀直君

仲西三良君

土田莊助君

小山田義孝君

產業及勞働ノ統制ニ關スル決議案

提出者

片山哲君

(以上五月十一日提出)

一昨十一日衆議院規則第十五條但書ニ依リ
議長ニ於テ議席ヲ左ノ通變更セリ

三一 田淵 豊吉君

六六 鈴木 正吾君

三二 大石 大君

シ

一昨十一日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如

員

一昨十一日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ
産業處理統制法案(政府提出)外二件委員

員

島田七郎右衛門君

佐藤謙之輔君

石坂養平君

三善信房君

川崎末五郎君

角源泉君

百瀬渡君

信太儀右衛門君

小野寅吉君

大門恆作君

生方大吉君

山村豊次郎君

坪山徳彌君

深澤豊太郎君

鈴木辰三郎君

守屋榮夫君

西川貞一君

出井兵吉君

小山亮君

山崎鉢二君

内ヶ崎作三郎君

添田敬一郎君

栗山博君

清水太郎君

野村嘉六君

坂下仙一郎君

岡崎久次郎君

柏木清治君

津原浩君

清川武君

寛君

第七部選出豫算委員 清瀬規矩雄君

第九部選出豫算委員 片山哲君

一昨十一日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

米穀自治管理法案(政府提出)外二件委員

本多貞次郎君

松村光三君

中野正剛君

岸田正記君

松村正記君

伊禮肇君

片山哲君

玉置吉之丞君

笠井重治君

片山哲君

柳仲次郎君

堀内良平君

中村又一君

植村嘉三郎君

清水德太郎君

大島寅吉君

片山一男君

野田邦治君

田中梅吉君

小坂正一君

松田正一君

片山一男君

菊池長右衛門君

石井徳久次君

野田英作君

本田英作君

大本貞太郎君

高橋泰雄君

生田和平君

生田和平君

松木弘君

鶴見祐輔君

西村金三郎君

田村秀吉君

志賀和多利君

星崎天風君

大島寅吉君

富田等平君

高橋泰雄君

名川侃市君

久山知之君

土倉宗明君

岡幸三郎君

春一君

松本次一郎君

石坂繁君

一柳仲次郎君

堀内良平君

古田喜三太君

工藤十三雄君

加藤鎧五郎君

清瀬規矩雄君

本多貞次郎君

松村光三君

中野正剛君

岸田正記君

松村正記君

伊禮肇君

片山哲君

玉置吉之丞君

笠井重治君

片山哲君

柳仲次郎君

堀内良平君

中村又一君

植村嘉三郎君

清水德太郎君

大島寅吉君

片山一男君

野田邦治君

田中梅吉君

小坂正一君

松田正一君

片山一男君

菊池長右衛門君

石井徳久次君

野田英作君

本田英作君

大本貞太郎君

高橋泰雄君

生田和平君

松木弘君

鶴見祐輔君

西村金三郎君

田村秀吉君

志賀和多利君

星崎天風君

大島寅吉君

富田等平君

高橋泰雄君

名川侃市君

久山知之君

土倉宗明君

岡幸三郎君

春一君

松本次一郎君

石坂繁君

一柳仲次郎君

小山田義孝君

藤井達二君

綾部健太郎君

石坂豊一君

岡田伊太郎君

紅露昭君

木村武雄君

川俣清音君

佐藤啓君

松井郡治君

小山田義孝君

綾部健太郎君

石坂豊一君

岡田伊太郎君

木村武雄君

川俣清音君

佐藤啓君

藤井達二君

紅露昭君

岡田伊太郎君

木村武雄君

川俣清音君

佐藤啓君

○議長(富田幸次郎君) 是ヨリ會議ヲ開キ	○議長(富田幸次郎君) 末次虎太郎君
○議長(富田幸次郎君) は御諮詢致スコトガアリマス、決算委員長ヨリ本日本會議中委員會ヲ開キタイトノ申出ガアリマシタ、尙ホ今後本會議中ト雖モ委員會及ビ分科會ヲ開キタイトノコトデアリマス、鐵道敷設法中改正法律案外二件ノ委員長、及ビ東北興業株式會社法案外一件ノ委員長ヨリ、本日本會議中委員會ヲ開キタイトノ申出ガアリマシタ、何レモ之ヲ許可スルニ御異議ハアリマセヌカ	○議長(富田幸次郎君) は御諮詢致スコトガアリマス、決算委員長ヨリ本日本會議中委員會ヲ開キタイトノ申出ガアリマシタ、尙ホ今後本會議中ト雖モ委員會及ビ分科會ヲ開キタイトノコトデアリマス、鐵道敷設法中改正法律案外二件ノ委員長、及ビ東北興業株式會社法案外一件ノ委員長ヨリ、本日本會議中委員會ヲ開キタイトノ申出ガアリマシタ、何レモ之ヲ許可スルニ御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」と呼フ者アリ)	(「異議ナシ」と呼フ者アリ)
○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ	○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ
○松永東君 日程第一及び第二ハ後廻シトセラレントラ望ミマス	○松永東君 日程第一及び第二ハ後廻シトセラレントラ望ミマス
○議長(富田幸次郎君) 松永君提出ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ	○議長(富田幸次郎君) 松永君提出ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕	〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第一及び第二ハ後廻シト致シマス、日程第三、土地賃貸價格改訂法案、其第一讀會ヲ開キマス——大藏政務次官中島彌團次君	○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第一及び第二ハ後廻シト致シマス、日程第三、土地賃貸價格改訂法案、其第一讀會ヲ開キマス——大藏政務次官中島彌團次君
第三 土地賃貸價格改訂法案 (政府提出)	第三 土地賃貸價格改訂法案 (政府提出)
土地賃貸價格改訂法案	土地賃貸價格改訂法案
第一條 政府ハ地租法第九條第一項ノ規定ニ依リ昭和十三年一月一日ニ於テ土	第一條 政府ハ地租法第九條第一項ノ規定ニ依リ昭和十三年一月一日ニ於テ土
地ノ賃貸價格ヲ改訂シ昭和十三年分ヨリ改訂賃貸價格ニ依リ地租ヲ徵收ス	地ノ賃貸價格ヲ改訂シ昭和十三年分ヨリ改訂賃貸價格ニ依リ地租ヲ徵收ス
第二條 改訂賃貸價格ハ各地目毎ニ昭和十一年四月一日ニ於テ土地ノ情況類似スル區域内ニ於ケル標準ト爲ルベキ土定ム	第二條 改訂賃貸價格ハ各地目毎ニ昭和十一年四月一日ニ於テ土地ノ情況類似スル區域内ニ於ケル標準ト爲ルベキ土定ム
第三條 昭和十一年四月一日後昭和十二年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ賃貸價格ヲ設定シ又ハ修正シタル土地ノ改訂賃貸價格ハ地租法第九條第三項ノ例ニ準ジ之ヲ定ム	第三條 昭和十一年四月一日後昭和十二年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ分筆又ハ合筆ヲ爲シタル土地ノ改訂賃貸價格ハ其ノ分筆又ハ合筆前ノ土地ニ付前條ノ規定ニ依リ定メラルベキ賃貸價格ヲ地租法第三十三條ノ例ニ準ジ配分又ハ合算シテ之ヲ定ム
第四條 改訂賃貸價格ニ依ル各土地ノ地租額ガ從前ノ賃貸價格ニ依ル地租額ノ四倍ヲ超ユルトキハ其ノ四倍ヲ超ユル之ヲ免除ス	第四條 改訂賃貸價格ニ依ル各土地ノ地租額ガ從前ノ賃貸價格ニ依ル地租額ノ四倍ヲ超ユルトキハ其ノ四倍ヲ超ユル之ヲ免除ス
第五條 第二條第一項ノ區域及標準賃貸價格ハ賃貸價格調査委員會ノ議ニ付シ	第五條 第二條第一項ノ區域及標準賃貸價格ハ賃貸價格調査委員會ノ議ニ付シ
第六條 稅務署長ハ第二條第一項ノ區域及標準賃貸價格ノ調査書ヲ成シ之ヲ提出スベシ	第六條 稅務署長ハ第二條第一項ノ區域及標準賃貸價格ノ調査書ヲ成シ之ヲ提出スベシ
第七條 各稅務署所轄内ニ賃貸價格調査委員會ヲ置ク但シ稅務署所轄内ニ在ル市ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ賃貸價格調	第七條 各稅務署所轄内ニ賃貸價格調査委員會ヲ置ク但シ稅務署所轄内ニ在ル市ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ賃貸價格調
第八條 賃貸價格調査委員會ハ之ヲ置クベキ區域内ニ於テ地租納稅義務者ノ選舉シタル調査委員ヲ以テ之ヲ組織ス	第八條 賃貸價格調査委員會ハ之ヲ置クベキ區域内ニ於テ地租納稅義務者ノ選舉シタル調査委員ヲ以テ之ヲ組織ス
第九條 選舉期日前十五日ノ現在ニ於テ地租名寄帳ニ納稅義務者トシテ記載セラレタル個人(地租法第七十條又ハ第七十三條第一項但書ノ規定ニ依リ地租ヲ免除セラル者又ハ地租ヲ徵收セラレザル者ヲ含ム)ハ當該市町村内ニ於テ調査委員ヲ選舉シ又ハ調査委員ニ選舉セラルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ	第九條 選舉期日前十五日ノ現在ニ於テ地租名寄帳ニ納稅義務者トシテ記載セラレタル個人(地租法第七十條又ハ第七十三條第一項但書ノ規定ニ依リ地租ヲ免除セラル者又ハ地租ヲ徵收セラレザル者ヲ含ム)ハ當該市町村内ニ於テ調査委員ヲ選舉シ又ハ調査委員ニ選舉セラルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ
第一〇條 無能力者	第一〇條 無能力者
一二 破産者ニシテ復權ヲ得ザルモノ	一二 破産者ニシテ復權ヲ得ザルモノ
三 國稅滯納處分ヲ受ケタル後一年ヲ経ザル者	三 國稅滯納處分ヲ受ケタル後一年ヲ経ザル者
四 六年ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者	四 六年ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者
五 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノモノ	五 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノモノ
六 地租法第八十三條又ハ第八十六條第二項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル後五年ヲ經ザル者	六 地租法第八十三條又ハ第八十六條第二項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル後五年ヲ經ザル者
第七條 市町村長ハ投票ヲ調査シ直ニ立會人ヲ選任シ投票及開票ニ立會ハシムベシ	第七條 市町村長ハ投票ヲ調査シ直ニ立會人ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ手當ヲ支給ス
第十四條 投票ノ效力ハ立會人ノ意見ヲ聽キ市町村長之ヲ決定スペシ	第十四條 投票ノ效力ハ立會人ノ意見ヲ聽キ市町村長之ヲ決定スペシ
第十五條 市町村長ハ投票ヲ調査シ直ニ左ノ事項ヲ稅務署長ニ通知スペシ	第十五條 市町村長ハ投票ヲ調査シ直ニ左ノ事項ヲ稅務署長ニ通知スペシ
一 投票人及投票ノ數並ニ有效投票及無效投票ノ數	一 投票人及投票ノ數並ニ有效投票及無效投票ノ數

二 投票ヲ無効ト決定シタル事由
三 被選舉人ノ住所、氏名、生年月日
シ 及其ノ得票數

第十六條 稅務署長前條ノ通知ヲ受ケタルキハ之ヲ調査シ當選人ヲ決定スベシ

第十七條 投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス得票數同ジキトキハ年齢多キ者ヲ取り年齡モ亦同ジキトキハ稅務署長抽籤シテ之ヲ定ム

第十八條 稅務署長當選人ヲ決定シタルトキハ其ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ當選人及市町村長ニ通知スベシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ當選人ノ氏名ヲ公示スベシ

第十九條 調査委員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ズ

第二十條 調査委員第九條第一項各號ノ一一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第二十一條 調査委員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ當選人ト爲ラザリシ者ノ中得票數多キ者ヨリ順次之ヲ補充ス其ノ得票數同ジキトキハ第十七條ノ規定ヲ準用ス

第十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條 調査委員ノ選舉ニ於テ當選人ノ數ガ定數ニ達セザルトキ又ハ調查委員ニ缺員ヲ生ジ前條ノ規定ニ依リ補充スベキ者ナキトキハ補缺選舉ヲ行フ但シ質貸價格調査委員會開會後缺員ヲ生ジタル場合ニ於テハ之ヲ行ハザルコトヲ得

第二十三條 貸貸價格調査委員會ハ稅務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク其ノ開會日數ハ三十日以內トス

第二十四條 貸貸價格調査委員會ハ開會ノ始ニ於テ調查委員中ヨリ會長ヲ選舉スペシ
會長事故アルトキハ出席シタル調査委員中ノ年齢多キ者會長ノ職務ヲ代理ス
第二十五條 貸貸價格調査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非ザレバ決議スルコトヲ得ズ

議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第二十六條 貸貸價格調査委員會ノ決議ハ會長之ヲ稅務署長ニ通知スベシ

第二十七條 昭和十二年九月三十日迄ニ
貨貸價格調査委員會成立セザルトキハ
稅務署長ニ於テ第二條第一項ノ區域及
標準貨貸價格ヲ定ム

貨貸價格調査委員會開會ノ日ヨリ第二
十三條ノ期間内又ハ昭和十二年九月三
十日迄ニ決議終了セザルトキハ稅務署
長ニ於テ第二條第一項ノ區域及標準貨
貸價格ヲ定ム

第二十八條 稅務署長ハ貨貸價格調査委
員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ十日
以内ノ期間ヲ定メ再議ニ付ス仍其ノ決
議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再議期間内
ニ決議終了セザルトキハ稅務署長ニ於
テ第二條第一項ノ區域及標準貨貸價格
ヲ定ム

第二十九條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ
貨貸價格調査委員會ニ出席シ意見ヲ陳
述スルコトヲ得

第三十條 調査委員ニハ命令ノ定ムル所

第三十一條 第二條第一項ノ區域及標準
賃貸價格ヲ定メタルトキヘ稅務署長ヘ
期間ハ豫メ之ヲ公示スペシ
市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキヘ
二十日間關係者ノ縱覽ニ供スペシ縱覽
期間ハ豫メ之ヲ公示スペシ
第三十二條 自己ノ納稅義務ヲ有スル土
地ニ適用セラルベキ標準賃貸價格ニ關
シテ異議アル者ハ前條ノ縱覽期間滿了
ノ日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具
シ稅務署長ヲ經由シテ稅務監督局長ニ
異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得
前項ノ申立アリタル場合ト雖モ政府ハ
稅金ノ徵收ヲ猶豫セズ
第三十三條 前條第一項ノ申立アリタル
トキヘ稅務監督局長ハ之ヲ審査決定シ
異議申立人ニ通知スベシ
第三十四條 前條ノ決定ニ對シ不服アル
トキヘ訴願ヲ爲シ又ヘ行政裁判所ニ出
訴スルコトヲ得
第三十五條 稅務署長又ヘ其ノ代理官ハ
土地ノ所有者、質權者、地上權者其ノ
他利害關係人ニ對シ賃貸價格ノ調査上
必要ナル事項ヲ質問スルコトヲ得
第三十六條 賃貸價格ノ調査又ヘ決議ニ
從事シタル者ハ其ノ調査又ヘ決議ニ關
シ知リタル祕密ヲ正當ノ事由ナクシテ
他ニ漏洩スルコトヲ得ズ
第三十七條 町村組合ニシテ町村ノ事務
ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモ
ノハ本法ノ適用ニ付テヘ之ヲ一町村、其
ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス
市制第六條又ヘ第八十二條第三項ノ市
ニ於テヘ本法中市ニ關スル規定ハ區

ニ、市長ニ關スル規定ハ區長ニ之ヲ適用ス
町村制ヲ施行セザル地ニ於テヘ本法中
町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモ
ノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ
準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附 則

○政府委員中島彌團次君登壇

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
地租法第七十一條第一項ニ規定スル申請
期間ハ昭和十三年分地租ニ限リ命令ヲ以
テ之ヲ變更スルコトヲ得

（政府委員中島彌團次君登壇）

○政府委員中島彌團次君登壇

土地賃貸價格
改訂法案ノ大體ノ説明ヲ致シマシテ、曩ニ御
協賛ヲ得マシテ制定致シマシタ地租法ニ於
キマシテハ、地租ノ課稅標準タル土地賃貸
價格ハ之ヲ十年毎ニ改訂シ、其第一回ノ改訂
ヲ昭和十三年ニ於テ行フコトナシテ居ル
ノデアリマス、仍テ此規定ニ基キ昭和十三
年ニヘ現行ノ賃貸價格ヲ改訂スル必要ガア
ルノデアリマスガ、是ガ爲ニ行フ調査ニハ
相當ノ日時ヲ必要ト致シマスルノデ、本年
度ヨリ着手スルコトトシ、之ニ要スル經費
ノ一部ヲ追加豫算ニ計上スルト共ニ、土地
賃貸價格改訂法ヲ制定スルコトニ致シマシ
タ次第アリマス、改訂賃貸價格ノ調査ノ
方法ハ、大正十五年ニ於ケル賃貸價格ノ調
査方法ト同一デアリマシテ、改訂賃貸價格
ハ各地目毎ニ、土地ノ状況、類似スル區域
内ニ於ケル標準賃貸價格ニ依ルコト致シ、
其區域及び標準賃貸價格ハ、地租納稅者ノ
選舉シタル調査委員ヨリ成ル委員會ノ議ニ
付シテ決定スルコト致シタノデアリマス、
又調査委員ノ選出モ、前回ノ通り原則トシ
テ市部ハ十人、町村ハ一人ト致シマシタ、

尙ほ賃貸價格ノ改訂ニ依リ負擔ニ激増ヲ來
スモノニ付キマシテヘ、其負擔ヲ緩和スル
爲メ適當ナル規定ヲ設ケマシタ、何卒御審

議ノ上速ニ御協賛ヲ與ヘラレントヲ希望
スル次第アリマス(拍手)

○議長(富田幸次郎君) 質疑ノ通告ガアリ

マス、高田耘平君——議席ニ居ナイヤウデ
アリマスカラ發言ノ通告ハ取消ト致シマス、
本案ノ審査ヲ付託スペキ委員ノ選舉ニ付キ

御諮リ致シマス

○松永東君 本案ハ議長指名十八名ノ委員

ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 松永君ノ動議ニ御

異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ動議ノ如ク決シマス

○松永東君 日程第四ハ後廻シトセラレン

コトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 松永君提出ノ動議

ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ日程第四ハ後廻シト致シマス、
日程第五、重要肥料業統制法案、此第一讀

會ヲ開キマス——商工大臣小川郷太郎君

第一讀會

<

常ナル疑義ヲ持テ居ルノデアリマス、故ニ
疑義ト考ヘマスル所ヲ申シマシテ、商工大臣
臣ノ明快ナル御答辯ヲ承リタイト思フノデア
リマス、第一ニ私ガ御伺シタイノハ、本
年御提出ニナリマシタ所ノ此法案ヲ見マス
ト、昨年岡田内閣ノ當時ニ出来マシタ所ノ
統制案ト、非常ナル相違ガアルノデアリマ
ス、頗ル微温的ナ微力ナモノニナッテ居リマ
シテ、見方ニ依リマスルト殆ド骨抜キトナ
テ居ルノデアリマス、何ガ故ニ昨年ノ統制
法案ト本年ノ統制法案トガ、斯ノ如ク相違
ノアルモノヲ御出シニナツテ居ルノデアリマ
スルカ、此點ヲ伺ヒタイノデアリマス、
第二ニ伺ヒタイノハ、本案ハ色々々ノ條項
ガアリマスルガ、要スルニ肥料ノ供給關係
ヲ圓満ニシテ、今日肥料代ノ重壓ニ苦シニ
居リマスル所ノ農村經濟ヲ緩和シヨウト云
ガノガ、其主タル目的ハ飽マデモ農村經濟ヲ匡
救スルコトニアラネバナラヌト考ヘルノデ
アリマス、ソコデ私ハ商工大臣ニ御尋致シ
マスルガ、一體此化學肥料ノ製造ノ設備ハ、
御承知ノ通リニ年ト共ニ色々々ノ新式ノモノ
ガ出来テ居リマスルノデ、其當事者々々タ
デ生産ノ「コスト」ニ非常ナ相違ガアルノデ
アリマス、此肥料ノ統制案ノ目的トスル所
ハ主トシテ硫安ニアルト考ヘマスルカラ、
テ居ルノデアリマス、故ニ以前ノ設備ノメ
ノト最新式ノモノヲ比べマスルト、其生産
備モ御承知ノ通リニ年々新シイ設備ガ出来
私ノ承知ヲ致シテ居ル所ニ依リマスルト、

硫安ノ最新式ノ設備ヲシテ居リマスルノハ、三井ノ三池等素、東洋高壓等デアルト聞イテ居リマスルガ、是等ノ最新式ノ設備ヲシテ居リマスル所ノ製造會社ノ硫安ノ生産「コスト」ハ、一驰ニ付テ工場「コスト」ガ三十五圓内外ト聞イテ居ルノデアリマス、之ニ營業費其他ノ諸經費ヲ勘十圓ト見マシテモ、五十圓ニモ賣レマスレバ相當ノ利潤ヲ生ズルノデアリマス、然ルニ極ク舊式ノ硫安ノ製造工場ノ「コスト」ハ、工場「コスト」デサヘ六十圓乃至七十圓ニモ付イテ居ルモノガアルト聞イテ居ルノデアリマス、之ニ營業費其他ヲ加ヘマスルト、八十圓デ賣リマシテモ利潤ハナインノデアリマスルガ、斯様ニ大キナ違ヒノ出テ居リマスモノヲ、如何ナル方法ニ依ツテ、如何ナル基數ニ依ツテ、商工大臣ノ所謂公正ナル價格ヲ算出シテ、農家經濟ヲ匡救シヨウト言ヘレルノデアリマスルカ、此點ヲ私ハ伺ヒタインノデアリマス、斯ク申上ゲマスルト、現ニ硫安ヘ内地ノ生産、テハ不足ヲスルノデ、輸入ヲシテ調節ヲ圖シテ居ルデハナイカ、左様ナ問題ハ今日直チニ心配ヲスル問題デナイト仰セラレルカモ分リマセヌガ、硫安ノ自給、更ニ進ンデ輸出ヲシナケレバナラヌコトハ、我國ノ產業國策上カラ申シマシテモ緊切ナ事柄デアリ、又是非其實現ヲ期セネバナラヌノデアリマシテ、私共ノ考ト致シマシテハ、コヽ一兩年或ハ當局者ノ措置其宜シキヲ得レバ、明年アタリニハ當然硫安ノ自給ヲシテ、進ンデ輸出ヲスル餘裕ヲ生ズルト考ヘアルノデアリマシテ、此問題ハ今日此案ヲ通デアルト私共ハ考ヘテ居ルノデアリマスルガ、之ニ對シテ商工大臣ノ明快ナル御答辯

ヲ煩ハシタイト思フノデアリマス、尤モ此
製造ノ機械其他ノ設備ガ年々新シク出来マ
シテ、製造「コスト」ノ達ヒマスルコトヘ、唯
硫安ノミデゴザイマセズ、總テノ製造工業
ガサウデヘアリマスルガ、此點ハ昨日小山
君ノ重要産業統制法案ノ御賛成ノ演説中ニ
モ、此事ニ言及サレ居リマシタガ、特ニ
此硫安ハ其相違ガ甚シイノデアリマス、只
今申上ゲマシタ如ク三十圓ノ工場ノ「コス
ト」ソレガ舊式ノ機械デハ六十圓、七十圓ニ
上ツテ居ルノデアリマスルカラ、十二對スル
二十二ニ餘ル所ノ生産費ガ高ク付ク勘定ニナッ
テ居ルノデアリマス、他ノ製造工業ヲ見マ
スルト、例へバ紡績業ノ如キニ於キマシテ
モ、舊式ノ機械ヲ持ツテ居リマス製造業者
ト、新式ノ機械ヲ持ツテ居リマス製造業者
ノ生産「コスト」ニハ相違ガアリマスルガ、併
ナガラ今日ノ時價デ申シマスルト、綿絲ノ
標準物ノ二十手ヲ製造シマスルノニ、新
式ノ優良ノ機械ヲ持ツテ居リマス者ハ、一捆
百八十五六圓デ出來ルノガ、舊式ノ機械ヲ持ツ
テ居リマス者ハ、ソレガ百九十五六圓掛ルサウ
デアリマス、語り十圓餘ノ差額ニ濟ンデ居ルノデ
アリマス、又人絹會社ノ如キモ相當ニ舊式ノ
機械ト新式ノ機械トノ「コスト」ノ開キガアル
ト言ハレテ居ルノデアリマスガ、ソレデモ
標準物百封度ニ付テ十圓内外ニ過ギヌノデア
リマス、砂糖會社ノ如キモ、沖繩ノ黑糖ナ
ドハ例外デアリマスガ、臺灣デ出來マスル
分蜜糖ノ生産費ナドハ、一流ノ優良會社ノ
生産「コスト」モ、二流三流ノ脆弱ナル生産
業者ノ「コスト」モ、分蜜糖百斤ニ付テ十二
圓シカ開イテ居ラヌノデアリマシテ、此硫
安肥料ノ如ク、舊式ノ機械ト新式ノ機械ニ
依ツテ莫大ナル生産「コスト」ノ相違ヲ見テ

○國務大臣小川郷太郎君登壇
問ニ簡単ニ御答ヲ申上ゲマス、第一ハ本法案ハ六十七議會ニ出シタ肥料業統制法案ニ比スレバ、骨抜キニナックタデハナイカト云フ御尋デアリマスガ、ヨクサウ云フ御批評ガアリマスガ、成程前六十七議會ニ出シマシタ本案カラ見マスト云フト、大分違ツ所ガアリマス、併シソレハ丁度只今説明ニモ申シマシタ通り、其當時ノ本院ニ於ケル議論、ソレカラ尙ホ當業者及ビ消費者ノ團體ノ意見ヲ微シテ見マンタ上デ、本案ノヤウナ風ニ改メルノガ最モ適當デアルト考ヘタノデアリマス、一々相違ノ點ヲ此處デ申上ゲルノモ煩ニ過ギマスルカラ、何レ委員會デ能ク説明ヲ致シマスガ、例ヘバ許可事業ニセナケレバナラヌト云フヤウナコトモ、消費者ノ團體カラ聞イテ見マシテモ、ソレハ宜クナイト云フノデアリマス、骨抜キニシタガ爲ニ消費者タル農民ニハ非常ニ惡イノダト、此案ヲ考ヘル人モアリマスケレドモ、此實ハ其許可制度ヲ取去シタ云フコトガ、其方面ノ意見ニモ合シテ居ルノデアリマス、サウ云フ風デ骨抜キノト云フコトデ、大變ニ誤解ガアルヤウデアリマスケレドモ、此法律案ガ實際ニ運用セラレル時分ニハ、決シテ左様ナモノデナイ、斯ウ云フコトヲ申上ゲタイノデアリマス
ソレカラ第二ノ御質問ハ肥料ノ公正ナル價格ト云フコトデアッタ思ヒマスガ、實ハ肥料ハ安ケレバ安イ程農村ニ取ツテハ宜シ

ヒマスガ、ガ併シ御話モアリマシタ通り、
日本ノ硫安ニ付テ申シマスレバ、今日ハ供
給ガ不足ナノデアリマス、海外ニ其不足分
ヲ仰ガナケレバナラナイ、海外ニハ需素「カ
ルテル」ト云フヤウナ強力ナルモノガアリ
マシテ、ソレデ國際的ニ値段ヲ決メルノデ
アリマス、ソレデ日本ノ硫安ノ價モ之ニ左
右セラレルコトヲ免レ得ナインデアリマス、
ソレデ「コスト」ガ幾ラデアルトカ、三十圓、
四十圓デ出來ルトカ、其「コスト」ヲ標準ニ
シテ價格ヲ決メタラ宜イヂヤナイカト申サ
レマシテモ、今日ノヤウナ不足セル場合ニ
於キマシテヘ、サウ云フ譯ニ參ラナイノデ
アリマシテ、ソコデ日本ノ現狀カラ申シマス
ナラバ、硫安ニ付テ言ヘバ、先づ自給自足
ヲ圖ラナケレバナラナイ、大本君ハ明年度
デ自給自足ニナルヂヤナイカト云フ御話デ
アリマシタケレドモ、私等ノ調べテ居ル所
デヘ、サウモイカヌヤウデアリマス、是ハ
需要ハドンヽ増スト云フコトヲ考ヘナケ
レバナラヌノデアリマス、ソコデ先づ硫安
ノ自給自足ト云フ域ニ達シ、ソレガ澤山ニ
出来テ來ルヤウニナレバ、以テ肥料ノ價ヲ
安クセシムルコトモ出來ルデアリマセウシ、
或へ進ンデハ輸出ヲスルヤウナコトモアリ
得ルト思フノデアリマシテ、ソレデ需要者
ノ立場ト生産者ノ立場ト兩方面ヲ組ヒマシ
テ、其時其場合ニ於キマシテ公正ナル價格
ト云フコトヲ見テ行キタイト考ヘルノデア
リマス、ソレデ此法律案ノ狙ヒ所ハ其處ニ
アルノデアリマシテ、必シモ生産費ト云
マシテ、要ハ此法律ノ運用ニ依リマシテ、

○大本貞次郎君　只今ノ商工大臣ノ御答辯ハ、ドウモ私へ要領ヲ得ナイト思フノデアリマス、第一ニ商工大臣ヘ、昨年政府ガ提出ヲ致シマシタ統制法ト、今日御出シニナツタ統制法トノ相違ノ出來テ居ルノハ、能ク農村側トモ協議ノ上、寧ロ需要者、即チ農村側ニモ此方ガ利益デアルト思ウテ提出アシタトノ御答辯デアルノデアリマスルガ、全然ソレヘ御考ガ間違ウテ居ルト思フノデアリマス、此統制案ニ依リマスルト、私へ結論ニ於テハ決シテ農村民ノ經濟ノ匡救手段ニハナラズシテ、肥料製造業者ノ保護法案ニナルト考ヘルノデアリマス(拍手)肥料製造業者ヲシテ、此上ニモ暴利ヲ貪ラシム所ノ一つノ手段トナルト私へ考ヘルノデアリマス、是ハ私ガ考ヘマスルノミデハナク、世間ノ者ハ皆サウ考ヘテ居ルノデアリマス、論ヨリ證據、先般政府ガ斯ノ如き微溫的ナル統制法ヲ提出スルコトニ決定シタ云フコトガ一度世間に傳ヘリマスト肥料會社ノ株ハ暴騰ヲ告ゲタノデアリマス此案ノ提出ノ内容ヲ見マス前ト見タ後ノ肥料會社ノ株ノ相場ヲ調べテ見マスト、一判シタ云フコトガ一度世間に傳ヘリマスト以上ノ暴騰ヲ告ゲテ居ルノデアリマス、是ガ私へ何ヨリモ此御提出ニナツタ統制案ヘ農民經濟ヲ匡救スルモノニアラズシテ、肥料會社ノ利益ヲ増進スルモノデアルコトヲ御考ヨリヘ、株ノ相場ノ考ノ方ガ遙ニ利口モノデアルト考ヘルノデアリマス、甚ダ失禮ナ申分デアリマスガ、商工大臣ナドノランコトヲ望ンデ居ル次第アリマス(拍手)〔大本貞太郎君答辯〕

ノ暴騰シタト云フコトカラ考ヘマシテモ、商工大臣ノ言ハレルヤウナコトハ全然理由ノナイコトデアルト信ズルノデアリマス。又第二ノ問題デアリマスガ、御話ニ依ルト肥料價格ノ公正ナル標準相場ト云フモノハ、製造「コスト」デ算出スベキモノデナイ、斯様ナコトヲ言ハレルノデアリマスガ、私ハ奇怪千萬ナル御答辯デアルト思フノデアリマス、凡ソ物ノ價格ヲ算定致シマスル第一ノ基礎ヘ、生産費ノ「コスト」ニ置カナケレバナラヌノヘ子供ガ考ヘテモ分ッテ居ルコトデアリマス、私ハ今日此統制案が假ニ成立ヲ致シタト致シマスレバ、肥料會社ハ長ク今日ノ暴利ヲ負ルコトガ出来ルト思フノデアリマス、何故ナラバ只今申上ゲマシタ通リニ、硫安デ營ヘテ見マスト、安イ生産設備ヲ持ツテ居リマス所ノ製造會社ノ生産「コスト」ハ三十圓位デアリマス、高イ所ハ六十圓、七十圓ニ上ッテ居ルノデアリマスカラ、先づ「コスト」ヨリ見タ所ノ公正ナル價格ヲ定メヨウト致シマスト、凡ソ今日ノ設備ヲシテ三十圓デ出來ルモノト致シマスレバ、十圓ノ營業費ヲ見マシテモ、五十圓乃至六十圓ニ定メルノガ至當デアラウト思フノデアリマスルガ、若シ五十圓、六十圓ニ硫安ノ相場ヲ公定致シマシタ場合ニヘ、舊式ノ設備ヲ持ツテ居リマス所ノ製造業者ハ全滅ヲ免レナイノデアリマス、所ガ舊式ノ製造業者ノ全滅ヲ助ケヨウト思ヒマスレバ、勢ヒ硫安ノ公定相場ヲ九十圓、百圓ニ持ツテ行カナケレバナラヌノデアリマスガ、左様ニ致シマスト新シイ設備ヲ持ツテ居リマス所ノ生產會社ハ、其設備ノ資本ニ對シマシテ、一年八割、十割ノ暴利ヲ負ルヤウニナルノデアリマス、此調節ハ如何ニシテ

オヤリニナル御考デアリマスカ、舊式會社ヲ保護シヨウト思ヘバ、新式會社ヲシテ斯ノ如ク不當ナル暴利ヲ取ラシテ、サランダニ肥料代ノ重壓ニ苦ンデ居リマス所ノ五百万ノ農村民ヲシテ、此上長ク此重壓ニ苦シマシムルコトトナルノデアリマスシ、又安イ製造會社ノ生産「コスト」ヲ標準トシテ定メマスレバ、舊式ノ既設會社ヲ潰滅サスコトトナルノデアリマスガ、ドウシテモ一ヲ採ルカ二ヲ採ルカニ致サネバナラヌ結論ニナルノデアリマスガ、是モ商工大臣ハ公正ナル價格ヲ算出シ得ルト御考ヘニナリマスルカ、又只今ノ御言葉デハ、ソソナコトハ今頃心配ヲセヌデモ、マダ當分ヘ日本ノ化學肥料ヘ自給自足ハ出來ナイ、海外カラ輸入シテ補給ヲセネバナラナイト云フヤウナ御答辯デアリマシタガ、是モ私ヘ全ク商工大臣ノ御認識ノ不足デアルト考ヘルノデアリマス、大體ヲ言ヘバ政府ノ措置其宜シキヲ得マシタナラバ、昨年頃ニ於テ硫安ナドヘ需給ノ權衡ヲ得テ居ラネバナラナカッタノデアリマス、現ニ肥料業者自ラモ昭和十年度ニ於テハ十分ニ自給シ得ルト云フコトヲ、製造業者自ラモ言ウテ居タコトヘ御承知ノ通リデアラウト思フノデアリマス、元來ヲ言ヘバ私ヘ此需給關係ガ圓滿デナリマス、之ニ付キマシテヘ昨年ノ統制案ニ對シマシテ、委員會デ斯ウ云フ報告ヲシテ居ルノデアリマス、即チ一、窒素工業ノ合理化ト増産ニ對シテ適當ノ助成、例ヘバ發電計畫ニ優先權ヲ與フルコト等ヲナシ、將來優越セル輸出工業ノ域ニ達セシム

ルコト、二、供給ノ圓滑ト市價ノ低下ヲ期
セシガ爲メ適當量ノ常備貯藏ヲ爲サシメ、
又ハ相當數量ノ海外輸入ヲ配給組合ニ命
ジ、由テ生ズル此損害ニ對シテハ政府之ヲ
補償スルコト、昨年ノ委員會ニ於テハ此報
告ヲ致シマシテ、此統制案ノ成立ハ時期尙
早デアリトサレタノデアリマスルガ、私ハ
ダケノコトヲ先づ行ウテ、サウシテ化學肥料
料ノ需給ヲ圓滿ニシテ、初メテ此統制案ヲ御
此事ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス、是
ノ關係ガ圓滿ニ行ツテ居リマセヌ今日、斯様
ナ法案ヲ御出シニナリマスルコトハ、既設
ノ舊式設備ヲ持ツテ居リマスル脆弱ナ肥料
製造會社ノ保護法案トナツテシマフ處ガ多
分ニアルノデアリマス、此點ニ付テ商工大
臣ノ御答辯ヲ御願致シマス(拍手)
○國務大臣小川郷太郎君(登壇)
〔國務大臣小川郷太郎君登壇〕

トシテハ恐縮スル次第アリマス、ドウカソレハ十分ニ御認識ヲ戴キタイト思フノデアリマス、第一農村ノ爲ニ惡イト云フ御話デアリマスケレドモ、實ハ價格ノ公正ヲ圖ルト云フコトノ爲ニヘ、肥料業組合方販賣價格ヲ決定致シマスト、ソレヲ豫メ政府ニ届出マシテ、其承認ヲ受ケルノデアリマス、若シ其價格ガ公正デナイト見レバ、ソレノ變更ヲ命ズルコトモ出來ルノデアリマス、ダカラ此法律ガアリマシタ方ガ農村ノ爲ニモナル、今日何故之ヲ出スカ、總テ需給調節ガ出來ルヤウニナッテ、肥料ガ澤山出来上ツテ後デモ宜イヂヤナイカト申サレマスケレドモ、ソレ迄ニ於テモ法律案ハ確ニ農村ノ爲ニナルト私ハ考ヘルノデアリマスソレカラ此市價ノ定メ方ニ付キマシテハ、各社ノ生產費ト云フモノハ、實ハ具體的ニ明瞭ニ出來マセス、政府ハ最惡ノモノヲ標準ニスルコトハ出來ナイコトハ勿論デアリマスガ、硫安ノ市價ヲ監督スルニ當ツテハ、各社ノ生產費、農村事情、一般物價等、各般ノ事情ヲ考慮シマシテ、消費者及ビ生産者ノ何レニモ偏シナイヤウニ、公正ナル價格ヲ標準トスベキモノダグト思フ、此法律案ニ依リマシテ、先ツ澤山ノ硫安ノ供給ガ出來ルヤウニナレバ、自然ニ又價格ハ低クナツテ來ルコトガアルト思フノデアリマスカラ、サウ云フヤウナコトヲ大體考ヘマスト、今日此法律案ヲ出スノハ決シテ急イダ譯ヂヤナイ、適當ナモノデアルト考ヘルノデアリマス

○議長(富田幸次郎君) 田中養達君
(田中養達君登壇)
○田中養達君 本案へ前ノ議會デ可ナリ論議シ盡サレテ居ル問題デアリマスケレドモガ、前ノ議會ト今日トヘ社會情勢ニ一大變化ガ來テ居ルノト、廣田内閣組閣ニハ、寺内陸軍大臣ハ組閣ノ内容ニ付テ相當急込ンデ關與サレタ事實ガアリマスカラ、現内閣ノ重要ナル政策ニ付テハ軍部ヘ一大責任ガアルト思フ、私ハ斯ウ云フ前提、斯ウ云フ立前カラ本案ニ付テ御尋シタイトトスウ存ズル次第アリマス

大體此肥料統制法案ナルモノハ、眞ニ今日窮乏シテ居ル農民ヲ救フト云フ立前カラ提案サレテ居ルモノデアルカドウカ、私ハ茲ニ非常ナ疑義ヲ持ツ次第アリマス、ソレハ今審議中ノ米穀自治管理法案、產廩處理法案竝ニ此法案ヘ、農村ニ取ッテハ最重大ナル關係ガアルコトヘ申ス迄モナイコトデアリマス、其中デモ特ニ此肥料ノ問題ハ一般農民ニ、養蠶家ニモ、米作者ニモ、而モ中產階級以下ノ今日一番窮乏シテ居ル小作階級ノ人等ニ、直接利害關係ノアル大ナル是ハ問題デアリマスガ、理窟ヘ抜擢シテヤル、私ハ是デ盡キテ居ルト思フ、サモ救ウテヤリタイト云フ御考デアルナラバ、是ハ理窟デヤナシニ、安イ肥料ヲ提供シマシテ、是デ私ノ質問ハ打切リマス(拍手)

決メラレルノニ、今大本君モ申サレタ通り
ニ「コスト」ノ高イ——是ハ語弊ガアルカモ
知レマセヌガ、不良會社ノ採算ノ取レルヤ
ウナコトニ一ツノ目安ヲ置イテ、サウシテ
公正ナ價格ヲ決メル、斯ウ云フコトニナリ
マスト、此不良會社ノ利益ハ廳テヘ今日苦
ンデ居ル農村ニ轉嫁シ、農民ニ轉嫁サレテ
居ルコトヘ、爭ヘレス是ハ事實デアリマス（拍
手）今日此案ニ對シテ或ヘ資本家擁護ダト
云フ聲ハ相當ニアリマス、私ハ資本家擁護ナ
リト云フ聲ヲ聞クノハ、只今申スヤウニ「コ
スト」ノ高イ會社ガ、採算ノ取レルヤウナ目
安ニ價格ヲ決メラレルト云フ所ニアルトス
ウ信ジマス、殊ニ私ヘ今回特ニ提案サレタ
此案ノ中ニ、前ノ議會デスラ、アノ社會情
勢ノ時デスラアノ條項ノ中ニアック假ニ斯
ウ云フ「コスト」ノ高イ、或ル意味ニ於ケル
不良會社ハ營業停止トカ、其他ノ權限ヲ主
務大臣ガ持ツテ居ラレルヤウニ書イテアッ
タ、ソレガ今日ノヤウナ社會情勢ニナッタ
此議會デ、特ニ其種ノ權能ヲ態々廢メテ、
其條項ヲ省イテ茲ニ提案サレタ、其理由ヲ
御尋致シタイ、私ハ商工大臣竝ニ農林大臣
ニ御尋シタイコトヘ、全體何時マデ此「コス
ト」ノ高イ會社ノ採算ヲ取ラレルヤウナ價
格ヲ何時マデ全體持續サレル積りカ、私ノ
申スノハ、若シアナタガ眞剣ニ農民ヲ憂ヘ
ラレル氣持ガアルナラバ、ソレハ成程需要
ノ關係上今立ドコロニ此會社ヲ潰ス譯ニ行
カヌ、斯ウ言ハレルカモ知レマセヌガ

デハナイカ、又何時マデモ此農民ニ負擔ヲ
イ設備ノ、新シイ機械ノアル會社ニ向ツテ
思切ツテ援助シテ、一日モ速ニ安イ肥料ヲ農
民ノ手ニ入ルヤウニシテヤルトカ、此決心
ガアルカドウカト云フコトヲ私ハ御尋申シ
タイ
　イマーツ今一番喧シイ例ノ米穀統制法案
デモ、此根本ハ何カト言ヘバ、ヤハリ肥料
ニ係ルコト重大デアル、如何ニ米價ヲ統制
セントサレテモ、肥料ノ價格ニ於テ今日ノ
ヤウナ無統制——少シク米ガ高ウナレバ勝
手ニ肥整ガ高ウナル、コンナ馬鹿氣タコト
ヲ黙認シテ居ツテ、米ノ統制ナドヘ私ハ出来
ヌト信ズル（拍手）私ハ理窟ヲ抜イテ先ヅ其
根本デアル肥料、コンナモノハ國家ノ力ニ
依ツテ思切ツテ安イモノヲ農民ノ手ニ配ツテ
ヤツテ貴ヒタイ、私ハサウ云フ立前カラ論
ジマス時ニ、是ハコンナ生温イ法案デナシ
ニ、モウ一步進ンデ或ハ專賣ニ爲サルトカ、此處ノ
或ハ國營ニマデ進ム御考ハナイカ、此處ノ
所ヲ一ツハキリト御尋申上ゲタイノデア
リマス

　イマーツ私ハ寺内陸軍大臣ニ御尋シタイ
ガ……〔陸軍大臣ハ居ナイ」ト呼フ者アリ〕
居ラレマセヌカラ、ドウカ政府委員カラ私
ノ意ノ在ル所ヲ傳ヘテ戴イテ、機會ノアル
時ニ此御回答ガ願ヒタイト斯ウ存ジマス、
五・一五事件ト云ヒ、今度ノ一・二六事件ト
申シ、無論是等ノ由テ來ル原因ニハ、政治、
經濟、社會情勢、色々アルトハ存ジマスケ
レドモガ、其最モ大ナル原因ガ、軍ノ組織
ノ根本デアル基礎デアルベキ多數ノ農村
ガ、苦ミ惱ンデ居ルト云フコトガ一大原因
デアルダケハ争ハレナイ事實デアリマス、

其證據ニハ先般例ノ収軍ト稱スルアノ人等ノ中ニ、山王臺デ何ト演説ヲサレテ居タカ、大衆ニ向ツテ「私ハ埼玉縣ノ一農夫デアリマス、私共ノ穫ツタ米ヲ吾々ハ食ヘヌ、是ニハ一大缺陷ガアルコトト存ジマスガ、其理由ハ知ラヌ、兎ニ角吾々ハ之ヲ改メテ貰ヒタイ」ト叫ンダ事實ガアルデハナイカ、陸軍大臣此一言ヲ聽カレテモ、如何ニ軍ノ基礎デアリ、組織ノ根本デアル農民ガ惱ミ苦シニ居ルカト云フコトハ明ナ事實デアリ、隨テ又五・一五事件ト云ヒ、二・二六事件ト云ヒ、此農村窮乏ガ最大ノ原因デアル位ノコトハ、十二分ニ私ハ御承知ノコトト存ジテ居リマス、最近ハ盛ニ肅軍ガ叫バレテ居ル、私ハ肅軍結構ト存ジマス、思切ツテヤッテ貰ヒタイケレドモガ、此肅軍ヲ叫バネバナラナイ由テ來ル理由原因ガ、若シ果シテ農村窮乏ニアルト云フコトデアルナラバ、此根本ヲ正サズシテ肅軍ハ何ニモナラヌト私ハ信ズル（拍手）先づ窮乏セル此農村ヲ救ヒ、アノヤウナ不祥事ヲ重ネテ起サセヌヤウニスル、斯ウ云フ立前ニ御立チニナルナラバ、今申上ゲマスヤウニ、中產階級以下ノ實際惱ミ苦シニ居ル多數農民ガ、其時カラ理窟ヲ抜イテ即座ニ潤ヒ救ハレル、斯ノ如キコトニ對シテハ思切ツタ此際案ヲ立テ、戴キタイ、ソレニ昨年トハ骨抜キニナツタヤウナ、コンナ案ニ贊成サレル意味ガ私ニハ分ラヌ、殊ニ聞ク所ニ依リマスレバ、肥料、殊ニ窒素肥料ノ如キハ、一度有事ノ場合ニハ國防上缺クベカラザル重大ナル工業デハナイカ、然ラバ此際此社會情勢ニ於テ、斯ノ如キ法案コソ思切ツテ政府ノ權力ニ依ツテ、一面ニ於テハ安イ肥料ヲ農民ニ提供シ、一面ニ於テハ有事ノ場合ニ

ハ是ガ軍需工業トシテ手落チノナイヤウニ、何故私ハ此際思切ツテモット進ンダ案ヲ提案サレヌノカ、何故私ハ陸軍大臣ガ閣議ニ於テ斯ノ如キ生温イ案ニ賛成サレタカ、私ハ其眞意ガ那邊ニアルノカ知ルニ苦シマス

私ノ今回ノ事件ニ對シテ一番憂ヘルコトハ何カト申シマスルト、軍民ノ離間デアル、今私ハ世間デ色々ノ噂ヲ聞イテ見マスルト、此間ノ事件ハ軍部ガ怪シカラヌト申シテ居リマス、而モ現状維持派ノ連中等ハ、筆ヲ揃ヘテ怪シカラヌト云フヤウニ思ハス爲ニ努力シテ居ル明カナル事實ガアル（拍手）何ト云フ馬鹿ナコトダ、ヤラレタコトハ洩ニ是ハ其手段ト方法ニハ遺憾ナ點ガ多アリマス、併ナガラ己等ノ部下デアリ、軍ノ組織デアリ、軍ノ根本デアル此多數農民ガ惱ミ苦ンデ居ルノダ、誰カ起ツテ改革セニヤ是等ガ救ヘスト云フ、此眞情ニ對シテハ、オ瓦敬服セザルヲ得ナイ、方法ハ誤ダテ居ル、然ルニ今日ハ此氣持マデモ怪シカラヌト傳ヘント致シテ居ルデハナイカ、私ハ此際アノヤウナ不祥事モ、方法ハ誤ツテ居タノデアルケレドモガ、其根本ノ目的ハ國家ヲ憂ヘ、今苦ンデ居ル是等多數ノ農民ヲ救ハンガ爲デアッタ、此氣持ダケハハッキリト國民ニ示シテ戴キタイノデアリマス、唯單ニ抽象的ニ肅軍ダト言ツテモ、今日食フコトニ惱シニデ居ル百姓ハ肅軍ト云フコトニハ耳ヲ藉サヌ、ソレデヤナシニ、私ガ申スヤウニ、斯ノ如キ案ニ對シテハ思切ツタ政策ヲ立テ、此苦ンデ居ル農民ニ安イ肥料ヲコカラ初メテ肅軍モ起リ、ソレデ初メテ軍民一致ノ實ガ舉ガルト私ハ斯ウ信ジマス

國務大臣小記

(拍手)若シモアノ不祥事ヲ重ネテ起サヌヤ
ニスル、肅軍ヲヤレ、而モ今憂ヘル軍民
一致ガ斯ノ如キ案ニ依ツテ少シデモ促進サ
レ、今日苦ンデ居ル一般農民ガ、其認識ヲ
云フ立前ニ立ツテ、寺内陸軍大臣ハドンナ御
考ヲ持ツテ居ルノカ、簡単ニ肥料ノ統制法案
ダトスウ云フ取扱デナシニ、廳テハ之ニ依ツ
テ農民ヲ救ヒ、之ニ依ツテ廳テハ軍ノ一致、
之ニ依ツテ一般大衆ガ軍部ニ信賴スル所以
ノ途ダト云フ、此見地ニ立ツテ思切ッタ案ヲ
具成セラル、意思ガナイカ、此處ノ所ヲ御
尋申シタイト斯様ニ存ズル、是等ノ内容ノ
手續其他ニ付テハ、何レ委員會デ私ナリ同
僚ナリガ、詳シク御尋スルコト存ジマス
カラ、唯私ハ希望ノヤウデアリマスルガ、自
ラノ希望ヲ交ゼテ一言御尋致シテ置ク次第
デアリマス(拍手)

セラレルノヲ免レナインデアリマス、デアリマスカラ今日ノ肥料ノ値ヲ以テ不良工場ヲ保護シテ居ルト御考ヘニナルノハ、私ハ事實ノ判断ニ付テ多少ノ間違ヒガアルノデハナイカト思フノデアリマス、政府ハ本法ノ施行ニ依リマシテ、先づ其足リナイ供給不足ノ物ヲ十分ニ豊富ニ生産セシメテ、供給ガ餘ツテ行クヤウナ状態ニ持ツテ行ツテ、サウスレバ漸次ニ生産費ハ下ツテ來ルモノデアリ、漸次市價ガ低落ラシマシテ、不良工場ハ自然ニ整理セラレルニ至ル、ソレガ私ハ無理ノナイ自然ナ道行キデアッテ、ソレニ依テ日本ノ産業界ト云フモノガ發達ヲシテ行クノデアル、其肥料産業ノ發達ニ依ツテ又農村ハ惠マレル、斯ウ云フコトニナルノダト考ヘテ居ルノデアリマス

第一ハ國營トシ專賣トシテハドウカト云

フ、是ハ御意見ヲ以テ居ルノデアリマシタガ、政府ハサウ簡單ニ國營トカ專賣トカ云フモノガ出來ルモノデハナイト思ツテ居リマス、是ハ財政上ノコトモ考ヘナケレバナリマセヌ、ソレデ我國農業及ビ肥料業ノ現狀ニ速ニ適當ナル肥料政策ヲ樹立スル必要ヲ感ジマシテ、本案ニ依ツテ肥料ヲ豊富ニ低廉ニセシメヨウツスルモノデアリマシテ、最モ日本ノ今日ニ當缺ツテ居ルモノダト考ヘテ居リマス(拍手)

(田中養達君登壇)

○田中養達君 今ノ小川商工大臣ノ御答ハ私ノ間ハントスル所デナインデアリマシテ、御聽達ヒト存ジマスガ、今日俗ニ云フ不良會社ヲ清算スレバ需要供給ノ關係デ困ル、ソレモ宜シイ、ソレモ已ムヲ得ナイ、私ノ申スノハサウデナインデス、將來安イ肥料ヲ農民ニ提供スルト云フ立前デアルナ

レバ、アナタガ今仰シヤルヤウニ、廳テハ安イ肥料ガ澤山出來ルヤウニナル、安クナルグラウト云フ勢ニ任セズニ、政府自體ガ不足ノ判斷ニ付テ多少ノ間違ヒガアルノデハナイカト思フノデアリマス、政府ハ本法ノ施行ニ依リマシテ、先づ其足リナイ供給不足ノ物ヲ十分ニ豊富ニ生産セシメテ、供給ガ餘ツテ行クヤウナ状態ニ持ツテ行ツテ、サウスレバ漸次ニ生産費ハ下ツテ來ルモノデアリ、漸次市價ガ低落ラシマシテ、不良工場ハ自然ニ整理セラレルニ至ル、ソレガ私ハ無理ノナイ自然ナ道行キデアッテ、ソレニ依テ日本ノ産業界ト云フモノガ發達ヲシテ行クノデアル、其肥料産業ノ發達ニ依ツテ又農村ハ惠マレル、斯ウ云フコトニナルノダト考ヘテ居ルノデアリマス

○議長(富田幸次郎君) 政府ニハ御答辯ガ

アリマセヌ——佐竹晴記君
(佐竹晴記君登壇)

○佐竹晴記君 商工大臣竝ニ農林大臣ニ對シマシテ御質問申上げマス、嘗テ内閣ノ首班タリシ方ガ當議場ニ於キマシテ、農村振興トハ肥料ノ公平ナル分配ニアリト言ハレタト云フコトデ有名デゴザイマス、其言ヒ方ハ洵ニ失笑ニ值スルモノガアルノデゴザイマスルケレドモ、肥料問題ト農村振興トノ間ニ深キ關係ヲ有スルコトハ、全ク其通りデアリマス、今ヤ農村ハ窮乏ノ極ニアリマシテ、本法案ノ討議ハ全農民ガ眼ヲ瞠ツテ監視ヲ致シテ居リマス、政府當局ノ一言一句ハ、彼等ノ胸ヲ刺スコトデアリマセウ、サレバ私共農民ヲ代表スル者ノ聲ニ對シテハ、懇切ニシテ熱意アル答辯アランコトヲ要望致シマス次第デアリマス

先づ第一ニ本法案ハ肥料資本家擁護ノ嫌

ヒアリトノ譏ガゴザイマスガ、果シテ如何

デゴザイマセウカ、只今大本、田中兩氏ノ

デアリマシテ、肥料資本家ニ取リマシテハ

デアッテモ、完全ニ利潤ガ保障セラマスト

同時ニ、生産能率ノ高イ優良會社ニ於キマ

シテハ、ヨリ高キ獨占利潤ヲ確保出來ル譯

デゴザイマス、全ク文字通り硫安製造會社

ノ利害ダケガ考ハラレテ居リマシテ、農民

ノ立場ニ付テハ全ク考慮ガ拂ハレテ居ナ

ト云フ事實デアリマス、昭和六年ト七年ノ

昂騰シ本制度存置ノ理由消滅シタルヲ以テ

コハニコレラ廢止スルコト、セリ』ト云フノ

デゴザイマス、全ク文字通り硫安製造會社

リマスノニ拘リマセズ、農民ノ作ル米ハ如何デゴザイマセウ、僅カ一%ノ騰貴ニ過ギナインデアリマス、是レ全ク肥料獨占資本ノ高度化ト、一面ニ過磷酸、石灰窒素、硫安等ノ「カルテル」結成ノ結果デハナイカト思ハレルノデアリマス、然ラバ本法案通過ニ依リマシテ、一層獨占資本ノ「カルテル」ガ擴大強化セラレ、肥料ト農產物ノ騰貴率ニ一段ノ開キラ生ジ、益農民ヲ窮状ニ導クノ結果トナリハシナイカト云フコトヲ恐レザルヲ得ナインデアル、政府ハ斯ノ如キ憂ナシト言ハル、ノデゴザイマセウカ、若シ然リトセバ如上私ノ憂慮ニ對シマシテ、具體的ニ説明ヲ加ヘラレタイト希フ次第アリマス。

第一ニ更ニ私ハ窮乏農村ノ立場ニ立ツテ、御質問申上ゲマシタ半面タル農村窮乏ノ方

面ヨリ御尋フ申上ゲテ見タイト思フノデアル、本案第一條ニ依リマスト「本法ハ肥料ノ雲給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖リ肥料製造業及農業經營ノ改善發達ヲ期スルコトヲ目的トス」トゴザイマス、本法制定ニ依リマステ農村救濟ニ資セントスルノ意圖アリマス、大臣ヨリモ直接ニ之ヲ承リ得タノデアリマス、然ルニ事實ハ前段質問ノ如ク肥料資本家擁護ニ歸シ、農民大眾ハ救ヘナイト思コトハ窺フニ足ルト同時ニ、只今小川商工

フノデゴザイマスガ、果シテ如何デゴザマセウ、農村ノ窮狀ハ今ヤ全クドン底デゴザイマス、肥料ヲ施シ得ナイ者ガ次第ニ增加ニ増シ荒廢シ、生產力減退シ、米ト云ハズ、麥ト云ハズ、將又桑ト申上ゲマセズ、農民生活ノ基本タル生産ハ次第ニ衰退致シマシ

ト思ハレルノデアリマス、然ラバ本法案通過ニ依リマシテ、一面ニ過磷酸、石灰窒素、硫安等ノ「カルテル」結成ノ結果デハナイカト思ハレルノデアリマス、然ラバ本法案通過ニ依リマシテ、一層獨占資本ノ「カルテル」ガ擴大強化セラレ、肥料ト農產物ノ騰貴率ニ一段ノ開キラ生ジ、益農民ヲ窮状ニ導クノ結果トナリハシナイカト云フコトヲ恐レザルヲ得ナインデアル、政府ハ斯ノ如キ憂ナシト言ハル、ノデゴザイマセウカ、若シ然リトセバ如上私ノ憂慮ニ對シマシテ、具體的ニ説明ヲ加ヘラレタイト希フ次第アリマス。

第一ニ更ニ私ハ窮乏農村ノ立場ニ立ツテ、御質問申上ゲマシタ半面タル農村窮乏ノ方

面ヨリ御尋フ申上ゲテ見タイト思フノデアル、本案第一條ニ依リマスト「本法ハ肥料

ノ雲給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖リ肥料製造業及農業經營ノ改善發達ヲ期スルコトヲ目的トス」トゴザイマス、本法制定ニ依リマステ農村救濟ニ資セントスルノ意圖アリマス、大臣ヨリモ直接ニ之ヲ承リ得タノデアリマス、然ルニ事實ハ前段質問ノ如ク肥料資本家擁護ニ歸シ、農民大眾ハ救ヘナイト思コトハ窺フニ足ルト同時ニ、只今小川商工

フノデゴザイマスガ、果シテ如何デゴザマセウ、農村ノ窮狀ハ今ヤ全クドン底デゴザイマス、肥料ヲ施シ得ナイ者ガ次第ニ增加ニ増シ荒廢シ、生產力減退シ、米ト云ハズ、麥ト云ハズ、將又桑ト申上ゲマセズ、農民生活ノ基本タル生産ハ次第ニ衰退致シマシ

ガ届クデアラウカト云フコトヲ憂ヘザルヲ

テ、延イテハ國政頽廢ヲ招來スルデハナカ

ラウカト憂ヘザルヲ得ナインデアル、ニモ拘ラズ是等ノ事柄ニ付テハ餘リ顧ミラレテ居ナイデハナイカト思フノデアリマス、翻ツ

テ思フニ肥料製造ノ業ハ次第ニ進歩發達ヲ致シマシテ、硫安ダケハ成程足ラヌノデゴザイマセウ、昭和九年度ノ統計ニ依リマス

レバ、我國ノ生産高四十九万廻ニ對シマシテ、内地ノ消費高ハ六十五万廻ニ過ギナイ

ノデアリマス、併シ石灰窒素ハ九年度ニ於

キマシテ消費高ガ二十万二千九百廻ニ對シテ、生產能力ガ四十五万廻デアリマス、過

磷酸ハ同年度消費高百六万八千七百廻ニ對シマシテ、生產能力二百十二万三千廻ト、

斯ウ云フ莫大ナ生產能力ガ過剩デアルノデアリマス、サレバ農民ノ希フ所ノモノハ、

當然是等肥料ノ市價ヲ低下サシテ貰ヒマシテ供給ヲシテ戴キタイ、サウシテ無施肥農耕カラ救ヘレタイト云フ一念ニ外ナラヌノ

デアリマス、今本法案ヲ拜見致シマスルノニ、先程申上ゲマシタ如ク、第一條ニハ是

等農民ノ要望ニ付テモ心配シテ居ルカノ如ク見エルノデゴザイマスガ、諸テ内容ヲ具

シテ此肥料統制ニ依ッテ何ノ不安モ要ラナ

ト云フコトハ、私共ノ敢テ喋々俟ツマデモナイノデアリマス、今ヤ農村興亡ニ關ス

ニ對シマシテ如何ニ政府ガ無力デアタカ

ト云フコトハ、私共ノ敢テ喋々俟

デアリマセウカ、元來政府ハ農村對策ニ付テハ、表面上ノ聲ハ甚ダ大アリマスケレドモ、斯ノ如キ切實ナル問題ニ對シマシテハ、極メテ冷淡デアルト私共ハ思フノデアル、將來ヘノ對策ヲ篤ト承リタイノデゴザイマス

最後ニ第七、肥料國策ハ土壤ノ研究ニ俟タケレバナラスト云フコトハ言フマデモナインデゴザイマスルガ、政府ノ御所見如何、米國ノ土壤局長ガ土ハ活キタモノデアルトシテ居リマス、土壤「コロイド」ノ研究ナクシテ、眞ニ施肥ノコトヲ解スルコトハ出来ナイト言ハレテ居リマス、洵ニ左様デゴザイマセウ、東北ニ適スル肥料ガ必シモ開西ニ適スルト云フコトハ出來ヌノデゴザイマス、農林省ガ土壤ト肥料トノ關係ニ付業委員會ニ付議スルノデアリマシテ、ソレハ單ニ事業會社ノミヂヤナイ、其國家ノ監督權ヲ行フ時分ニ當リマシテハ、勿論肥料地方別ニ其大綱ヲ承リタイト思フノデゴザイマス、以上質問致シマス

(國務大臣小川郷太郎君登壇)

○國務大臣(小川郷太郎君) 私ノ關係スル範圍ニ於キマシテ簡單ニ御答申上ゲマス、第一ニ本法案ハ肥料資本家ヲ擁護スルノデハナイカ、斯ウ云フ御質問デアリマス、此事ハ前ノ大本君ノ質問ニ對シマシテハ、任意的組合ガ任意のニ價格ヲ決定致シマシテ、何等ノ監督權ハナインデアリマス、本法ニ依テ初メテ組合ノ決定ニ對シテ國家的監督ガ行ハレルノデアリマス、此國家的監督ガ正ナル價格ヲ定メルコトニ大イニ力ガアルト思フノデアリマス、何カ本案ニ付キマシテ世間ニモ誤解ガアリマシテ、國家ノ監督ガ非常ニ緩イヤウニ思ハレテ居リマスガ、

併シ肥料業組合ヲ強制的ニ拘ヘセシメテハソレガ例ヘバ價格ノ決定ヲスル、ソレヲ政府ニ届出デル、政府ノ承認ヲ受ケルノデアリマス、其價格ガ公正ナモノデナケレバ、政府ハ之ニ對シテ變更ヲ命ぜシメルノデス、ソレガ骨抜隨分ノ力デアルト思フノデス、ソレガ骨抜キトカ何トカ云フヤウナコトデ、何ダカ國家的監督ガ緩イヤウナ、力ノナイヤウニ思ハレテ居リマスケレドモ、之ヲ能ク噛分ケテ見マスト云フト、相當ナ威力ガアルト思フノデアリマス、而シテ消費者ノ方ノ考へ方ハ入ラナイデヤナイカト云フヤウナ御意見デ御質問アリマシタケレドモ、ソレハ單ニ事業會社ノミヂヤナイ、其國家ノ監督權ヲ行フ時分ニ當リマシテハ、勿論肥料業委員會ニ付議スルノデアリマシテ、ソレニハ社會總テノ方面ヲ代表スルヤウナ意見、殊ニ消費者ノ立場ヲ代表スルヤウナ意見モ、消費者ヲ無視シテ價格ガ決定セラレルモノデアルト云フコトニハナラナイト思フノデアリマス、是ガ主要ナル點デアルト思フノデス、アトハ色々ソレニ關聯致シマシテ御話ガアリマシタケレドモ、其主要ナ點ヲハナイカ、斯ウ云フ御質問デアリマス、此答へマシタナラバ、大體御答ガ出來タと思ガアリマス

(國務大臣島田俊雄君登壇)

○國務大臣(島田俊雄君) 只今ノ御質問中

○議長(富田幸次郎君) 政府ノ答辯ガアリ

〔野中徹也君登壇〕

レバナラスト考ヘマスルガ、其場合ニ今迄ノ肥料ノ價格ガ此「アウトサイダー」ニ依ッテ、又更ニ優良ナル設備機械ヲ持ツテ居ル所ノ會社ノ出現ニ依ッテ、其生產價格方漸次低落シツ、アル現狀デアルト云フコト、御承知デゴザイマセウ、但シ本年ハ特別ノ理由デ、例ヘベ硫酸「アンモニヤ」ノヤウナモノハ特ニ高ウゴザイマスルガ、是ハ私共カラ言ヘセルナラバ普通ノ現象デハナイ、詰リ異常時ノ狀態デアル、普通ノ場合ニ於キマシテハ從來ノ統計カラ見マシテモ、優良ナル能力ヲ持ツテ居ル會社、ソレガ出現スルコトニ依ッテ、其價格ガ漸次低落シツ、アルコトハ事實デアツクノデアリマス、ソレデアリマスルカラ、恐ラク本案ト云フモノヘ、今迄ノ質問者モ幾人カ言ハレマシタ通り、不良會社ヲ保護スペク、又「アウトサイダー」ヲ排撃スルガ爲ニ本案ヲ提出シ、隨テ本案ニ依ツテ消費階級ヘ此儘、居レバ安ク買ヘルベキ肥料ヲ、高ク購買シナケレバナラヌト云フ、其狀態ニ追込マル、ノデヘナカラウカ、私ハ今迄ノ質問者ト同ジヤウナ工合ニ、本案提出ニ依ッテ其肥料ノ價格ガ高價ニナルノデハナイカト云フコトヲ考ヘテ居リマスガ、若シ肥料價格ガ高價ニナルナラバ、消費者デアル農民階級ノ害ニナリ、即チ損失ニナルト云フコトヘ勿論デアリマス、ソレデアリマスルカラ果シテ本案ニ對シテ農林大臣モ同ジヤウナ工合ニ、商工大臣ト意見ヲ等シウスルヤ否ヤ、農林大臣ニ對スル質問ハ此一點ダケニ致シテ置キマス

「アムモニヤ」ノ製造業者モ、之ヲ製造スベ
ク專業ニ營ンデ居ル會社ガアリマス、又副
生産物トシテ、例ヘバ瓦斯會社デアルト
カ、或ヘ製鐵業者デアルトカ云フ、所謂本
當ニ肥料ヲ造ル意思ナクシテ、副產物トシ
テ肥料ヲ造ル會社ガアリマス、是等モ尙ホ
肥料製造業ト謂フヤ否ヤ

第三ニ此法文カラ見マシテモ、先刻申上
ゲマシタ通り、此法案ヘ現在ノ「アウトサ
イダー」即チ肥料同業組合ノ組合員ニアラ
ザルモノヲ包含スルト云フヤウナ意味ノ下
ニ、立案セラレタモノデハナイカト思フ、
ソレデアリマスルカラ此「アウトサイダー」
ヲ中ニ入レル爲ニ本案ヲ作ツタモノナリヤ
否ヤ

第四番目ニ、現在ニ於ケル日本ノ硫安、
或ヘ過磷酸、或ヘ石灰窒素、サウ云フヤウ
ナ所謂重要肥料ノ消費量ト云フモノハ、稍
一定シテ居ルガ如ク見エマスルケレドモ
ガ、事實サウデヘナイ、時ニ依ッテ消長ガア
ル、其場合ニ於テドレ位ナ程度ノモノヲ、所
謂肥料年度ニ於ケル肥料ノ消費量トシテ御
認メナラレルカ、其一々ニ付テノ問題ハ
何レ委員會ニ於テ問質シマスカラ、其細カ
イコトヘ要リマセヌガ、大體斯ウ云フ風ナ
硫酸「アムモニヤ」ハ是位ナ消費量ガアルト
思フ、或ヘ過磷酸石灰ハ斯ウ云フ風ナ消費
量ガアルト思フ、更ニ石灰窒素ハ是位ナ消
費量ガアルノデアルト云フ、先づ商工大臣
ノ御見込ヲ伺ヒタイト考ヘマス

第五番目ニハ、本法ノ施行區域ト云フモ
ノヘ日本内地ダケデアリマス、朝鮮及ビ満
洲ト云フモノハ此中ニ入ツテ居リマセヌ、何
ガ故ニ此朝鮮或ハ満洲ヲ——満洲ハ勿論日

本ノ法律ノ施行區域外デヘアリマスル方、朝鮮ハサウデヘナイ、サウスルナラバ、殊ニ例ヘバ硫酸「アムモニヤ」ノ製造ノ如キモ、日本ニ於キマスル全生産能力ハ七十八万噸デアリマス、而モ朝鮮ニ於ケル朝鮮窒素肥料ト云フモノヘ年額四十万噸ノ生産能カ力ガアリマス、又關東州ニアリマスル満洲株式會社ヲ、何ガ故ニ本法ノ施行區域外ニ置イタノデアルカ、思フニ本法律ガ施行セラレマスト、必ズ硫酸「アムモニヤ」ノ價格ハ本法律ニ依シテ制定セラレルデアリマセウ、時ニ依シテ多少ノ消長ハアルダラウ、時ニ依シテハ多少ノ消長ハアルニシテモ、一々政府ノ認可事項デアリマスカラ、政府ノ認可ヲ俟ツニアラズンバ、其價格ノ變化ト云フコトハ出來マセヌ、ソレデアリマスカラ其間ニ例ヘバ硫酸ガ輸出セラルベキ状態ニアル場合ニ、朝鮮ニ於キマシテハ本法ノ所謂施行區域外ニ在リマスガ故ニ、容易ニ輸出ヲ爲シ得ルノデアリマス、隨チ若シ利益アリタルナラバ、朝鮮窒素株式會社ハ其利益ヲ容易ニ把握スルコトガ出來マス、然ルニ日本内地ニ於ケル製造工業者ト云フモノハ、是等ノ利益ヲ得ントシテモ、本法ノ制限ヲ受ケテ得ルコトガ出來マセヌ、ソレデアリマスカラ何ガ故ニ朝鮮窒素——日本ノ硫酸「アムモニヤ」製造ノ約半額ニモ達スベキ朝鮮窒素株式會社ヲ本法ノ施行區域外ニ置イタカ第六番目ニハ、肥料ノ統制ニ當リマシテハ、電力ノ統制ト云フモノガ必要デハナカテウカ、總テノ肥料ト云フモノハ、皆其重要ナル生産費ト致シマシテ、電力料ガ考ヘラレ

ナケレバナリマセ、ソレデアリマスカラ
若シ肥料價格ヲ統制セントスルナラバ、先
づ電力ノ統制ガ先決問題デヘナイカト考ヘ
ル、或ル會社ニ於キマシテ「キロ」一錢
二三厘デ買得ル會社モアルシ、或ル會社ニ
於キマシテハ七八厘デ電力ヲ用ヒテ居ル會
社モアリマス、サウ云フ工合ニ、即チ本當
ニ公平ニ此法律ヲ適用シヨウストスルナラバ、
肥料ヲ敷造スペキ製造會社ノ所謂條件ト云
フモノヲ稍、均霑セシメルヤウニスルコト
ガ、公平ナル處置デハナイカト考ヘル、ソ
レデアリマスカラ商工大臣或ヘ政府ヘ此電
力ヲ統制スル意思アリヤ否ヤ、勿論是ヘ遞
信大臣ノ問題デアリマスルガ、少クモ斯ウ
云フ法律案ヲ提出シタカラニヘ、ソレ位ノ
コトハ御考ヘニナツテ提出ニナツタコトデア
ラウト思フ、ソレデアリマスカラ其意思ア
リヤ否ヤ

ガアリマシタケレドモ、私共ヲ納得セシム
ルコトヘ出來ナイ、否、アナタノ御説明ヲ
伺ヘバ伺フ程、私共ニヘ疑問ガ後カラ後カ
ラト起ツテ來ルノニアリマス、ソレデアリマ
スカラサウ云フヤウナ問題ハ、是ヘ意見ノ
問題ニナル虞ガアリマスカラ、委員會ノ席
上ニ於テ十分御伺致シマス、ソレデアリマ
スカラ今私ノ御質問ニ對シマシテ、農林大
臣竝ニ商工大臣ヨリモ、丁寧ナル御説明ア
ランコトヲ御願申ス次第アリマス

持ツテ居ル次第アリマスカラ、之ヲ附加ヘテ申上ゲテ置キマス、他ノ點ニ付テハ商工大臣ヨリ御答ヲ願フコトニ致シマス

○國務大臣小川郷太郎君登壇

センガ爲メデアリマス、次ニ此肥料業へ専業ノミカ、ソレトモ外ノ副業デヤシテ居ルモノモ含ムカト云フコトデアリマスルガ、副製會社ノ中デ小規模ノモノハ含ミ

マセヌ、年産約一万噸以上ノモノヲ含マシメヨウト云フ見込デアリマス、次ニ生産費ナリ需給ノコトニ付テノ御質問デアリマシタガ、數字ニ亘ツテ居リマスノデ、委員會ニ襄リケイト思ヒマス、併シ本年

度ノ需要ノ見込ノ概略ハ、硫安約百二十
万噸、石灰窒素約二十萬噸、過磷酸百三十
万噸位ニ見テ居リマス、ソレカラ其次ニ施
行地域ニ付テノ御尋デアリマシタ、本法ハ
勿論内地ニ適用サレルモノデアリマス、併
シ朝鮮等トハ非常ニ深イ關係ヲ持ツテ居リ

マスルノデ、同一方針デ統制ヲ圖ル積リニ
關係官廳ト打合セ濟ミニナッテ居リマス、
ソレカラ最後ニ過磷酸工業組合ニ對シテ、
工業組合法ニ依ツテ監督ヲシテ來タノデア
リマスガ「アウトサイダー」ニ對スル強制命令
令ノ申請ガアッタケレドモ、御話ノ通りニ發
動致シマセヌデシタ、併シ本法ガ行ハレル
ニ至リマスレバ、此法律ニ依ツテ適正ニ監
督シ得ラレルモノト信ズルノデアリマス
〔野中徹也君登壇〕

リマシタガ、私ハアノ御答辯ノ中ニ御不満デアル其様子ダケハ伺ツダノデアリマス、併ナガラ今オ居デニナリマセヌカラ、何レ是ハ委員會ニ於テ農林大臣ノ本當ノ御意見ヲ伺フコトニ致シマス、ソレカラ此法律ガ「アリタサイダー」退治テナイト云フノデアリマスルナラバ、第三條ノ規定ヘ是ハ任意規定デアリマスカ、强行規定デヘナイノデアリマスカドウカ、ソレカラ年產一万噸前後トシマスルナラバ、八幡ノ製鐵所ダケノヤウニ私ハ記憶致シテ居リマスルガ、八幡ノ製鐵所ヘヤハリ此會社ノ中ニ加入セシメルノデアリマスカドウデスカ、ソレカラ朝鮮ガ同一歩調ト云フヤウナ御答辯デゴザイマシタガ、若シ朝鮮ガ同一歩調デアリマスナラバ、此本法ノ中ニ書込ンデモ差支ナイノデハナイカ、勿論是ハ法ノ所謂取扱ノ問題デアリマスルカラ、特ニ其點へ御質問申上ゲマセヌ、最後ニ所謂同業組合法ニ對シテ御發動ガナカツタ云フ率直ナル御白狀ヲ承リマシテ、洵ニサウデアラウト思フ、未ダ曾テ商工省ノ方カラ監督ニ對スル發動方アツタト云フコトヲ聞キマセヌカラ、或ヘ不敏ニシテ聞カナイノデハナイカト思ヒマシテ、念ノ爲ニ御伺申上ゲマシタ、所ガ是等ノ問題ニ對シテ何等ノ發動ガナカツタ云フ御話デアリマスカラ、ソレ以上へ追究致シマセヌ、併シサウ云フ風ナ工合デ、此監督規定アルニ拘ラズ發動シナイヤウデアリマスルト、果シテ本法ガ出來テカラ後デモ發動出來ルカドウカ、私ハ洵ニ疑問ト思ヒマスケレドモ、是ハ又後日ニ商工省ノ態度ヲ見テカラ意見ハ申上グルコトニ致シマス、是ダケ……

○國務大臣（小川郷太郎君）重ネテ御尋ガ
アリマシタ點ノミヲ御答申シマス、第三條ニ
ノ規定ハ任意規定デアリマスガ、第四條ニ

依ヅテ組合ノ強制設立ヲ命ズルノ規定ガアズルノ
ルノデアリマス、ソレヲ御諒承願ヒマス、
モウ一ツハ一万疋以上ハ日本製鐵會社ノミ
デアリマス、御答申シマス

ニ譲リマシテ、私ハ此程度ニシテ打切りマス

ノ選舉ニ付テ御諮詢致シマス

異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸三郎君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第
六、航路統制法案ノ第一讀會ヲ開キマス——
遞信大臣賴母木桂吉君

第六 航路統制法案(政府提出)

航空統制法案
航路統制法
第一回

航路統制法

般ノ需用ニ應ジ船舶ニ依リテ人又ハ物ヲ運送スル事業ヲ謂フ

第二條 本法ハ帝國臣民又ハ帝國法人ガ
遠洋區域、近海區域又ハ勅令ヲ以テ定

ムル沿海區域ニ於テ營ム海運業ニ之ヲ適用ス

第三條 政府ハ海運業ノ健全ナル發達ヲ

圖ル爲必要アリト認ムルトキハ海運業

者ニ對シ不當ナル競業ノ防止ニ關シ勸

告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ勸告其ノ效ヲ奏セザル場合ニ於

テ政府ハ必要アリト認ムルトキハ海運

業者ニ對シ航路ノ經營ニ關スル協定ヲ

爲スペキコトヲ命ジ又ハ航路ノ經營ヲ

禁止若ハ制限スルコトヲ得

前項ノ航路ノ經營ノ禁止又ハ制限ハ實

情ニ依リ已ムコトヲ得ズト認ムル場合

ヲ除クノ外前項ノ規定ニ依リ命ゼラレ

タル協定成ラザル場合ニ非ザレバ之ヲ

爲スコトヲ得ズ

第四條 政府ハ運賃其ノ他ノ航路ノ經營

條件ガ公益ニ反スト認ムルトキハ海運

業者ニ對シ其ノ經營條件ニ關シ必要ナ

ル命令ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 海運業者ハ命令ノ定ムル事項ヲ

行政官廳ニ届出ヅベシ

第六號 行政官廳ハ必要アリト認ムルト
キハ海運業者ニ對シ其ノ業務及財產ノ
狀況ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サ
シムルコトヲ得

第七條 帝國臣民又ハ帝國法人ニ非ザル
者ノ營ム海運業ニシテ其ノ資本ノ全部
又ハ一部ガ帝國臣民又ハ帝國法人ニ屬
スルモノニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依
リ本法ヲ準用ス

第八條 第三條第二項又ハ第四條ノ規定

ニ依ル命令ヲ爲サンツルトキハ勅令
ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外航路

統制委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

航路統制委員會ニ關シ必要ナル事項ハ
勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(國務大臣賴母木桂吉君登壇)

○國務大臣(賴母木桂吉君) 只今上程サレ

マス、之ヲ許シマス——三浦虎雄君

八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用

ス

第十三條 第五條ノ規定ニ違反シタル者

ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百

年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ

付テハ此ノ限ニ在ラズ

代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成

ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成

年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定

代理人ナルトキハ理事、取締役其ノ他

ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成

年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定

代理人ナ

法ヲ必要トシナ、多々益、辨ズル時代ニ在ルト私ハ考ヘマスルガ、遞信大臣ハ今日ノ日本ノ情勢、即ち經濟的地位ノ上カラ見マシテモ、斯ウシタ統制法ヲ必要トスルヤウナ窮迫シタ情勢ニ臨ンデ居ルカ否カ、此點ヲ御伺シタノデアル、又今日マデノ日本ノ海運業ノ發展ト云フモノハ郵船、商船ト云フヤウナ大會社ガ之ヲ開拓シタノデハナクシテ、所謂社外船ト稱スル所ノ船舶、之ニ勇敢ナル海員ガ乗組ンデ世界ノ隅々まで到ル處ニ參リマシテ、サウシテ殊ニ歐羅巴大戰争ヲ機會トシテ、今日ノ日本ノ海運業ノ發達ヲ來シタ、斯様ニ考ヘマスルナラバ、今日ノ日本ノ海運業ト云フモノハ、所謂大資本ノ大會社ニ依ツテ開拓セラレタルニアラズシテ、ソレハ實ニ斯ウシタ社外船ニ依テ開拓セラレタト思フノデアリマスルガ、遞信大臣ハ尙且ツ是等ノ海運業ニ多大ナル貢獻ヲシタ所ノモノハ、即チ新航路ヲ開拓コトヲ、目前ニ見ルノデアリマス、斯ウシタ事實ヲ遞信大臣ハ御認メニナルヤ否ヤ

更ニ此法律案ニ依リマスト、成程之ニ依リマシテ航路ノ統制へ出來マス、又無理ナ競争ヲ杜絶スルコトモ出來マセウ、併ナガラソレハ日本ノ船舶、日本ニ國籍ヲ有スル船舶ニ對シテハ之ヲ統制スルコトガ出來マスガ、外國船ニ對シテハ之ヲドウスルコトモ出來ナイ、單リ國內航路ノミナラズ、海外航路ノ上ニ於テモ、斯ウシタ統制法ヲ適用ナサルノデアリマスカラ、若シモ外國船ミマシテ、其航路ヲ奪ツテ、ソレヲ定期航路トシテシマフ、定期航路致シマスト、各種船舶ヲソレニ配船致シマシテ、政府カラ常デアリマスガ、忽チ大キナ船會社ガ割込莫大ナル保護獎勵金ヲ受ケテ居ル、斯クシテ多大ナ犠牲ヲ拂ヒ、折角開拓シタ所ノ社外船ハ、其航路カラ驅逐セラレル現狀デアリマス、而シテ此保護獎勵金ハ、此窮迫セル財政ニ於テ多大ナル負擔ヲ國民ヲシテ擔ハシメテ居ルノデアリマス、例ヘバ南米航路ノ如キ六十万圓ノ保護獎勵金ヲ與ヘテ居ル、一航海約十万圓デアル、是ハ荷物ガ無

クトモ乗リ手ガナクテモ、尙且ツ何等損失ガナイノデアリマス、而モ此船舶ハ日本ノ石炭ヲ積ンデ向フヘ參ツテ居ルノデハナイ、南阿ノ「ダーベン」ニ寄リマシテ、アノ勞力ノ安イ、又炭價ノ安イ南阿ノ石炭ヲ腹一パイ積ンデ南米ヘ参リ、又歸リニ彼處ノ石炭ヲ積ンデ日本ヘ歸ル、サウシテ遞信省ヘ出ス所ノ報告書ニハヤハリ日本ノ石炭ヲ積ンデ商賣シテ居ルヤウニ、高イ石炭ノ報告ヲ出シテ、此保護獎勵金ヲ受取ツテ居ル、私共ハ如何ニ大資本ヲ擁スル所ノ大會社ガ國家ノ厚キ恩惠ニ浴シテ、小資本ノ所謂社外船ガ斯ウシタ不利ノ立場ニアルカト云フコトヲ、目前ニ見ルノデアリマス、斯ウシタ事實ヲ遞信大臣ハ御認メニナルヤ否ヤ

ニ對シマシテ遞信大臣ハ將來社外船ニ對シマシテ航路ノ統制へ出來マス、又無理ナ競争ヲ杜絶スルコトモ出來マセウ、併ナガラソレハ日本ノ船舶、日本ニ國籍ヲ有スル船舶ニ對シテハ之ヲ統制スルコトガ出來マスガ、外國船ニ對シテハ之ヲドウスルコトモ出來ナイ、單リ國內航路ノミナラズ、海外航路ノ上ニ於テモ、斯ウシタ統制法ヲ適用ナサルノデアリマスカラ、若シモ外國船ミマシテ、其航路ヲ奪ツテ、ソレヲ定期航路トシテシマフ、定期航路致シマスト、各種船舶ヲソレニ配船致シマシテ、政府カラ常デアリマスガ、忽チ大キナ船會社ガ割込莫大ナル保護獎勵金ヲ受ケテ居ル、斯クシテ多大ナ犠牲ヲ拂ヒ、折角開拓シタ所ノ社外船ハ、其航路カラ驅逐セラレル現狀デアリマス、而シテ此保護獎勵金ハ、此窮迫セル財政ニ於テ多大ナル負擔ヲ國民ヲシテ擔ハシメテ居ルノデアリマス、例ヘバ南米航路ノ如キ六十万圓ノ保護獎勵金ヲ與ヘテ居ル、一航海約十万圓デアル、是ハ荷物ガ無

クトモ乗リ手ガナクテモ、尙且ツ何等損失ガナイノデアリマス、而モ此船舶ハ日本ノ石炭ヲ積ンデ日本ヘ歸ル、サウシテ遞信省ヘ出ス所ノ報告書ニハヤハリ日本ノ石炭ヲ積ンデ商賣シテ居ルノデアリマス、外國船ガ自由競争ニ依ツテ發達シテ今日ニ來タノラレタト致シマシテモ、外國船ガ入り得ル場合ニハドウサルガ、此點ニ關スル遞信大臣ノ御所見ヲ御伺ヒシタイ

(國務大臣賴母木桂吉君登壇)

○國務大臣(賴母木桂吉君) 三浦君ノ御質問ニ對シテ御答ヲ致シマス、日本ノ海運業辨ズル日本ノ海運業ノ前途デアルカラ、斯シテシマフ致シマシテモ、外國船ガ入り得ル場合ニハドウサルガ、此點ニ付テモ御伺

シタ定期航路ニ對シマシテ保護獎勵金ヲ與ヘルノミナラズ、又斯ノ如キ社外船ノ特殊性質、即チ新ナル航路ヲ開拓スル、或ハウシタ社外船ノ特殊ナ効キニ對シテ、現ニ二百万磅ノ保護獎勵金ヲ與ヘテ居リマス、即チ斯ウシタ航路ノ統制ヲナサル上ニ於キマシテハ、一面ニハ國ガ海運業ノ發展ノ爲ニ、社外船ヲ保護スル所ノ規定ト相竝ンデ私共ハ今回ノ法律案ガ何ヲ動機トシテ出カニ對シマシテ遞信大臣ハ將來社外船ニ對シマシテ航路ノ統制へ出來マス、又無理ナ競争ヲ杜絶スルコトモ出來マセウ、併ナガラソレハ日本ノ船舶、日本ニ國籍ヲ有スル船舶ニ對シテハ之ヲ統制スルコトガ出來マスガ、外國船ニ對シテハ之ヲドウスルコトモ出來ナイ、單リ國內航路ノミナラズ、海外航路ノ上ニ於テモ、斯ウシタ統制法ヲ適用ナサルノデアリマスカラ、若シモ外國船ミマシテ、其航路ヲ奪ツテ、ソレヲ定期航路トシテシマフ、定期航路致シマスト、各種船舶ヲソレニ配船致シマシテ、政府カラ常デアリマスガ、忽チ大キナ船會社ガ割込莫大ナル保護獎勵金ヲ受ケテ居ル、斯クシテ多大ナ犠牲ヲ拂ヒ、折角開拓シタ所ノ社外船ハ、其航路カラ驅逐セラレル現狀デアリマス、而シテ此保護獎勵金ハ、此窮迫セル財政ニ於テ多大ナル負擔ヲ國民ヲシテ擔ハシメテ居ルノデアリマス、例ヘバ南米航路ノ如キ六十万圓ノ保護獎勵金ヲ與ヘテ居ル、一航海約十万圓デアル、是ハ荷物ガ無

居リマス、ソレハ日ヲ定期メテ何處カラ何處行スル、是ニハ郵便物ヲ載セル、其代リニシテ、私ノ質問へ是デ止メマス

定期船ニ英國政府ガ國費ヲ以テ之ヲ補助シテ居ル、是ハ私ハ海運政策トシテ學

ベキコトダト思テ居リマス、故ニ日本ノ航路補助ニ對スル再検討ヲシナケレバナラ

ス時期ガ、到達シテ居ルノデヘナイカ、又不定期船ト雖モ、若シモ今日本ノ船デ外國ニ進出シテ居リマスル中デ、所謂大西洋航

路、倫敦、紐育ト云フヤウナ航路ニヘ、マダ日本ノ船ガ出テ居リマセヌ、少シハアリ

マスケレドモ、是ハ見ルニ足ラナイモノデアリマス、斯ウ云フヤウナ大航路ニ日本ノ

船舶ガ進出スルト云フコトハ、私ハ非常ニ必要ナコト考ヘテ居ルノデアリマス、斯

ウ云フヤウナモノハ定期航路デナイトシテモ、相當之ニ對シテ補助ヲ與ヘル方法ヲ考

ヘルコトハ、遞信省トシテヘシナケレバナラスコトデヘナイカト只今色々調査ヲ致シテ居リマス、要スルニ航路補助ニ對シテハ再検討ヲスルト云フコトダケハ私茲ニ明言

○議長(富田幸次郎君) 御許致シマス

○三浦虎雄君 遅信大臣ノ御答ヘ極メテ不満足デアリマス、殊ニ私ノ質問ハ、外國船

ガ内地航路ニ入ッテ來ルヤウナ場合ガ出來タラ、幾ラ統制法ニ依ツテ日本ノ船舶ヲ統制シテモ、何等ノ效果ガナイヂヤナイカト云

フコトヲ御尋シタノデアリマスルガ、其點ニ付テハ御聽違ヒノヤウデアリマス、尙ホ

他ノ點ニ付キマシテモ御尋ラシタイノデアリマスガ、是ハ委員會ニ譲ルコトニ致シマ

シテ、私ノ質問へ是デ止メマス

○議長(富田幸次郎君) 岡崎憲君

(岡崎憲君登壇)

○岡崎憲君 私ハ只今誰ヤラガ申上ゲタ所ノ質問ト、遞信大臣ノ御答ト其二ツヲ聽キ

マシタガ、私ハ其何レデモナインデアリマス、謂ハ、此不當ナル競争ハ海運業ノ發達ヲ阻害スル、ソレデ此統制法案ト云フモノガ出來タ、其統制法案ニ依ルナラバ日本ノ

海運業ノ健全ナル發達ヲ阻害スルト云フノデアリマスガ、私ハサウハ思ヘナイノデアリマス、又遞信大臣ノ御答辯ニ依ルト、日本ノ

海運業ノ健全ナル發達ヲ助長スルト云フノデアリマスガ、此統制法ニ依ツテハ助長ニナラバ此競争スルト云フコトソレ自體ガ、今日マデノ

海運業ノ發達ヲ來シタモノデアリマス、謂ハ、總テノ産業ガ所謂自由主義經濟ノ下ニナイト思フノデアリマス、何故ナラバ此競争スルト云フヤウナ方法ガ執テレルノデアリマス、ダガ其結果トシマシテ、其處ニ持ツ

民ハ自國船ヲ選べ、自國ノ貨物ハ自國船ニ積メト云フヤウナ方法ガ執テレルノデアリマス、ダガ其結果トシマシテ、其處ニ持ツ

所ノ、其内部ニ持ツ所ノ矛盾ニ依ツテ、其會社ノ經濟的發展ハ出來ナインデアリマス、

アリマスガ、海運業モ亦同様デアリマシテ、此國際性ト云フ特異性質ヲ持ツ關係カラ、

更ニ一層自由主義經濟ノ下ニ發展シテ來タモノデアリマス、デアリマスカラ、所謂自由競爭ソレ自體ガ寧ロ發展ヲ助ケテ來タモ

ノデアリマス、デ今日統制法ト云フモノガ出來ルナラバ、是ハ謂ハ、私カラ言フナラバ、其發展ヲ阻害スルモノデアリマジテ、進ム方向ニ行クノヲ止メテ居ル、所謂足踏ミ状態ヲサセルモノデアルト云フコトヲ私バ、其發展ヲ阻害スルモノデアリマジテ、不當ナル競争ヲ避ケルガ爲ニ此法案ヲ出シタト云

遂ニハ補助金マデ行カナケレバ其會社ハ立行カナイ、デアリマスカラ、此統制法案ヲ出ス時ニ、最後ニハ補助金ヲ出サナケレバナラスト云フ肚ヲ決メテ御出シニナツカ

ドウカ、ソレヲ御伺シタイノデアリマス次ニ御伺シタイコトハ、先程申上ゲマシタ通

出ス時ニ、最後ニハ補助金ヲ出サナケレバナラスト云フ肚ヲ決メテ御出シニナツカ

ドウカ、ソレヲ御伺シタイノデアリマス次ニ御伺シタイコトハ、先程申上ゲマシタ通

出ス時ニ、最後ニハ補助金ヲ出サナケレバナラスト云フ肚ヲ決メテ御出シニナツカ

ドウカ、ソレヲ御伺シタイノデアリマス次ニ御伺シタイコトハ、先程申上ゲマシタ通

此點ヲ第一トシテ御伺スル積リデアッタノデアリマス

次ニハ此統制法案が出來タナラバ、私ハ

シテ補助金ヲ與ヘルヤウニナルノデハナイ

行クノデハナイカ、謂ハマ此統制が出來テ或ル航

行ク一ツノ階段デアリ、第一歩デアルト私

海運ト云フモノガ國際性ト云フ一つノ特異

性ヲ持ツテ居ル爲ニ、之ニ統制ヲ加ヘマシテ

モ今肆所謂盛ニナツテ來マシタ所ノ國家主

義ト云フ立場カラ統制ヲ加ヘル、所謂自國

民ハ自國船ヲ選べ、自國ノ貨物ハ自國船ニ

積メト云フヤウナ方法ガ執テレルノデアリ

マス、ダガ其結果トシマシテ、其處ニ持ツ

所ノ、其内部ニ持ツ所ノ矛盾ニ依ツテ、其會

社ノ經濟的發展ハ出來ナインデアリマス、

アリマスガ、海運業モ亦同様デアリマシテ、

此國際性ト云フ特異性質ヲ持ツ關係カラ、

更ニ一層自由主義經濟ノ下ニ發展シテ來タ

モノデアリマス、デアリマスカラ、所謂自

由競爭ソレ自體ガ寧ロ發展ヲ助ケテ來タモ

云フ國家主義ト云フ言葉ノ上カラ來ル所ニ重壓ヲ感ジテ、嫌々ナガラ積マナケレバナラスト云フヤウナ狀態ニナルノデアリマス、一方労働者ノ方ニ對シマシテハ、多クノ正當ナル要求ヲ持ツテ居リマシテモ、ソレハ當分ノ間控ヘテ置ケト云フコトニナルノデアリマス

アリマス、デアリマスルカラ、私ハ此統制法案ヲ出ス時ニ、海員ニ對スル所ノ保護政

策ト云フモノヲ御考ヘニナツカドウカ、統

制法案ト相並ンデ海員ノ保護ヲヤラケレバナラス、是ハ海員ト云フモノハ限定サレ

タ所ノ特殊ノ労働デアリマスカラ、是ニハ特殊ノ保護が必要デアルト思フノデアリ

マス、今日英國ニ於キマシテハ、海員ニ對シマシテ特殊ノ保護ヲヤッテ居ルト云フコトハ、是ハ當然デアリマス、例ヘテ申上ゲ

マスルナラバ、海員ニ對シマシテ養老金制度ト云フヤウナコトガ古クカラ行ハレテ居ルノデアリマス、サウ云フヤウナコトヲ御

考ヘニナツカドウカト云フコトヲ御尋致シマシテ、簡單ナル私ノ質問ヲ終ル次第デアリマス(拍手)

○國務大臣(賴母木桂吉君登壇)

○國務大臣(賴母木桂吉君) 統制ノ結果補助金ヲ給スルコトヲ覺悟シナケレバナラニノデハナイカ、サウ云フコトヲ考ヘナケレバナラナイデハナイカト云フ御尋デアリマスルガ、統制ヲ致シマシテ爲ニ無駄ナ競争モ之ヲ節約シテ、寧ロ其船會社ヲシテ健全内國船、内地船ハ互ニ避ケマシテ、無駄な資本投下モ之ヲ避ケ、又無駄ナ競争費用モ之ヲ節約シテ、寧ロ其船會社ヲシテ健全ニ發達セシムルコトニナルノデアリマスカラ、此統制ニ依ツテ寧ロ非常ニ會社ノ經營

併シ此統制ト、ソレカラ補助トノ問題ハ全自分ノ國、日本ノ船ニ積マケレバナラズトモ、謂ハマ日本ノ荷主ハ高イ運賃ヲ拂テモ、

然別箇ノ問題デアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス、ソレカラ統制ノ方針下ニ於ケル労働強化ノ問題ニ付キマシテハ、統制ノ結果ハ海運界ガ健全ニ發達致シマスルカラ、労働側ニモ利益ガアルノデアリマス、遞信省ニ於テハ一方ニ於テ労働者ノ福利ヲ増進致シマスル爲ニ、其方法、其手段ニ付キマシテハ、十分ニ考慮ヲ致シテ居リマス、何レ此問題ニ付テ具体的ノ案ヲ具シテ實行ヲ致シタイ、斯ウ云フヤウニ考へテ居リマス、左様御承知ヲ願ヒマス（拍手）

○岡崎憲君 簡單デアリマスカラ自席カラ……

○議長 富田幸次郎君 許可致シマス

○岡崎憲君 最初ノ御答ニ付テハ少シク満足シナイ所モアリマスルガ、最後ノ點ニ於キマシテ、統制ノ結果、段々利益ヲ得テ、又労働者側ノ方ニモ大變好クナルヤウニナシテ満足スル者デアリマス

○議長 富田幸次郎君 高岡大輔君

（高岡大輔君登壇）

○高岡大輔君 私ハ遞信大臣ニ依テ先程説明サレマシタ航路統制法案ニ對シテ質問ヲ致シマス、此法案ハ一見シタ所、無難ノヤウニ見受ケラレルノデアリマスルガ、少シク其條文ヲ検討致シマスルト、ソコニハ恐ルベキモノヲ見出シ得ルノデアリマス、此法案ヲ検討致シマスル、先づ其運用ニ文モ其通リデアリマスルガ、先づ其運用ニ當リマシテ、中々其條文通リニハ吾々ハ望ミ得ナイコトガアルノデアリマス、ドウシテモ感情ノ動物デアル人間ガ運用スルノデ

アル以上、其法文ニ對シテ唯文字ノ上ノミニマクシテ、其文章ノ中ニ含マレテ居ル總テノ意義ヲ、其表裏カラ考察シナケレバナラナイ、斯様ニ考ヘルノデアリマス、ソレトモト同時ニ此法案ハ、其性質上決シテ單獨ニ考ヘ得ベキモノデハナイコトガ明白デアリマス、即チ航路統制法案ハ實ニ海外貿易ト密接不離ナルモノデアリマシテ、其及ボス所ハ洵ニ廣イモノデアルト申サナケレバナリマセス、ソレ故私ハ此法案ニ對シテ、是ガ運用上カラ來ル所ト、此法案ガ關聯スル所ノ海外貿易ノ此二點カラ論ジ、且ツ質疑ヲ致シタイト存ジマス

先づ航路統制法ノ第三條ヲ見マスルト「政府ハ海運業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ海運業者ニ對シ不當ナル競業ノ防止ニ關シ勸告ヲ爲スコトヲ得」トアリマス、即チ必要アリト認ムル場合ハ、適當ナル競争ヲ防止スルコトニ付テ勸告スルコトガ出來ルトアリマスガ、不當ナル競争トハ、然ラバ何ヲ意味スルコトデアルカ、此點ヲ大臣ニ御聽シタイト思ヒマス、先づ船會社ニ關スル競争ト言ヒマスレバ、大體之ヲ大キク分ケマスレバ第一ガ航路デス、第二ガ船舶ノ改良デアッテ、此中ニハ「スピード」ノ優劣モ入りマス、第三ニハ乗客竝ノ貨物取扱上ニ於ケル優劣ノ問題デアリマス、第四ガ運賃ノ引下問題、是等ガ船舶會社ニ於ケル競争トハ、然ラバ何等之ヲ競争線トハ見テ居ナイ、世間デハ何等之ヲ競争線トハ見テ居ナイ、然ラバ此航路ヲ一體何ヲ以テ競争航路トスルカ、之ヲ判別スルコトガ、先づ第一ニ此航路統制法ニ關スル至難ノ點デアルト私ハ斯様ニ考ヘテ居リマス、航路ハ、今日マデス、第四ガ運賃ノ引下問題、是等ガ船舶會社ニ於ケル競争デアルノデハナイカ、斯様ニ私ハ考ヘテ居リマス、所テ此第一ノ航路ノモノハ、實際ハ殆ド陸上ニ於ケル鐵道線路ノ如キ觀ガアルノデアリマス、ソコデ競争

線トハ何ヲ意味スルカ、積荷スル處ト荷揚デナクシテ、其文章ノ中ニ含マレテ居ル總テノ意義ヲ、其表裏カラ考察シナケレバナラナイ、斯様ニ考ヘルノデアリマス、ソレトモト同時ニ此法案ハ、其性質上決シテ單獨ニ考ヘ得ベキモノデハナイコトガ明白デアリマス、即チ航路統制法案ハ實ニ海外貿易ト密接不離ナルモノデアリマシテ、其及ボス所ハ洵ニ廣イモノデアルト申サナケレバナリマセス、併ナガラ其「ヒンター・ランド」ノ奥ガ運用上カラ來ル所ト、此法案ガ關聯スル所ノ海外貿易ノ此二點カラ論ジ、且ツ質疑ヲ致シタイト存ジマス

先づ航路統制法ノ第三條ヲ見マスルト「政府ハ海運業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ海運業者ニ對シ不當ナル競業ノ防止ニ關シ勸告ヲ爲スコトヲ得」トアリマス、即チ必要アリト認ムル場合ハ、適當ナル競争ヲ防止スルコトニ付テ勸告スルコトガ出來ルトアリマスガ、不當ナル競争トハ、然ラバ何ヲ意味スルコトデアルカ、此點ヲ大臣ニ御聽シタイト思ヒマス、先づ船會社ニ關スル競争ト言ヒマスレバ、大體之ヲ大キク分ケマスレバ第一ガ航路デス、第二ガ船舶ノ改良デアッテ、此中ニハ「スピード」ノ優劣モ入りマス、第三ニハ乗客竝ノ貨物取扱上ニ於ケル優劣ノ問題デアリマス、第四ガ運賃ノ引下問題、是等ガ船舶會社ニ於ケル競争デアルノデハナイカ、斯様ニ私ハ考ヘテ居リマス、航路ハ、今日マデス、第四ガ運賃ノ引下問題、是等ガ船舶會社ニ於ケル競争デアルノデハナイカ、斯様ニ私ハ考ヘテ居リマス、所テ此第一ノ航路ノモノハ、實際ハ殆ド陸上ニ於ケル鐵道線路ノ如キ觀ガアルノデアリマス、ソコデ競争

線トハ何ヲ意味スルカ、積荷スル處ト荷揚デナクシテ、其文章ノ中ニ含マレテ居ル總テノ意義ヲ、其表裏カラ考察シナケレバナラナイ、斯様ニ考ヘルノデアリマス、ソレトモト同時ニ此法案ハ、其性質上決シテ單獨ニ考ヘ得ベキモノデハナイコトガ明白デアリマス、即チ航路統制法案ハ實ニ海外貿易ト密接不離ナルモノデアリマシテ、其及ボス所ハ洵ニ廣イモノデアルト申サナケレバナリマセス、併ナガラ其「ヒンター・ランド」ノ奥ガ運用上カラ來ル所ト、此法案ガ關聯スル所ノ海外貿易ノ此二點カラ論ジ、且ツ質疑ヲ致シタイト存ジマス

先づ航路統制法ノ第三條ヲ見マスルト「政府ハ海運業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ海運業者ニ對シ不當ナル競業ノ防止ニ關シ勸告ヲ爲スコトヲ得」トアリマス、即チ必要アリト認ムル場合ハ、適當ナル競争ヲ防止スルコトニ付テ勸告スルコトガ出來ルトアリマスガ、不當ナル競争トハ、然ラバ何ヲ意味スルコトデアルカ、此點ヲ大臣ニ御聽シタイト思ヒマス、先づ船會社ニ關スル競争ト言ヒマスレバ、大體之ヲ大キク分ケマスレバ第一ガ航路デス、第二ガ船舶ノ改良デアッテ、此中ニハ「スピード」ノ優劣モ入りマス、第三ニハ乗客竝ノ貨物取扱上ニ於ケル優劣ノ問題デアリマス、第四ガ運賃ノ引下問題、是等ガ船舶會社ニ於ケル競争デアルノデハナイカ、斯様ニ私ハ考ヘテ居リマス、航路ハ、今日マデス、第四ガ運賃ノ引下問題、是等ガ船舶會社ニ於ケル競争デアルノデハナイカ、斯様ニ私ハ考ヘテ居リマス、所テ此第一ノ航路ノモノハ、實際ハ殆ド陸上ニ於ケル鐵道線路ノ如キ觀ガアルノデアリマス、ソコデ競争

ナイコトヘ、斷ジテヤルベキモノデハナイト私ハ考ヘテ居リマス、(拍手)第三ノ但書ニ至リマシテハ「實情ニ依リ已ムコトヲ得ズト認ムル場合」ハ直チニ經營ノ禁止或ハ制限ヲ爲シ得ルト云フノデアリマス、此條文ノ中ニ含マレテ居ルノハ其意味デス、尙ホ第四條ニ「經營條件ガ公益ニ反スト認ムルトキハ」云々トアリマスルガ、公益ニ反スルト云フノハ何ヲ意味スルカ、此點モ亦大臣ニ御尋シタイト思ヒマス、此表裏アル法律ヲ上程スルコトハ、今日果シテ當ラ得テ居ルカドウカ、今日ノ海外貿易ハ躍進途上ニ在ルト云フコトヲ政府ハ御認メニナルカドウカ、若シ貿易ガ飽和狀態ニ在ルナラバ、私ハ此船船ヲ或ハ統制スル必要ガアラウトモ考ヘマスガ、今日ノ場合我ガ貿易、我ガ員會ニ於テ詳細ニ瓦ツテ、是ガ説明ヲ致シタイト思ヒマス

堵テ海外貿易ガ躍進途上ニ在ルトンシマシタナラバ、此方面カラ海運業ニ對シテノ論旨ヲ進ヌマス、海運業ノ過去ヲ顧ミマスルト、實ニソコニヘ血ミドロナ競争ヲ爲シテ、今日ニ至ツタノデアリマス、政府ガ船會社ヲ補助シ來タコトモ亦明白デアリマス、本邦ノ遠洋航路ノ嚆矢タル「ボンベー」航路ハ、過去ニ於テ、日本郵船ガ明治二十六年十一月同航路ヲ開始シテ、當時ノ獨占者「ビー・オーラー」會社ト猛烈ナ競争ヲシタノデアリマス、是ハ亡クナラレマシタ大隈サンニ進言シテ、印度カラ棉ヲ買入レタノニ始ツタモノデアリマス、是ガ今日ノ如キ對印貿易ノ大ヲ成シ、今日デハ一年間約五億圓ノ輸出

入ガアルニ至ツタノデアリマス、此時「ビー・オーラー」會社ハ郵船ノ出鼻ヲ挫クガ爲ニ、棉花ノ運賃ヲ、一噸十七「ルピー」デアッタモノヲ突然五「ルピー」ニ引下ゲ、數箇月ノ後ニトキハ「ルピー」半ニ迄引下ゲテ來タノデアリマス、此惡戰苦闘ヲ續ケルコト二年半、斯クシテ明治二十九年ノ五月ニ至ッテ、妥協が成立シ、同盟參加ニマヂ我ガ日本郵船會社ガ漕付ケタノデアリマス、大阪商船モ亦明治十四年ニ割込ヲ試ミテ、二年ノ奮闘ヲ以テ、大正二年ニ同盟ニ入ッテ居リマス、「カルカッタ」航路ニ對シテモ亦同じコトガアッタノデアリマス、我ガ海運界ハ非常ニ躍進ヲ續ケテ來タノデアリマスガ、最近ノ不況時代ニ繫船ノ數ガ増シタ、然ルニソレハ政府ガ、今ヨリ四五年前ノコトデアリマスガ、船舶改善助成法ト云フモノヲ立案シ、之ニ依ツテ古船ヲ解體シ、新船ヲ建造シテ参りマシタ爲ニ、今日デハ殆ド繫船ガナクナップ全部ガ新裝サレテ、我ガ港灣ニ勢揃ヒシテ居ルト云フノガ今日ノ狀態デアリマス、我國ハ今日外國船ヲ買入レルコトガ許サレテ居リマセニ、支那或ヘ其他ノ外國ニ船籍ヲ置クモノヲ、大約五十万噸モ我ガ海運業者ガ持ツテ居ルノデアリマス、斯ウシタ本側ニ有利ナ結果ヲ得ンガ爲デアルト若シモナサルナラバ、是亦委員會ニ於テ詳細ニ瓦ツテ其實際ヲ申上ゲテ、政府ガ此際斯ノ如キ法律ヲ制定シタナラバ、會商ノ前途ハ寧ロ悲觀シナケレバナラナイ、我方製造業者、我ガ輸出業者、或ハ海外ニ於ケル本邦商務拘ラズ、其就航シテ居リマスル船舶ヲ比較シテ見マスルト、近海郵船ハ南嶺、北嶺船ノ天津航路ニ對シテ、一例ヲ申上ゲマスレバ、大阪商船ハ補助ヲ貰ツテ居ナイノニハ、政府カラ補助ヲ貰ツテ居ル所ノ近海郵船ノ天津航路ニ對シテ適用サレルト先づ假定シマシタナラバ、折角躍進途上ニ在ル我が海外貿易ノ發展ヲ阻止スル所、大ナルモノガアルト斷ゼザルヲ得ナイノデアリマス、貿易ハ今ヨリ五年前ニ比ベマスト、今日ハ二倍ニマヂ進出シテ居リマス、然ルニ

向ツテ船出シタノデアリマス、斯ク致シマスト、總テガサウデアリマスガ、此海運業モスノ如キ法律案ヲ提出サレタモノデアルト考ヘマス、我國ノ貿易ヲ考ヘテ見マス

スルナラバ、私ハ茲ニ心ヲ寄セテ戴キタイト、英領印度竝ニ蘭領東印度、之ヲ先ツ考ヘ見マスト云フ、明治四十一年當時、此

時分ハ英領印度ガ六番目デ、蘭領東印度ガ十四番目デアッタ、ソレガ大正三年カラ七年ニナルト、英領印度ハ四番目ニ、蘭領東印度ハ九番目ニナツテ居ル、大正八年カラ十二年ニハ英領印度ガ三番目ノ、蘭領東印度ガ六番目、大正十三年カラ今日ト云フモノハ

度ハ九番目ニナツテ居ル、大正八年カラ十二年ニハ英領印度ガ四番目ヲ占メテ、蘭領東印度ガ三番目ノ、蘭領東印度ガ六番目、大正十三年カラ今日ト云フモノハ

度ガ三番目ノ、蘭領東印度ガ四番目ヲ占メテ、ズット來テ居ルノデアリマス、此重要な貿易ノ相手國デアリマスル英領印度竝ニ

蘭領東印度ニ對シテ、政府ハ慎重ナル態度ヲ以テ考ヘルベキモノデナイト云フ

ト、ズット來テ居ルノデアリマス、此重要な貿易ノ相手國デアリマスル英領印度竝ニ

チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ
有ス

第九條 臺灣拓殖株式會社ハ每營業年度

=準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益
益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益
配當ノ平均ヲ得シムル爲利益金額ノ百
分ノ二以上ヲ積立ツベシ

第十條 政府ハ臺灣拓殖株式會社ノ業務

ヲ監督ス

第十一條 利益金ノ處分、臺灣拓殖債券

ノ發行並ニ合併及解散ノ決議ハ政府ノ
認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生
ゼズ定款ノ變更其ノ他政府ノ認可ヲ受
ケタル事項ノ變更ニ付亦同ジ

第十二條 政府ハ臺灣拓殖株式會社ノ決

議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キ
テ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益
ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消

第十三條 臺灣拓殖株式會社ハ每營業年

度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政
府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタ
ル株金額ニ對シ年六分ノ割合ニ達スル
迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配
當ヲ爲スコトヲ要セズ

第十四條 臺灣拓殖株式會社ノ每營業年

度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政
府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタ
ル株金額ニ對シ年六分ノ割合ヲ超過ス
ル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ總株式ニ
對スル利益配當ガ拂込ミタル株金額ニ
對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ
者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額
及政府ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株
金額ニ對シ一ト四トノ割合ヲ以テ之ヲ

配當スベシ

第十五條 臺灣拓殖株式會社ガ本法若ヘ

本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キ
テ爲ス處分ニ違反シタルトキハ社長又

ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル者ヲ
百圓以上二千圓以下ノ過料ニ處ス副社

長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副
社長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同

ジ

非訟事件手續法第一百六條乃至第二百
八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第十六條 本法ニ定ムルモノノ外臺灣拓
殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關シ必要ナ
ル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

政府ハ設立委員ヲ命ジ臺灣拓殖株式會社

ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム
設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受

クベシ

前二項ニ定ムルモノノ外臺灣拓殖株式會
社ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以
テ之ヲ定ム

登錄稅法第六條第一項第十一號中「勅業
債券」ノ下ニ「臺灣拓殖債券」ヲ加フ

臺灣私設鐵道補助法中左ノ通改正ス
第一條第二項ヲ左ノ如ク改ム

臺灣總督ハ必要アリト認ムルトキハ更
ニ五年ヲ限リ前項ノ期間ヲ伸長スルコ
トヲ得

第一條ノ二 前條ノ補助金ハ左ノ各號ニ
依ル金額ヲ限度トス

一 前條第一項ノ期間ヲ伸長スルコ
トヲ得
ニ於ケル建設費ニ對シ年六分ノ割合

ニ相當スル金額但シ每營業年度ニ於
ケル益金効建設費ニ對シ年一分ノ割合
ノ超過額ハ之ヲ補助金額ヨリ控除ス

合ニ相當スル金額ヲ超ユルトキハ其基
ニ相當スル金額但シ每營業年度ニ於

ケル益金効建設費ニ對シ年一分五厘
ノ割合ニ相當スル金額ヲ超ユルトキ
ハ其ノ超過額ハ之ヲ補助金額ヨリ控

除ス

第三條中「第一條」ノ下ニ「及第一條ノ二」
ヲ加フ

第四條中「第一條」ヲ「第一條ノ二」ニ改ム
除ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣永田秀次郎君登壇〕

○國務大臣(永田秀次郎君) 只今議題トナ

テ居リマス臺灣拓殖株式會社法案ニ付テ、
簡單ニ御説明申上ゲマス、臺灣ハ御承知ノ

通リ始政以來四十年ヲ經過致シマシテ、其

間ニ面目ヲ一新スル程ノ發達ヲ遂ゲテ來タ
ノデアリマス、併ナガラ臺灣ノ自然ニ有

シテ居ル所ノ天惠ト資源ト云フモノハ、尙

ホ今後ニ於テ十分施設經營シテ開發ヲシナ

ケレバナラヌモノガ多々殘シテ居ルノデア
リマス、尙ホ臺灣ノ重要性ト云フモノハ單

ニ臺灣島内ノ資源開發ニ止マラズ、彼ノ土
地ハ御承知ノ通り、日本ノ南方ニ位シテ、
日本内地ヨリモ支那ノ方ガ近イ「マニラ」比

律賓ノ方ガ近イト云フヤウナ位置ニ居リマ
スカラシテ、其位置ヲ利用致シマシテ、將

來一層南支那、又南洋ニ對シテ臺灣ノ自然

ノ地理的ニ有スル所ノ使命ヲ全クスル必要
ガアルノデアリマシテ、大イニ今後南方支

那及ビ南洋ニ對シマシテ、五一經濟的ノ提
携ヲ緊密ニ致シマスルコトヘ、是ハ雙方ノ
利益デアルト確ク信ジテ居ルノデアリマス、
仍テ政府ハ今回臺灣ニ於ケル官有地ヲ出資

設立シテ、半官半民ノ拓殖會社ヲ設立シ
テ此會社ヲシテ一面ニハ臺灣島内ニ於ケ
ル未開墾地ノ開拓トカ、各種ノ栽培事業其

他拓殖事業竝ニ之ニ關聯スル種々ノ施設ヲ
致シマシテ、此會社ヲシテ一面ニハ進ンデ
南支、南洋トノ經濟的提携ヲ密接ニシテ、
其活動ヲ促シタイト云フ考デゴザイマシテ、
他拓殖事業竝ニ之ニ關聯スル種々ノ施設ヲ
致シマス、サウシテ更ニ又一面ニハ進ンデ
ケル建設費ニ對シ年五分ノ割合ニ於ケ
ル超過額ハ之ヲ補助金額ヨリ控除ス

ケル益金効建設費ニ對シ年一分五厘
ノ割合ニ相當スル金額ヲ超ユルトキ
ハ其ノ超過額ハ之ヲ補助金額ヨリ控

除ス

○議長(富田幸次郎君) 質疑ノ通告ガアリ
マス、之ヲ許可致シマス——片山秀太郎君

○片山秀太郎君 登壇

明ガアリマシタ所ノ臺灣拓殖株式會社法案

ニ付キマシテ、私ハ三ツノ點カラ質問ヲ致シテ御答辯ヲ願ヒタイト存ズルノデアリマス、其第一ノ點へ對外關係ニ付テノ問題デアリマス、第二ハ會社經營ノ人ニ關スル問題デアリマス、第三ハ會社ヲ成立セシムル所ノ財產ニ付テノ問題デアリマス

只今拓務大臣ノ言ヘレタ如ク、臺灣ハ其周圍ニ於キマシテ幾多天然資源ノ豊富ナル土地ヲ以テ園マレテ居リマスガ故ニ、此天然資源ヲ開發スルコトハ、臺灣ノ使命トシテ臺灣領有ノ當時カラ我國民ノ期待シタ所

シマシテモ、蘭領東印度ニ對シマシテモ、
帝國ニ有科ニ發展致シマセヌ、比律賓ニ對
シマシテモ、蘭領東印度ニ對シマシテモ、
乃至佛領印度支那ニ對シマシテモ、最後ニ
又南支那地方ニ對シマシテモ、我ガ國民ノ
理想ガ達成セラレルニヘ、餘リニ事情ガ宜
シクナカツタノデアリマス、然ルニ此度急激
ニ此重要ナル意味ヲ持ツテ居ル法案ガ提出
セラレタニ付キマシテヘ、此點ヲ一應伺ッテ
置カネバナラヌト私ハ考ヘルノデアリマス、
先ヅ蘭領東印度ノ問題ハ航路ノ案ヲ議スル
時ニ、或ル議員ノ方カラ言ハレマシタ如ク、
色々我國トノ交際ニ於キマシテ憂慮スペキ
事情ガ堆積シテ居ルノデアリマス、故ニ今茲
ニ臺灣拓殖株式會社ヲ設ケマシテモ、直チニ
其力ヲ蘭領東印度ニ用ヒルト云フコトヘ、因
難ナリト私ハ考ヘサセラルノデアリマス、又
佛領印度支那ニ付キマシテヘ、約三十年
來彼我ノ交通ヲ妨ゲル所ノ條約ノ缺陷ガア
リマシテ、今日此會社ヲ作りマシテモ、直チ
ニ其力ヲ用ヒルコトガ十分デナインデアリ
マス、ト申シマスノハ拓務大臣ハ既ニ御承
知ノコトデアラウト存ジマスルガ、日佛通
商航海條約ハ之ヲ佛領印度支那ニ適用シテ

居ラヌノデアリマス、故ニ關稅ノ關係ニ於キマシテ、佛領印度支那ニ於キマシテヘ、高率ノ關稅ガ課セラレル、故ニ我ガ船舶ハ其積荷ヲ一タビ香港ニ陸揚ヲ致シマシテ、香港仕立ノ荷物トシテ之ヲ佛領印度支那ニ送ラネバナラヌト云フ苦痛ヲ持ッテ居リマス、此事情ガ取拂ハレザル限り、臺灣拓殖株式會社ノ力ハ十分ニ發揮スルコトガ出來ナイト云フコトヘ、考ヘ得ラレル所デアリ

更ニ又南支那ノ問題デアリマスルガ、是
ガ恐ラク此法案ノ狙ニテ居ル重要ナル使命
ト考ヘラレルノデ、私ハ此點ニ付テ少シク
説明ヲ致シマシテ、御参考ニ供シテ置キタ
イト思ヒマスレガ、比南支那ニ對スル我國

ノ事業關係、此事業關係ニ付キマシテハ、色々計畫ヲシタ人ガ澤山アルノデアリマス、私ハ不肖ナガラ支那ノ問題ニ付キマシ

テハ、直接間接ニ三十年來關係ヲ致シテ居リマスルガ、支那ノ政情が變化スルノト、支那ノ人事關係が固定セザル爲ニ、常ニ事業ハ旨ク行カナイノデアリマス、昨年ノ帝

國議會ニ於キマシテ、前内閣ノ外務大臣ハ、言葉ハ少シ違ヒマスルガ、意味ヲ申上ゲマス、吾々ハ蔣介石氏ヲ助ケテ、日支親善ノ實ヲ擧デレコトニ努力スレト云フロトア

申サレタノデアリマス、然ルニ其後一年ヲ
経過シテ、昨年ノ十二月ニハ外務大臣ヘド
ウ申サレテ居ルカト云フト、日支親善ノ實

未だ十分ニ擧ラザルヘ遺憾トスル所デアル
ト、斯様ニ申サレテ居リマス、續イテ又今
回ノ議會ニ於キマシテ、政府ハドウ云フコ
トヲ言ハレルカト云フト、支那ノ政情安
定ヲ見ルハ欣快トスル所ナリト、斯様ニ申
サレテ居ル、親善關係ニ對スル效果ガ甚ダ

乏シイヤウニ私ハ感ズルノデアリマス、此際ニ當ツテ臺灣拓殖株式會社ガ、果シテ其力ヲ南支那ニ加ヘルコトガ出來ルデアリマセ

ウカ、是ガ對外關係ニ對スル私ノ疑問デア
リマス

次ニ會社ヲ經營スル人事ノ問題デアリマ
スルガ、今既ニ申シマシタ如ク、支那ニ對

スル關係、殊ニ此事業關係へ甚ダ難カシイ

問題云々トシテハルガニ、之ニ實行スル人ハ
餘程ノ力量ヲ持ツテ居ル人デアリ、所謂練達
基能ニシテ、ノミコトニシテ、ギークス、

埠前人士テナタレハナラヌノアリマス
然ルニ此人物ガ果シテ臺灣總督ノ選定ノ下

ニ直チニ得テレルモノト御考ヘニナツテ
居ルノデアリマセウカ、若シ此人ヲ得ルコ

トガ適當デナカツタナラバ、此事業ハ失敗デアリマス、此點永田拓務大臣ノ十分ナル御

第三ニ會社ノ財產トシテ繰入レラル、所 説明ヲ願ヒタイ

ト云フ文字ガ用ヒラレテ居ツタヤウニ記憶

シテ居リマスルガ、是ハ只今拓務大臣ノ說
明サレタヤウニ、官租地ヲ以テ之ニ充テル

積リデアルサウデアリマス、臺灣ノ官租地
ト申シマスルノハ、御承知ノ通リニ政府ノ

持ッテ居ル土地ヲ小作ニ付シテ居ル土地デ
アリマス、其ト乍料ガ幾ラ取レルカト、凡

ソ私方調べテ見マスト云フト、百万圓以上
取ノレヤクデアリマス、百万圓以二又ノン

所ノ此小作料ヲ以テ元本ニ立直シタ時ニ、
是ガ二五百万圓、其三十一ノ理田ヘ付託ニ

是九千五百万圓ト算定サレル理由ハ何處ニ
アルカ、先ヅ此三點ニ付テ一應ノ御答辯ヲ
煩ハシタイト思フノデアリマス(拍手)

國務大臣永田秀次郎君登壇

○國務大臣（永田秀次郎君）只今片山君カラ御質問ニナリマシタ事柄ニ付テ御答ヲ申

此際ハ努力シナケレバ、待テ居レバ好クナ
ルト云フ見込ハアリマセヌ、今カラドシ
ヤレルダケノコトハヤツテ見ルト云フコト
ガ、吾々ノ使命ダト考ヘテ居ル

ソレカラ第一ノ會社ノ經營ノ事ニ付テ練
達堪能ノ士ガ總督ノ下ニ得ラレルカ、此人
ガ居ラナケレバ、到底此事業ガ興ラスト云

フ御意見ニ對シテハ、洵ニ御同感デアリマ
ス、是ハ人ニ依ルコトデ、一ニモニニモ人

ニ依ルコトデアリマシテ、適當ナ人ヲ得ナ
ケレバ此事業ガ出來ナイト云フコトハ、全

ク御意見ト御同様ニ私モ考ヘテ居リマス、
此社長其他ヲ任命シマス時ニハ、ヤハリ臺

灣總督ト又拓務省ト能ク打合セラシマシテ、
適當ナ人ヲ詮議シタイ、洵ニ得難イ條件デ

アルトハ思ヒマスケレドモ、併シ國家ノ事
業、國策遂行ノ事業デアリマスルカラ、又

相當ニ義憤ヲ發シテ、此難事業ニ當ラテ吳レ
ル人モアリサウナモノダト考ヘテ居ルノデ

アリマス

ソレカラ官租地ヲ千五百万圓ニ換算スル
コトハドウカト云フ御話デアリマシタガ、是
ハ評價委員ヲ拵ヘマシテ、サウシテ幾ラニ
見ルノガ適當カト云フヤウナコトニ付テモ
據等ヲ御説明ヲ申上ゲタイト思ヒマス
(片山秀太郎君登壇)

○片山秀太郎君 今一應御尋ヲ致シマス、
積極的ニヤツテ見ル、洵ニ其勇氣ハ敬服ニ值
スルガ、拓務大臣モ御承認ニナッタ如ク、此
經營ニ當ル人物ガ若シ得ラレナカッタ場合
ニハドウ云フ結果ニナルカト云フコトヲ、
此處デ一ツ想像シテ見ル必要ガアリマス、

ソレハ對外關係ヲ打切シテ、一彈丸ノ小島タ
ル臺灣ニ引籠ルト云フ結果ニ終ルノデアリ
マス、即チ外ニ對シテ威力ヲ伸ベルダケノ
人物ガ得ラレザル時ニ於テハ、必ズ臺灣島
内ニ竦ンデシマッテ、島内ノ一事業會社トシ
テノミ効クト云フコトニ結果ガナッテ來ル
ノデアリマス、サウナッテ來マスト云フト、
大人物ハ要ラナイ、總督ノ左右ニ居リマス
ヤウナ人、又拓務省ニ始終出入リシテ居ル
ヤウナ人ノ中カラ、餘リ難癖ノナイヤウナ、
無疵ナ人ヲ連レテ行ッテ此仕事ニ充テル、サ
ウスレバ、事務關係トシテハ成績ハ舉ルデ
セウ、併ナガラ只今茲ニ案トナッテ出テ居ル
所ノ臺灣拓殖株式會社トシテノ使命、即チ
臺灣島内及ビ南支、南洋ニ力ヲ盡スト云フ、
拓務大臣ガ何デモ構ハナイカラ大ニヤッテ
見ルト云フヤウナ意味ノコトヲ、言葉ハ少
シ違ヒマスケレドモ述ベララマシタガ、其
意氣込ミト甚ダ背馳シタル結果ニ陥ルノデ
ヘナイカト云フコトヲ私ハ惧レルノデアリ
マス、是ハ一事業會社ノ盛衰ノ問題デナイ、
我ガ國民ガ南方進展ノ機會ヲ失フト云フコ
トニ想ヒ到ル時ハ、輕々ニ結論ヲ下スコト
ハ出來ヌ問題トナルノデハナイカト私ハ思
フ、唯此處デ議論ヲシマシテモ、人ヲ探し
タラアリサウナモノダト云フヤウナコトデ
アリマスカラ、是等ノコトハ何レ委員會等
ニ於テ述ベルコト致シマシテ、此質問ヲ
打切ルコト致シマス

○鈴木文治君 私ハ本問題ニ付キマシテ、
シテ見タイノデアリマス、第一ノ質問ハ
(鈴木文治君登壇)

本案第一條ニ於テ「臺灣拓殖株式會社ハ拓
殖事業ノ經營及拓殖資金ノ供給ヲ目的トス
ル」云々ト書イテゴザイマスルガ、謂フ所ノ
人物ガ得ラレザル時ニ於テハ、必ズ臺灣島
内ニ竦ンデシマッテ、島内ノ一事業會社トシ
テノミ効クト云フコトニ結果ガナッテ來ル
ノデアリマス、サウナッテ來マスト云フト、
大人物ハ要ラナイ、總督ノ左右ニ居リマス
ヤウナ人、又拓務省ニ始終出入リシテ居ル
ヤウナ人ノ中カラ、餘リ難癖ノナイヤウナ、
無疵ナ人ヲ連レテ行ッテ此仕事ニ充テル、サ
ウスレバ、事務關係トシテハ成績ハ舉ルデ
セウ、併ナガラ只今茲ニ案トナッテ出テ居ル
所ノ臺灣拓殖株式會社トシテノ使命、即チ
臺灣島内及ビ南支、南洋ニ力ヲ盡スト云フ、
拓務大臣ガ何デモ構ハナイカラ大ニヤッテ
見ルト云フヤウナ意味ノコトヲ、言葉ハ少
シ違ヒマスケレドモ述ベララマシタガ、其
意氣込ミト甚ダ背馳シタル結果ニ陥ルノデ
ヘナイカト云フコトヲ私ハ惧レルノデアリ
マス、是ハ一事業會社ノ盛衰ノ問題デナイ、
我ガ國民ガ南方進展ノ機會ヲ失フト云フコ
トニ想ヒ到ル時ハ、輕々ニ結論ヲ下スコト
ハ出來ヌ問題トナルノデハナイカト私ハ思
フ、唯此處デ議論ヲシマシテモ、人ヲ探し
タラアリサウナモノダト云フヤウナコトデ
アリマスカラ、是等ノコトハ何レ委員會等
ニ於テ述ベルコト致シマシテ、此質問ヲ
打切ルコト致シマス

本案第一條ニ於テ「臺灣拓殖株式會社ハ拓
殖事業ノ經營及拓殖資金ノ供結論ヲ目的トス
ル」云々ト書イテゴザイマスルガ、謂フ所ノ
人物ガ得ラレザル時ニ於テハ、必ズ臺灣島
内ニ竦ンデシマッテ、島内ノ一事業會社トシ
テノミ効クト云フコトニ結果ガナッテ來ル
ノデアリマス、サウナッテ來マスト云フト、
大人物ハ要ラナイ、總督ノ左右ニ居リマス
ヤウナ人、又拓務省ニ始終出入リシテ居ル
ヤウナ人ノ中カラ、餘リ難癖ノナイヤウナ、
無疵ナ人ヲ連レテ行ッテ此仕事ニ充テル、サ
ウスレバ、事務關係トシテハ成績ハ舉ルデ
セウ、併ナガラ只今茲ニ案トナッテ出テ居ル
所ノ臺灣拓殖株式會社トシテノ使命、即チ
臺灣島内及ビ南支、南洋ニ力ヲ盡スト云フ、
拓務大臣ガ何デモ構ハナイカラ大ニヤッテ
見ルト云フヤウナ意味ノコトヲ、言葉ハ少
シ違ヒマスケレドモ述ベララマシタガ、其
意氣込ミト甚ダ背馳シタル結果ニ陥ルノデ
ヘナイカト云フコトヲ私ハ惧レルノデアリ
マス、是ハ一事業會社ノ盛衰ノ問題デナイ、
我ガ國民ガ南方進展ノ機會ヲ失フト云フコ
トニ想ヒ到ル時ハ、輕々ニ結論ヲ下スコト
ハ出來ヌ問題トナルノデハナイカト私ハ思
フ、唯此處デ議論ヲシマシテモ、人ヲ探し
タラアリサウナモノダト云フヤウナコトデ
アリマスカラ、是等ノコトハ何レ委員會等
ニ於テ述ベルコト致シマシテ、此質問ヲ
打切ルコト致シマス

民ニ對シマシテ保護ヲ與ヘル必要ガアルノデハナイカト思フノデアリマス、此點ニ對シマシテ内地移民ガ屢々不平ヲ言フノデアル、苦情ヲ言フノデアリマス、即チ吾々ハ何ノ保護モナク、何ノ庇護モナクシテ居ルノデアルカラシテ、ドウシテモ本島人ニ對シテハ競爭ニ打負ケルノデアル、ドウカ茲ニ吾吾ト致シマシテハ保護ヲ受ケタイモノニアルト云フコトヲ度々申シマスルケレドモ、

保護ハ少シモ與ヘラレナイ、オ前達ハドウ

モ贊澤ダ、我儘グト云フコトヲ多ク言ハレ

ル、贊澤、我儘ト云フヤウナ點モナイトハ言

ヘナイト思フノデアリマスルケレドモ、是

ハドウシテモ保護ヲ與ヘナケレバナラナイ

ノデアルト私ハ思フノデアリマス、故ニ拓

殖事業ノ内容ニ於テ、石油事業ヲ含ムカ舍

マナイカ、是ハ重大問題デアルト思フノデ

アリマスカラ同フノデアリマス、移民ニ對

シマシテハ、農業移民ヲ謂フノデアルカ、

商工移民ヲ謂フノデアルカ、商工移民ヲ謂

フナラバ、是ハ保護ヲ加へナケレバナラナ

是ガ一つ第二ノ點ハ本案ノ第六條ニアルノ

デアリマスルガ「臺灣拓殖株式會社ニ社長

副社長各一人、理事三人以上及監事一人以

上ヲ置キ其ノ職務、權限、任命選任ノ方法

及任期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ト書イテ

アリマス、先刻片山君ノ御演説ノ中ニ

於テモ、其人ヲ得ルコトノ如何ニ困難デア

ルカト云フコトヲ御話ニナリマシタガ、

私モ之ニ關聯致シマシテ「勅令ヲ以テ

定ム」ト書イテアリマスケレドモ、勅令ト

云フノハドウモ私ハ曲者デアルト思フノデ

アリマス、例ヘバ滿鐵會社ノ如キ、其總裁

ノ如キハ政治的理由ヲ以テ屢々更迭ヲ試ミ、

ラレタ例ガアル、東洋拓殖會社ノ如キモ、

シマシテ内地移民ガ屢々不平ヲ言フノデアル、

苦情ヲ言フノデアリマス、即チ吾々ハ何ノ

保護モナク、何ノ庇護モナクシテ居ルノデ

アルカラシテ、ドウシテモ本島人ニ對シテ

ハ競爭ニ打負ケルノデアル、ドウカ茲ニ吾

吾ト致シマシテハ保護ヲ受ケタイモノニア

ルト云フコトヲ度々申シマスルケレドモ、

保護ハ少シモ與ヘラレナイ、オ前達ハドウ

モ贊澤ダ、我儘グト云フコトヲ多ク言ハレ

ル、贊澤、我儘ト云フヤウナ點モナイトハ言

ヘナイト思フノデアリマスルケレドモ、是

ハドウシテモ保護ヲ與ヘナケレバナラナイ

ノデアルト私ハ思フノデアリマス、故ニ拓

殖事業ノ内容ニ於テ、石油事業ヲ含ムカ舍

マナイカ、是ハ重大問題デアルト思フノデ

アリマスカラ同フノデアリマス、移民ニ對

シマシテハ、農業移民ヲ謂フノデアルカ、

商工移民ヲ謂フノデアルカ、商工移民ヲ謂

フナラバ、是ハ保護ヲ加へナケレバナラナ

是ガ一つ第二ノ點ハ本案ノ第六條ニアルノ

デアリマスルガ「臺灣拓殖株式會社ニ社長

副社長各一人、理事三人以上及監事一人以

上ヲ置キ其ノ職務、權限、任命選任ノ方法

及任期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ト書イテ

アリマス、先刻片山君ノ御演説ノ中ニ

於テモ、其人ヲ得ルコトノ如何ニ困難デア

ルカト云フコトヲ御話ニナリマシタガ、

私モ之ニ關聯致シマシテ「勅令ヲ以テ

定ム」ト書イテアリマスケレドモ、勅令ト

云フノハドウモ私ハ曲者デアルト思フノデ

アリマス、例ヘバ滿鐵會社ノ如キ、其總裁

ノ如キハ政治的理由ヲ以テ屢々更迭ヲ試ミ、

ラレタ例ガアル、臺灣總督ノ地位ニアリマス、

府ニ行ツテ居ラナイノデアリマス、所期ノ

目的ヲ達スルコトガ出來ナイノデアリマス

ラバ、將來モ政治的理由ヲ以テ屢々更迭ヲ試

ミラレタ例ガ澤山アル、私ハ茲ニ心配ニ堪

ヘナイノヘ、過去ノ例ヲ以テ推シマスルナ

タインデアリマス

第三ニハ、本案ノ第十條ニ於キマシテ「政

府ニ行ツテ居ラナイノデアリマス、

アリマス、謂フ所ノ政府トハ如何ナルコト

ヲ意味スルノデアルカ、茲ニ政府ト申シマ

スノハ臺灣總督ノ意味デアルカ、總督以外

ノ政府直接ノ意味デアルカト云フコトニ付

テ疑アルコトヲ免レナイノデアリマス、第

一條ニ依リマスルト、本社ハ之ヲ臺北ニ置

クト書イテゴザイマス、第四條ニハ臺灣總

督ノ管理ニ屬スル財產ヲ出資スルコト、書

イテ居ルノデアリマシテ、臺灣總督ト云フ

コトガアルノデアリマスルケレドモ、茲ニ

ハ政府ト書イテアル「政府ニ行ツテ居

會社ノ業務ヲ監督ス」トアリマスルガ、其

政府ト云フノハ臺灣總督ノ意味デアルカ、

或ハ政府直接ノ意味デアルカ、臺灣總督ハ

單ニ「ロボット」デアッテ、政府ガ、日本本來

ノ政府ガ、直接ニ業務ヲ監督スルノデアル

リマスカラ、此點ヲ明快ニサレルコトヲ希

望スルノデアリマス

第四ニハ、東洋拓殖株式會社トノ關係デア

リマス、東洋拓殖株式會社ハ大正六年ニ其

法律ガ改正ヲセラレマシテ、只今ノ所満蒙、

南洋方面ニ於テ投ジタル所ノ投資額ガ、只

今下位ニナシテ居ルノデアルカ、是モ御分

ヒタイノデアリマス(拍手)

(國務大臣永田秀次郎君登壇)

○國務大臣(永田秀次郎君) 鈴木君カラノ

御尋ノコトニ付テ箇條ヲ追ツテ御答ヲ致シ

マス、第一ニ移民ハ農民移民デアルカ、或

ハ商工移民デアルカ、是ハ農民移民ノコト

イノデアリマス

第五ハ臺灣總督ノ地位ニアリマス、即チ

武官制カ文官制カノ問題デアル、聞ク所ニ

例ルト云フ、臺灣總督ノ地位ト云フモノ

ハ、將來之ヲ武官制ニスルカノ如ク噂スル

ノデアリマス、噂バカリデハアリマセヌ、

新聞ニ出テ居ラタノデアリマス、即チ某海軍

大將ヲ連レテ來テ、而モ真シヤカニ言フ所

ニ依レバ、六月ガ更迭期ト云フコトマデ言

フ人ガアル、六月、七月ノ頃ニ某海軍大將

ヲ連レテ來テ、即チ總督ノ地位ニ据エルノ

デアルト、斯ウ云フ風ニ申ス人ガアルノデ

アリマスガ、是モ海軍ノ南方進出、南方進出

ヲ連レテ來テ、即チ總督ノ地位ニ据エルノ

デアルト、斯ウ云フ風ニ申ス人ガアルノデ

アリマス、此點ニ對スル疑ガアルノデアリマ

シテ、此疑ハ可ナリ廣クアルト思フノデア

リマス、今日モ私ノ所ニ來マシテ、此武官

制、文官制ノ問題ヲ質問スルカ、質問スル

ナラバ吾々モ大イニ聽キタイト云フコトヲ

言ウテ居ル人モアリ、又世間ニモ澤山アル

コトヲ知ツテ居ル人モアリ、又世間ニモ澤山アル

タケヲ今考ヘテ居リマス、ソレカラ島外ノ出來事ノコトハ——島内ニ於テハ石油ノコトヲ今考ヘテ居リマセヌガ、島外ニ於テ或ハ石油ノ關係ノコトニ雄飛スルヤウナコトガアルカトモ考ヘテ居リマス、ソレカラ次ニ社長ヲ勅令ヲ以テヤル、ソレハドウ云フ風ニナルカト云フコトデアリマスルガ、社長ハ是ハ今ノ考ト致シマシテハ、總督ガ之ヲ任命スルト云フ風ナ立前デ行キタイ、サウ思シテ居リマス、是ハ御承知ノ通リ千五百萬圓ト云フ多額ノ出資ヲ臺灣ニ於テ致シマス關係モザイマスカラ、社長ノ任命ハ總督ヲ表面ニ立テ、置クト云フコトニ致シタ伊ト思ヒマス、併ナガラ是ハ役人トシテノ監督ノ關係上、斯ウ云フ重大ナ事柄ニ付テハ、ソレヲ個人一人ノ考ニ依ラシメルコトナク、内部ニ於テ十分間違ノナイダケノ監督ヲ、拓務省ヨリ致スコトヲ考ヘテ居リマス、ソレカラ第三ニ御尋ニナリマシタ業務監督、業務監督ハ政府ガ監督スルト云フコトニナシテ居リマスガ、是ハ拓務省ガ總督力ト云フ御話デアリマシタガ、是ハ只今ノ所斯ウ云フ風ニ思シテ居ルノデアリマス、臺灣島内ニ於テ拓殖事業ニ關係シテ色々ナ事柄ガゴザイマスルカラシテ、大體島内ノ事柄ニ付キマシテハ、コチラカラ監督スルト云テモ十分旨ク行キマセヌ、是ハ臺灣當局ニ監督セシメタイト思シテ居リマス、ソレカラ島外ノ事ニ付キマシテハ、總督ノ意見モ聽キマスケレドモ、併シ總督ダケニ委シテ居ツタノデハ、或ハ對外關係モアリマスシ、コチラデ外務省ノ關係モアリ、色々ナ關係ガ生ジテ來マスカラ、島外ニ關係シタ事柄ニ付テハ、總督ノ意見ヲ聽クコトガアラウトハ思ヒマスケレドモ、主トシテ拓務省ガソ

レノ監督ニ當ルヤウニ自然ナラウト考ヘテ御尋ハ御尤ダアリマス、東洋拓殖ハ滿蒙以外ニ中華民國竝ニ南洋ノ方面ニマデモ手ヲ伸バスト云フコトニナッテ居リマス、其點ニ付キテハ重複スルヤウナ形ニナリマスガ、併シ此會社ハ臺灣ヲ中心トシテ、臺灣ニ本據ヲ構ヘテ、サウシテ常ニ南支、南洋ヲ眼目ニシテヤルノデアリマスカラ、今後ニ於テ南支、南洋ニ主力ヲ注ギ、此會社ガ多クノ場合ニ於テ南支、南洋ニ仕事ヲスルヤウニナラウト思ヒマス、隨テ此會社ノ發達ト東拓ノ間ニ於テ衝突ヲ起スコトノナイヤウニハ十分注意ヲスルコトガ餘り難事デナイト、サウ考ヘテ居リマス、又金ヲ融通スル時分ニ、其利子ノコトハ競争ニデモナリハセヌカト云フ御心配ノヤウデアリマシタガ、是ハヤハリ雙方共拓務省ノ監督ニ屬シテ居ルモノデアリマスカラ、ソンナ争ヲ起サヌヤウニスルコトハ、餘リ面倒ナコトハナカラウト思シテ居リマス、次ハモウ一つ何カ東拓ガヤツテ居ルコトヲ肩替リサヌノカト云フ御尋デアリマシタガ、是ハ肩替リサス考ハアリマセヌ、ソレカラ臺灣總督ヲ文官ニスルカ武官ニスルカ、是ハ總理ニシテ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレノ選舉ニ付テ御許り致シマス

○議長(富田幸次郎君) 是ニテ質疑ハ終局致シマシテ、各案ノ審査ヲ付託スペキ委員ノ選舉ニ付テ御許り致シマス

○議長(富田幸次郎君) 松永君ノ動議ニ御異議ヘアリマセヌカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第

第九 擬馬法中改正法律案(政府提出)

競馬法中改正法律案

第一讀會

第一條 本法ニ依ル競馬ハ日本競馬會ニノ好イ場合モアリマス、併シ民政ヲ行フト云フコトデアリマスカラシテ、又都合ノ悪點モアルシ、惡イ點モアル、之ヲ一概ニドッテニ限ルト云フコトハ言ハレマセヌカラシテ、文武兩方面ニ於テ適材ヲ求メルト言フ外ニナイト思シテ居リマス(拍手)

○鈴木文治君 簡單デゴザイマスカラ此席カラ……

○議長(富田幸次郎君) 許可致シマス

○鈴木文治君 尚ホ色々質疑應答ヲ致シタ

○鈴木文治君 簡單デゴザイマスカラ此席カラ……

○議長(富田幸次郎君) 許可致シマス

○議長(富田幸次郎君) 是ニテ質疑ハ終局致シマシテ、各案ノ審査ヲ付託スペキ委員ノ選舉ニ付テ御許り致シマス

○議長(富田幸次郎君) 松永君ノ動議ニ御異議ヘアリマセヌカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第

九、競馬法中改正法律案、同案ノ第一讀會ヲ開キマス——農林大臣島田俊雄君

第十條 日本競馬會ハ法人トシ馬ノ改良

第九條 日本競馬會ハ勝馬投票券ノ賣得金ノ額ニ對シ其ノ定ムル歩合ノ金額ヲ超過額ヲ政府ニ納付セシムルコトヲ得シ前條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ納付スペキ金額ト賣得步合金額トノ合計ハ賣得步合金トシテ收得スルコトヲ得

ヲ得ズ

増殖及馬事思想ノ普及ヲ以テ目
的トス
日本競馬會ハ前項ノ目的ヲ達スル爲本
法ニ依リ競馬ヲ行フノ外業務規則ノ定
ムル所ニ依リ必要ナル事業ヲ行フコト
ヲ得
日本競馬會ハ全國ヲ通ジ一箇トシ主タ
ル事務所ヲ東京市ニ置ク

第十一條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ日
本競馬會ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ
處理セシム
第十二條 設立委員ハ業務規則ヲ作り主
務大臣ニ日本競馬會設立ノ認可ヲ申請
スペシ
日本競馬會ハ前項ノ認可アリタル時成
立ス

第十三條 業務規則ニハ左ニ掲グル事項
ヲ記載スベシ

一 目的
二 名稱
三 事務所
四 競馬場
五 役員ニ關スル規定
六 事業及其ノ執行ニ關スル規定
七 資產及會計ニ關スル規定
八 業務規則ノ變更ニ關スル規定

第十四條 日本競馬會ハ其ノ成立ノ日ヨ
リ三週間以内ニ各事務所ノ所在地ニ於
クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十五條 民法第四十四條、第四十五條
第二項第三項、第四十七條、第四十八
條、第五十條、第五十四條、第五十五
條、第五十七條、第六十八條第一項及
第七十條乃至第八十三條竝ニ非訟事件
手續法第三十五條、第三十六條、第三
十七條ノ二、第一百十七條、第一百十九條
乃至第一百二十二條、第一百三十六條乃至
第一百三十八條、第一百四十二條乃至第一百
五十七條及第一百七十五條乃至第一百七十
七條ノ規定ハ日本競馬會ニ之ヲ準用ス
但シ民法第四十五條第三項、第四十八
條第一項及第七十七條中一週間トアル
ハ之ヲ二週間トス

第十六條 日本競馬會ニハ所得稅及營業
益收稅ヲ課セズ

第十七條 日本競馬會ニ左ノ役員ヲ置ク
付テハ登錄稅ヲ課セズ

第十八條 日本競馬會ガ本法ニ基キテ爲ス登記ニ
所ニ依リ其ノ業務ニ關スル諸般ノ計算
及狀況ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベ
シ

第十九條 主務大臣ハ特ニ日本競馬會
監理官ヲ置キ日本競馬會ノ業務ヲ監視
セシム

第二十條 日本競馬會ハ命令ノ定ムル
所ニ依リ其ノ業務ニ關スル諸般ノ計算
及狀況ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベ
シ

第二十一條 日本競馬會競馬ヲ開催セン
トスルトキハ當該競馬ニ關スル事務ヲ
執行セシムル爲命令ノ定ムル所ニ依リ
開催執務委員ヲ置クコトヲ要ス

第二十二條 日本競馬會ハ命令ノ定ムル
所ニ依リ其ノ資金ヲ管理スベシ

第二十三條 主務大臣ハ日本競馬會ノ業
務ヲ監督ス

第二十四條 日本競馬會ハ左ニ掲グル事
項ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十五條 日本競馬會ハ左ニ掲グル事
項ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

五 資產ノ總額
六 理事長、副理事長、理事及監事ノ
氏名及住所
前項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタル
トキハ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スコ
トヲ要ス但シ前項第五號ニ掲グル事項
ニ付テハ毎會計年度末日ノ現在ニ依リ
會計年度終了後一月以内ニ登記ヲ爲ス
コトヲ得
前項ノ規定ニ依リ登記スペキ事項ハ登
記ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ
對抗スルコトヲ得ズ
本法ニ依リ登記シタル事項ハ裁判所逕
滯ナク之ヲ公告スペシ
第十五條 民法第四十四條、第四十五條
第二項第三項、第四十七條、第四十八
條、第五十條、第五十四條、第五十五
條、第五十七條、第六十八條第一項及
第七十條乃至第八十三條竝ニ非訟事件
手續法第三十五條、第三十六條、第三
十七條ノ二、第一百十七條、第一百十九條
乃至第一百二十二條、第一百三十六條乃至
第一百三十八條、第一百四十二條乃至第一百
五十七條及第一百七十五條乃至第一百七十
七條ノ規定ハ日本競馬會ニ之ヲ準用ス
但シ民法第四十五條第三項、第四十八
條第一項及第七十七條中一週間トアル
ハ之ヲ二週間トス

第十六條 日本競馬會ニハ所得稅及營業
益收稅ヲ課セズ

第十七條 日本競馬會ニ左ノ役員ヲ置ク
付テハ登錄稅ヲ課セズ

第十八條 日本競馬會ハ命令ノ定ムル
所ニ依リ其ノ業務ニ關スル諸般ノ計算
及狀況ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベ
シ

第十九條 主務大臣ハ特ニ日本競馬會
監理官ヲ置キ日本競馬會ノ業務ヲ監視
セシム

第二十條 日本競馬會ハ命令ノ定ムル
所ニ依リ其ノ業務ニ關スル諸般ノ計算
及狀況ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベ
シ

第二十一條 日本競馬會競馬ヲ開催セン
トスルトキハ當該競馬ニ關スル事務ヲ
執行セシムル爲命令ノ定ムル所ニ依リ
開催執務委員ヲ置クコトヲ要ス

第二十二條 日本競馬會ハ命令ノ定ムル
所ニ依リ其ノ資金ヲ管理スベシ

第二十三條 主務大臣ハ日本競馬會ノ業
務ヲ監督ス

第二十四條 日本競馬會ハ左ニ掲グル事
項ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

五 資產ノ總額
六 理事長、副理事長、理事及監事ノ
氏名及住所
前項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタル
トキハ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スコ
トヲ要ス但シ前項第五號ニ掲グル事項
ニ付テハ毎會計年度末日ノ現在ニ依リ
會計年度終了後一月以内ニ登記ヲ爲ス
コトヲ得
前項ノ規定ニ依リ登記スペキ事項ハ登
記ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ
對抗スルコトヲ得ズ
本法ニ依リ登記シタル事項ハ裁判所逕
滯ナク之ヲ公告スペシ
第十五條 民法第四十四條、第四十五條
第二項第三項、第四十七條、第四十八
條、第五十條、第五十四條、第五十五
條、第五十七條、第六十八條第一項及
第七十條乃至第八十三條竝ニ非訟事件
手續法第三十五條、第三十六條、第三
十七條ノ二、第一百十七條、第一百十九條
乃至第一百二十二條、第一百三十六條乃至
第一百三十八條、第一百四十二條乃至第一百
五十七條及第一百七十五條乃至第一百七十
七條ノ規定ハ日本競馬會ニ之ヲ準用ス
但シ民法第四十五條第三項、第四十八
條第一項及第七十七條中一週間トアル
ハ之ヲ二週間トス

第十六條 日本競馬會ニハ所得稅及營業
益收稅ヲ課セズ

第十七條 日本競馬會ニ左ノ役員ヲ置ク
付テハ登錄稅ヲ課セズ

第十八條 日本競馬會ハ命令ノ定ムル
所ニ依リ其ノ業務ニ關スル諸般ノ計算
及狀況ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベ
シ

第十九條 主務大臣ハ特ニ日本競馬會
監理官ヲ置キ日本競馬會ノ業務ヲ監視
セシム

第二十條 日本競馬會ハ命令ノ定ムル
所ニ依リ其ノ業務ニ關スル諸般ノ計算
及狀況ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベ
シ

第二十一條 日本競馬會競馬ヲ開催セン
トスルトキハ當該競馬ニ關スル事務ヲ
執行セシムル爲命令ノ定ムル所ニ依リ
開催執務委員ヲ置クコトヲ要ス

第二十二條 日本競馬會ハ命令ノ定ムル
所ニ依リ其ノ資金ヲ管理スベシ

第二十三條 主務大臣ハ日本競馬會ノ業
務ヲ監督ス

第二十四條 日本競馬會ハ左ニ掲グル事
項ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

日本競馬會監理官ハ日本競馬會ノ諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ開陳スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ
 第三十一條 日本競馬會ニ非ザルモノハ日本競馬會又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ用フルコトヲ得ズ
 第三十二條 主務大臣ハ本法ニ依ル競馬ニ關與スル調教師又ハ騎手ノ取締ニ關金ニ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得ズ
 第三十三條 左ノ各號ノ一一該當スル者ハ三年以下ノ懲役若ハ五千圓以下ノ罰金ニ處シ又ハ其ノ刑ヲ併科ス
 一 日本競馬會ニ非ズシテ勝馬投票券ヲ發賣シタル者
 二 第二十七條第二號ノ停止又ハ制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ發賣シタル者
 三 本法ニ依ル競馬ノ競走ニ關シ業トシテ多數ノ者ニ對シ財物ヲ以テ賭事ヲ爲シタル者
 四 第五條第二項ニ掲グル者ニシテ前號ニ規定スル行爲ノ相手方ト爲リタ
 第三十四條 開催執務委員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 團體若ハ多衆ノ威力ヲ示シ、團體若ハ多衆ヲ假裝シテ威力ヲ示シ又ハ兇器ヲ示シ若ハ數人共同シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第三十五條 左ノ各號ノ一一該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 一 第四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ

依ル制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ發賣シタル者
 二 第五條ノ規定ニ違反シタル者
 三 第五條第二項ニ掲グル者ニシテ勝馬投票券ヲ購買シタルモノ
 四 第六條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ拂戻金ヲ交付シタル者
 五 第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルニ非ザル券面金額ノ勝馬投票券ヲ發賣シタル者
 六 第三十三條第一號乃至第三號ノ一ニ規定スル行爲ノ相手方ト爲リタル者
 一 本法ニ於テ主務大臣ノ許可又ハ認可ヲ受ケザルトキ
 二 第二十二條ノ規定ニ違反シタルトキ
 三 第二十五條、第二十六條又ハ第二十七條第四號ノ規定ニ依ル主務大臣
 依ル制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ購買シタル者
 四 本法ニ基キテ爲ス登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
 五 民法第八十二條第二項ノ規定ニ依ル裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ
 六 第二十八條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ官廳ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ若ハ事實ヲ隠蔽シタルトキ
 七 民法第七十九條又ハ第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
 八 民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ
 第四十條 第三十條ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス
 第四十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス
 微ス

シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第四十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 第四十三條 從前ノ第一條ノ法人ハ本法施行後ト雖モ日本競馬會成立ノ日ヨリノ定ムル所ニ依リ勝馬投票券賣得金ノ額ノ百分ノ八以内ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付スルモノトス
 第四十四條 本法ニ依リ日本競馬會ノ競馬ヲ開催スル競馬場ノ數ハ當分ノ内十
 一以内トス
 第四十五條 従前ノ第一條ノ法人及社團法人帝國競馬協會ハ日本競馬會成立ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキ解散ス
 第四十六條 從前ノ第一條ノ法人及社團法人帝國競馬協會ノ總會ノ決議ニ依ル解散ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
 第四十七條 從前ノ第一條ノ法人及社團法人帝國競馬協會解散シタル場合ニ於テハ其ノ權利義務ハ日本競馬會之ヲ承継ハス
 第四十八條 前條第一項ノ場合ニ於テ主務大臣特別ノ事由アリト認ムル法人ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ權利義務ノ一部ヲ保留セシムルコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ其ノ權利義務ノ一部ヲ保留シタル法人ハ其ノ權利義務ニ付民法ノ規定ニ依リ清算ヲ爲スコトヲ要
 第三十八條 前條第一項ニ掲グル者ニ對

第42条 附則
 第四十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 第四十三條 従前ノ第一條ノ法人ハ本法施行後ト雖モ日本競馬會成立ノ日ヨリノ定ムル所ニ依リ勝馬投票券賣得金ノ額ノ百分ノ八以内ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付スルモノトス
 第四十四條 本法ニ依リ日本競馬會ノ競馬ヲ開催スル競馬場ノ數ハ當分ノ内十
 一以内トス
 第四十五條 従前ノ第一條ノ法人及社團法人帝國競馬協會ハ日本競馬會成立ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキ解散ス
 第四十六條 從前ノ第一條ノ法人及社團法人帝國競馬協會ノ總會ノ決議ニ依ル解散ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
 第四十七條 従前ノ第一條ノ法人及社團法人帝國競馬協會解散シタル場合ニ於テハ其ノ權利義務ハ日本競馬會之ヲ承継ハス
 第四十八條 前條第一項ノ場合ニ於テ主務大臣特別ノ事由アリト認ムル法人ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ權利義務ノ一部ヲ保留セシムルコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ其ノ權利義務ノ一部ヲ保留シタル法人ハ其ノ權利義務ニ付民法ノ規定ニ依リ清算ヲ爲スコトヲ要
 第三十九條 日本競馬會ノ理事長、副理事長、理事、監事若ハ開催執務委員又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ千圓以下ノ過料ニ處ス
 第四十條 第三十條ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス
 第四十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス
 微ス

第四十九條 日本競馬會第四十七條ノ規定ニ依リ承繼シタル不動產ニ關スル權利ノ取得ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録稅ノ額ハ不動產ノ價格ノ千分ノ三トス但シ登録稅法ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ガ本條ニ依リ算出シタル稅額ヨリ少キトキハ其ノ稅額ニ依ル北海道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本競馬會ニ對シ第四十七條ノ規定ニ依リ承繼シタル不動產ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第五十條 日本競馬會第四十七條ノ規定ニ依リ從前ノ第一條ノ法人又ヘ社團法人帝國競馬協會ノ權利義務ヲ承繼シタルキハ直ニ其ノ旨ヲ公告シ且從前ノ第一條ノ法人又ヘ社團法人帝國競馬協會ノ債權者ニシテ知レタルモノニ對シ各別ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス日本競馬會ノ承繼シタル債務中辨濟期ノ至ラザルモノアルトキハ日本競馬會及評議員ノ任期ニ付テハ第十九條第三項及第二十條第三項ノ規定ニ拘ラズ各五年以内又ヘ三年以内ニ於テ業務規則ヲ供スルコトヲ要ス

第五十一條 日本競馬會設立當時ノ理事及評議員ノ任期ニ付テハ第十九條第三項及第二十條第三項ノ規定ニ拘ラズ各五年以内又ヘ三年以内ニ於テ業務規則ヲ以テ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得
○國務大臣(島田俊雄君) 只今議題トナリマシタ競馬法中改正法律案提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、競馬法が實施サレマシテ以來既ニ十三年ト相成リマス、其間昭和四年及び昭和六年ニ於テ一部ノ改正ヲ見タノデアリマスルガ、其後ニ於ケル競馬實施ノ

狀況ニ鑑ミマスニ、同法制定ノ趣旨ヲ徹底シマスル爲ニハ、競馬制度ニ付キマシテ、之ニ適應スル改善刷新ヲ要スル事情ニナッタノデアリマス、仍テ昨年馬政調査會ニ對シテ、競馬ノ統制改善ニ關スル方策ニ付テ諮詢ヲ致シマシタ、同調查會ニ於キマシテハ銳意御研究ノ結果、本年一月其答申ヲ決議致サレタノデアリマス、本改正法律案ハ右ノ答申ニ基キマシテ立案致シタモノニアリマシテ、競馬施行機關ノ組織、競馬施行ニ關スル取締及ビ政府納付金等ノ事項ニ付キマシテ必要ナル改正ヲ加ヘ、以テ馬政上ニ於ケル競馬ノ使命達成ニ遺憾ナキヲ期セントスルモノニアリマス、詳細ハ委員會ニ於テ説明申上ガル積リザアリマスガ、何卒御審議ノ上速ニ御協賛アランコトヲ希望致シマス

○議長(富田幸次郎君) 質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許可致シマス——岡本實太郎君(岡本實太郎君登壇)
○岡本實太郎君 私本案ニ付キマシテ第一ニ政府ニ御尋致シタイコトハ、本案ヲ何故短期ノ當議會ニ提出シテ、急速ニ之ヲ解決サレヨウトスル必要ガアルカ、先づ是デアリマス、御承知ノ通り會期僅ニ三週間、既ニ政府カラ提案サレタノガ四十何件、尙ホ提案ガアツテ五十件餘ニ及ブト云フコトデス、其ノ債權者ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス

○國務大臣(島田俊雄君) 只今議題トナリマシタ競馬法中改正法律案提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、競馬法が實施サレマシテ以來既ニ十三年ト相成リマス、其間昭和四年及び昭和六年ニ於テ一部ノ改正ヲ見タノデアリマスルガ、其後ニ於ケル競馬實施ノ

重要肥料業統制法案、多クノ重要ナル法案ガ重ねテ出サレテ居ル上ニ、更ニ又此根本的ノ改正案ヲ出サレテ居ル、本案ヲ通觀致シマスルノニ、競馬法ニ對シテ僅ニ部分的ノ改正ニアラズシテ、寧ロ根本的ノ改正ニナツタノデアリマス、即チ現行法ノ社團法人ニ關スル要アルノデアリマス「從前ノ第一條ノマスニハ先づ其前提トシテ前ノ四十七條ヲ致シマスルノニ、競馬法ニ對シテ僅ニ部分的ノ改正ニアラズシテ、寧ロ根本的ノ改正ニナツタノデアリマス「從前ノ第一條ノマス、試ニ之ヲ讀ンデ見マス、之ヲ讀ミタル競馬場十一箇所ヲ以テ、十一ノ社團法人ヲ總テ解散シテ之ヲ打ッテ一丸トシタル日本競馬會トスルト云フノデアリマス、人デアル競馬場十一箇所ヲ以テ、十一ノ社團法人ヲ總テ解散シテ見マスト、即チ四十七條ニ斯ク書イテアリマス「從前ノ第一條ノマス、即チ十一ノ從來ノ社團法人ノ競馬協会ニ於テハ其ノ權利義務ハ日本競馬會之ヲ承繼ス」是ハ至極宜イコトゾ、尤モト思ヒマス、即チ十一ノ從來ノ社團法人ノ競馬協会が解散シタ時ニハ、其財産ハ擧ゲテ權利モ義務モ總テ新シク本法ニ依リテ成立シタマス、即チ此除外例的ノ規定デアルノデアリマス、當然デアルノデアリマス、次ノ二項ハ必要ガナイカラ今省キマス、次ノ第四十八條ハ即チ此除外例的ノ規定デアルノデアリマス、第一項ニ規定シテ曰ク「前條第一項ノ場合ニ於テ主務大臣特別ノ事由アリト認ムル法人ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ權利義務ノ一部ヲ保留セシムルコトヲ得トナッテ居ルノデアリマス、前ノ時ニ鈴木君ハ勅令トアルノガ頗ル歎者ヂヤナイカト言ハレマシタガ、私ハ命令トアル所ニ意得トナッテ居ルノデハナイカ、ソコニ疑フ一應懷疑アリマス、而モ提案ノ理由書ヲ見マシテモ極メテ簡潔デアリマス、又只今農林大臣ノ提案説明ヲ承リマシテモ、本案ヲ急イデ此ノ第七十回ノ通常議會ニ出サレタ所ガ時遲シトシナイ、漸ク今年ノ秋ノ競馬ヲスルカデ提出シテ、早ク解決シテ、之ヲ一つニ統一スル必要ハアルデアリマセウガ、之ヲ次ヤウナ際デアルナラバ、本案ノ如キヲ急イデ提出シテ、到底其競馬場ヲ維持寧ロ賣上ガ少クシテ到底其競馬場ヲ維持スルコトガ出來ナイ、收支償ヘナイト云フシナカト云フダケノ境目デアリマス、故ニ本ノ第七十回ノ通常議會ニ出サレタ所ガ時遲シトシナイ、漸ク今年ノ秋ノ競馬ヲスルカシテシナカト云フダケノ境目デアリマス、故ニ本シ惡イノデアリマス、是ニ於テカ私ハ大キナ疑問ヲ懷イテ來タノデアリマス、即チ是ガ第二ノ私ガ質問致シマスル點デアリマスルガ、此法案ノ

競馬場ハ社交俱樂部トシテ外人ガ中心ニナリ、之ニ日本人ガ加ハシテ出來タノデアリマス、故ニ現行ノ競馬法ノ設立セラレテ居リマス時ニハ、既ニ相當ノ資産等モ持ツテ引繼ガレテ今ノ横濱海岸競馬場ニナシテ居ルト云フコトヲ聞イテ居リマス、最近デヘ京都或ハ阪神ノ鳴尾ノ如キガ頗ル優良ナ成績デアリマスガ、中ニモ根岸競馬場ト云フノハ最モ好イ地位ヲ占メテ居ツタガ故ニ、數百万圓ニ上ル今日財產或ハ現金ノ多大ヲ擁シテ居ルト聞イテ居リマス、此數百万圓ノ多大ノ財產ガ兎角目ニ著イタモノカ、或ハ外人——主トシテ亞米利加人デアリマセウ、之ヲ分配致シテ早ク歸國致シタイト云フヤウナ希望モ持ツテ居ルト云フコトヲ聞イテ居リマス、之ガ爲ニ我ガ日本人ノ競馬通ノ一部ニハ策動ラシテ、此目的ヲ達成セシメヨウト、可ナリ奔走シ活動シタ者アリト聞イテ居リマス、併シ此競馬場ハ現行法ニ依リマシテ公益法人デアリマス、其公益法人ヲ斯様ナ私事ノ爲ニ解散スルト云フガ如キハ、假令特別ノ事情ガ横濱ノ根岸ダケハアリト致シマシテモ、許スベカラザルコトデアル、即チ公益法人ノ解散ハ民法ニハ明ニ規定ニナシテ居ル、定款ニ定ムル所ニ依ル、若シ定款ニ定ムル所ガナカツタナラバ、解散シタ時ノ如キハ同ジ目的ヲ有スル同種ノ目的ノ所ヘ之ヲ歸屬セシメル、更ニソレガナカツタナラバ、最後ニハ國庫ニ之ヲ歸属セシメル、此處マデ行ツテ居リマス、個人デ之ヲ分配スルガ如キモ、勿論許スペカラザルコトデフノデ、政府當局ハ長ク之ヲ監督上許サナルト言ウテ、今日ニ至ツテ居ルガ、尙ホ今

日一部其策動ガアルカト聞イテ居リマス、私仄聞スル所ニ依リマスト、亞米利加人ノコトデハアリマスルケレドモ、亞米利加ノ大使館或ハ領事館等デハ、斯様ナ問題ハ取上ゲナイト聞イテ居リマス、普通カラ考ヘタラ取上ゲラルベキモノダガ取上ゲナイ、ソレハ事公益ニ關スルコトデアリ、日本ノ競馬法ノ精神ヲ酌ミマシテ、斯様ナ金ヲ分配スルト云フコトハ、此亞米利加ノ大使館領事館ト雖モ、之ヲ快シトセザルヤニ聞イテ居リマスニ拘ラズ、一部ノ外人、一部ノ日本人ガ此間ニ策動致シテ居ツタト云フコトデアリマス、是ニ於テカ可ナリ多額ノ所謂成功謝金ト云フモノヲ賭シテ、祕密ノ間ニ可ナリ運動猛烈ナモノガアリ、奔走ヲシテ居ルト聞イテ居ルノデアリマス、斯様ナコトヲ思ヒ當リマスト、是ハ私ノ杞憂ニ過ギナイ、疑ナラバ結構デアリマスガ、疑ト致シテ、此四十八條ト云フモノハ斯様ナ特別ノ事情アル法人トシテ、即チ命令ノ定ムル所ニ依ジテ権利義務ノ一部ヲ保留スル、全部デハナイガ一部ノ財産ヲ保留シテ、ソレヲ何等カニセヨト云フヤウナ疑ガニ出テ來ルノデアリマス、之ヲ先ツ第一ニ政府ニ質シタインデアリマス

風ニアルカト見マスト、即チ殘餘財產ノ分配方ノ規定ニ付テハ、民法七十二條ガ明ニ之ヲ規定致シテ居リマス、是ハ言フ迄モアリマセヌガ、現行ノ競馬法ニ依リマシテ民法ノ法人デアリマス、七十二條ニハ斯ク書イテアリマス「解散シタル法人ノ財產ハ定款又ハ寄附行爲ヲ以テ指定シタル人ニ歸屬定メサリシトキハ理事ハ主務官廳ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ爲ミニ其財產ヲ處分スルコトヲ得但社團法人ニ在リテハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス」第三項ニ「前二項ノ規定ニ依リテ處分セラレサル財產ハ國庫ニ歸屬ス」斯様ニナツテ居ルノデアリマス、是カラ見マスレバ民法ノ規定ニ依リテ清算ヲスルト云フノナラバ、分配ト云フコトハ更ニ出來ナイ筈デアリマス、ナラバ此四十八條ト云フモノハ何ノ必要アツテ置カレタモノカ、恐ラク私推量致シマスガ、斯様ナ個人ニ分配ヲスルト云フコトハ、政府ハ許サヌ趣旨デアラウ、此法案モ亦ソレガ精神デアラウト思ヒマス、其趣旨ナラバ第四十八條ト云フモノハナクモ宜シイ、況ヤ此法案ノ第十五條ヲ見マスレバ、明ニ民法ノ第七十條乃至第八十三條ト云フモノヲ準用シテ居リマシテ、七十二條ノ殘餘財產ノ分配方ハ、此處ニモウ決シテ居ル、此規定ガナクテモ、民法ノ七十二條デ當然然解釋サレル、更ニ此法案ノ第十五條ニ依リテ、七十二條ヲ準用シテ居ルノニ拘ラズ、又四十八條ト云フモノ、解釋ニ至ツテ甚ダ苦

ミマスカラ、之ヲ政府ニ御尋スル次第デアリマス、是ニ於テ第三トシテ御尋致シタインノハ、一體根岸ノ競馬ニヘ目今如何ナル資産ガアルカ、數百万ト私ハ聞イテ居リマスガ、其額ハ確カト知リマセヌ、ドノ位ノ額デアルカ、之ヲ御伺ヒ致シタイ

第四點ト致シマシテ、斯様ナ疑ヲ招クヤウナ四十八條ハ寧ロ削除サレタラドウカ、削除スルト云フコトニナツタナラバ、政府ハ御同意ニナルカ、又之ヲ置カナケレバナラヌ理由ハ何處ニ在ルカ、疑ヲ招ク條文ナラバ、之ヲ削除スルト云フノナラバ、此法案ノ全體ノ精神ガ能ク解釋サレマシテ喜ブノデアリマス、是ガアルト疑ガアル、命令ニ依シテ保留財産ヲ決メル、斯様ニナツテ居リマスカラ、疑ガアルノデアリマスガ、若シ政府ニ於テ疑フト云フナラバ削除スルニ咨カデナイト云フ御答辯ガ出マスレバ、茲ニ全ク法案ノ精神ガ一貫シマヌ、又ドウシテモ置カナケレバナラスト云フ御考ガアレバ、ソレヲ伺ヒタイ、左様ニ考ヘルノデアリマス

次ニ第四點トシテ御尋致シタイノハ、此法案ガ成立チマシテ、日本競馬會ガ出來ル、サウスルト十一ノ現在ノ社團法人ハ解散スル、其ノ解散法人ノ監督ト云フモノハ一體何處ニアルカ、今ノ主務官廳タル農林大臣ガ監督スルカドウカト云フコトデアリマス、是ハ民法ノ規定ニ依レバ解散法人ノ監督ハ總テ明ニ裁判所デアリマス、即チ八十二條デアリマス「法人ノ解散及ビ清算ハ裁判所ノ監督ニ屬ス」斯ウアルノデアリマス、裁判所ノ監督ハ恐ラク形式デアリマス、其本體ハ分リマスママイカラ、苟モ法規ニ違反セヌ以上ハ、犯罪行爲デモナケレバ、強ヒテ

餘リ之ニ干渉モ致スマイト思フノデアリマス、ドウシテモ本體ヲ辨ヘタ主務官廳ガ絶対的ニヲ検査シテ、其内容ノ善惡ヲ見定メルコトガ必要デアル、ダカラ裁判所ノ監督ハ、其當事者カラ見タラ甚ダ之ヲ容易ニ考ヘマセウ、ナゼ解散法人ガ主務官廳ノ監督下ニ置カレナカッタカ、勿論民法八十三條ニ依リマシテ「清算ヲ結了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス」斯ウアリマスカラ、主務官廳ニ届出ハシナケレバナラヌ、併シ是ハ届出デス、認可デモ許可デモ何デモナイノデス、ダカラ裁判所デ別ニ法規違反デモ何デモナイト認メテ居ツテ、監督上喧シク言ハナイデ登記ヲセヌデ、直グ清算ヲ結了シタリ、届出ハ届ツ放シデハ、其後主務官廳タル農林大臣デハ、何トモ言フコトハ出來マイト思フノデアリマス、不都合ガアッテモ不都合ヲ咎メルコトハ出來マセヌト云フコトノ結果ニ終リハシナイカト思ツテ居ル、此解散法人ノ清算ニ付テハ色々疑ガ起キマスカラ、ナゼ之ヲ主務大臣ノ監督下ニコ、マデ置カレナカッタカ、法案ニ其明文ヲ置カレナカッタカト云フコトガ疑ニナリマスカラ、此點モ御答辯ヲ御願ラスルノデアリマス尙ホ斯様ナ疑問モ序ニ伺ヒマス、法案ノ第四十五條第四十六條ヲ見マスト、此法律ガ出来マシテカラ「一年ヲ經過シタルトキ解散ス」トアリマス、是ハ恐ラク法定解散デアラウト思ヒマス、法定解散ト云フナラバ、ソレデ私ハ構ヒマセヌガ、若シ之ヲ一年ガ

メルコトガ必要デアル、ダカラ裁判所ノ監督ハ、其當事者カラ見タラ甚ダ之ヲ容易ニ考ヘマセウ、ナゼ解散法人ガ主務官廳ノ監督下ニ置カレナカッタカ、勿論民法八十三條ニ依リマシテ「清算ヲ結了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス」斯ウアリマスカラ、主務官廳ニ届出ハシナケレバナラヌ、併シ是ハ届出デス、認可デモ許可デモ何デモナイノデス、ダカラ裁判所デ別ニ法規違反デモ何デモナイト認メテ居ツテ、監督上喧シク言ハナイデ登記ヲセヌデ、直グ清算ヲ結了シタリ、届出ハ届ツ放シデハ、其後主務官廳タル農林大臣デハ、何トモ言フコトハ出來マイト思フノデアリマス、不都合ガアッテモ不都合ヲ咎メルコトハ出來マセヌト云フコトノ結果ニ終リハシナイカト思ツテ居ル、此解散法人ノ清算ニ付テハ色々疑ガ起キマスカラ、ナゼ之ヲ主務大臣ノ監督下ニコ、マデ置カレナカッタカ、法案ニ其明文ヲ置カレナカッタカト云フコトガ疑ニナリマスカラ、此點モ御答辯ヲ御願ラスルノデアリマス尙ホ斯様ナ疑問モ序ニ伺ヒマス、法案ノ第四十五條第四十六條ヲ見マスト、此法律ガ出来マシテカラ「一年ヲ經過シタルトキ解散ス」トアリマス、是ハ恐ラク法定解散デアラウト思ヒマス、法定解散ト云フナラバ、ソレデ私ハ構ヒマセヌガ、若シ之ヲ一年ガ

過ギテカラ、其後ニ於テ任意ニ解散ヲスルシテ捨テ、置タラドウスルカ、茲ニ此疑問ガトニナリマスルト、假ニ解散セズニ放任コトニナリマスルト、更ニ此法案ニ付キマシテ今一ツ重要ナ點ヲ御尋致シタインデアリマス

御尋シタインハ、法案ノ第四十四條ヲ見マスト、當分ノ内十一箇所ト云フコトニナッテ居リマス、即チ此法案ガ出來上リマシテ、法規ニナッテ、日本競馬會ガ一ツニナリ、競馬場ハ十一箇所デアルト云フコトニナッテ居リマス、是ハ現行法ニ於キマシテモ、附則ニ依リマシテ同ジヤウナ文字デ、法人ノ數ハ當分ノ内十一以内トストスウアリマスルカラシテ、是ハ現行法通リコトヲ、同ジヤウナ文字ヲ持ツテ來ラレタトスウアリマス、思ヒマスガ此當分ノ内ト云フ文字ヒマス、頗ル様々ナ策動ガ行ハレルガアルガ故ニ、頗ル様々ナ策動ガ行ハレルヤウデアリマス、即チ此當分ガ最早競馬法ガ制定サレテカラ十二三年ニモナリマセウガ、可ナリ長イ當分ニナッテ居リマス、何レ是ハ場所ヲ殖スモノダラウト云フ、一般ガサウ云フ見込ラ付ケマシテ、サウシテ彼處ヘモ殖セ、此處ヘモ殖セト、可ナリ増設ノ運動ガアルヤウニ聞イテ居リマス、或ハ或尾モ、府中モ、是ハ特別ナモノト云フコトデアリマス、是ハ根岸以外ニ或ハ京都モ、或ハ鳴尾モ、府中モ、是ハ特別ナモノダト言ハルルナラバ、或ハ是ハ言ヒ得ルカト思ヒマス、尾モ、府中モ、是ハ特別ナモノト云フコトデアリマス、是ハ根岸以外ニ或ハ京都モ、或ハ鳴尾モ、府中モ、是ハ特別ナモノダト言ハルルナラバ、或ハ是ハ言ヒ得ルカト思ヒマス、

キヲセラレタコトガアルト云フ記憶ガアリマス、斯様ナ沿革ガアリマスカラ、此當分内ナドト云フコトハ削除サレタラ宜カラウト、斯ウ私ハ考ヘマスルガ、政府ノ御意見ヲ伺ヒタイ、今一黠、極メテ簡単デスガ、本法ノ施行期日ハ何時ト云フ御見込デアルカ、勅令ニ依ツテ之ヲ定ムトアリマスダケデ分リマセヌガ、何レ此短期議會ニ提案サルル位デアルカラ、議會方濟ミマスト直グ様内ナドト云フ文字ハ取ラレタラドウカ、取レバ茲ニ疑ガ取レマシテ、十一箇所ハ動カヌモノダラウト云フコトヲ一應考ヘマス、

其後ニ假ニ増設スル必要ガアリマスレバ、

ヤハリ増設ノ法律案ヲ出サナケレバナラヌ、法律案トシテ政府ガ提出シナケレバナラヌ、

デアリマスレバ當分ノ内ト云フ字ハ、アッテモナクテモ、何レニシマシテモ増設ヲスル時ニハ、議會ニカケテ、法律案トシテ提出サレナケレバナラヌカラ、斯様ナ疑ノアル

文字ハ——疑ハ別ニアリマセヌガ、色々ナ運動ヲ誘致致スヤウナ處ノアル文字ハ、此際寧ロ削除サレテシマフト云フコトガ宜カラウト思ヒマスガ、此點ニ付テ政府ノ御考ラウト思ヒマスガ、此點ニ付テ政府ノ御考

ヲ伺ヒタイノデアリマス、尙ホ昭和四年ノ時ノ競馬法ノ改正デアリマシタカ、政府ノ原案トシテ納付金ノ率ヲ殖シ、場所モ十一十五カ六ト思ヒマシタガ、増加スルト云フ法律案ガ出マシテ、衆議院ハ通過致シマシタガ、貴族院ニ於キマシテ、納付金ノ率

カアルト思ヒマスカラ、此點ヲ確メテ置キタイ、ソレカラ根岸競馬ノ財産ハ今數百万アリト聞イテ居リマスガ、ドノ位アリマスカ、ソレカラ解散法人ノ財産ヲ留保シタモノ、斯ウ云フモノニ付テ、何故ニ政府ハ主務官廳タル農林大臣ノ監督下ニ置カレナカッタカ、又留保サレナイ普通ノ四十七條ニ

依ル一般ノモノモ、解散法人ノ場合ト同ジ
タ、總テ主務官廳ノ監督下ニ置カレタ方ガ
宜イト思フガ、何故裁判所ダケニサレタカ、
次ニ四十四條ニ「當分ノ内」ト云フ文字ガア
ルガ、斯様ナ文字ハ取ツタ方ガ宜カラウ、最
後ニ本法ノ施行期日ノ御見込ハ何時デアル
カ、之ヲ御伺致シタインデアリマス

〔國務大臣島田俊雄君登壇〕

○國務大臣(島田俊雄君) 競馬ノコトニ精
通セラレテ居リマスル岡本君ヨリノ御質問
デアリマスガ、私ヨリノ御答申上出来ルコト
ダケヲ御答申上ゲタイト思ヒマス、第一ノ
本案ヲ本期議會ニ提出シタ理由デアリマス
ガ、是ハ先ニ提案理由ノ中ニ申上ゲマシタ
ヤウニ、馬政調査會ノ答申ニ基キマシテ、
殊ニ其答申中ニ成ベク速ニ成案トシテ成立
タシメルヤウニセラレタイト云フコトノ意
味ガアリマス、尙ホ本法案ニ御覽ニナリマ
スルヤウニ、納付金ノ率ヲ變ヘルコトニナッ
テ居ルノデアリマシテ、是ハ解散當時ノ議
會ニ提案ヲ致シマシテ成立ヲ見ル前内閣ノ
計畫デアリマシタ、ソレニ依リマシテ歲入
ノ豫算ヲ見積シテ居ツタ譯デアリマスガ、議
會解散ノ爲ニ提出時期ガ遅レマシテ、ソレ
ガ爲ニ政府ノ收入ニ於テ相當巨額ナ差異ヲ
來シテ居ルヤウナ次第デアリマシテ、此一
ツノ重大ナ理由ト致シマシテハ、馬政調査
會ノ答申ノ趣意ヲ採リマシタコトト、今一
ツヘ秋競馬ニ關シテ納付金ノ率ノ變更ニ依
ル增收ヲ見込ンダト云フ、收入ノ關係ノ意
味ガ含マレテ居ルノデアリマシテ、此收入
ハソレド^ル豫算ニ依ツテ馬政ノ行政ノ方ニ

向ツテ使用スルノ使途ガ豫定サレテ居リマ
スルヤウナ關係上、此短期議會ニモ拘リマ
セズ之ヲ提案シタ次第デアリマス、尙ホ根
本的ノ改正ト云フ御話デアリマスガ、成程
左様ニ見レバ左様見ラレルノデアリマスガ、
是ハ現在アリマス所ノ各競馬俱樂部、是等
ノ協議ニ基キマシテ、馬政調査會ノ趣意ニ、
是等ノ現存ノ俱樂部ガ悉ク其趣意ヲ諒ト致
シマシテ、第二次馬政計畫ノ進行致シマシ
タ此機會ニ於テ、一つノ方針ニ統一スルコ
トノ趣意ヲ贊成致シマシテ、協議ガ能ク一
致ヲ致シタヤウナ事情モアリマシタノデ、
此議會ニ於テ提案ヲシタ次第デアリマス
尙ホ第二ノ法案ノ第四十七條カラ四十八
條ニ關係シマスル、特別ノ事情アル法人ト
云フコトニ付テノコトデアリマスルガ、是
ハ岡本君ノ御言葉ノ通り、即チ法ノ附則ニ
於テ申シマス特別ノ事情アル法人ト申シマ
スノハ、横濱ノ所謂日本「レース」俱樂部、
根岸俱樂部ト稱スルモノデアリマス、
之ニ付テ特別ナ事情トシテ政府ガ認メ
テ、斯様ナ附則ニ於テ規定ヲ設ケマシタ所
以ハ、御承知ノ如ク日本「レース」俱樂部、
即チ根岸ノ競馬俱樂部ハ、他ノ競馬俱樂部ト
マス、尙ホ附加ヘテ御參考ニ申上ゲテ置キ
マスガ、大正十二年ノ競馬法實施當時ニ於
キマシテ「レース」俱樂部ガ持ツテ居ツタ主ナ
五條ノ解散ニ付テハ、是ハ御話ノ通リニ法
定ノ解散ノ意味デアリマス、ソレカラ當分
ノ内十一箇所ニスルト云フ、當分ト云フコ
トニ付キマシテハ、是ハ御意見ノヤウナ所
ガアルト思ヒマス、併ナガラ現在アル所ノ
ノシテ築キ上げテ持ツテ居ツタ財産デアルト
云フヤウナ事情モアルノデアリマス、是等
財產トシテ持ツテ居ツタ、是ハ政府ノ補助ナ
云フヤウナ事情モアルノデアリマス、是等
ハ左様ナ事情デアルト云フコトヲ申上ゲテ
置キマス

部ヲ組織シテ居ルト云フヤウナ事情モアリ
マスガ、左様ナ事情デアリマシテ、今回ノ
改正ニ方リマシテ、他ノ俱樂部ノ如ク總テ
ノ資產ヲ引繼ガシメルト云フコトハ、其沿
革ヨリ見マシテ、即チ岡本君ノ御述ニナリ
シマシテ、馬政調査會ノ御意見ガアリマシタ
シムルヤウニシタ、斯ウ云フ事情ガ即チ此
法文トシテ現レテ居ル次第デアリマス、而
シテ此留保セシムル所ノ財產ニ付キマシテ
ハ、分配云々ノコトガアリマシタガ、左様
ナ次第デハナイノデアリマシテ、留保セシ
メタ財產ハ日本競馬會、即チ新シク出來マ
ス所ノ法人ノ競馬會ノ競馬ノ開催ニ協力援
助スル所ノ團體ノ資金等トシテ、其團體ニ
之ヲ保有セシムルノ方針ヲ以テ處置ラシタ
イ、斯ウ云フ次第デアリマス、此間ニ何等
ソレ以上ノ事情等ハナイモノト信ジテ居リ
マス、尙ホ附加ヘテ御参考ニ申上ゲテ置キ
マスガ、大正十二年ノ競馬法實施當時ニ於
ウト考ヘテ居リマス、尙ホ法第四十四條、
ケレバナラヌト考ヘマスガ、其手續ニ於テ
農林大臣、即チ主務官廳トシテ之ニ關與ス
ルコトガアルデアラウト思ヒマス、又シナ
ケレバナラヌト考ヘマスガ、其手續ニ於テ
此法ニ定メテ居ル通リデ然ルベキデアラ
ウト考ヘテ居リマス、尙ホ法第四十四條、
五條ノ解散ニ付テハ、是ハ御話ノ通リニ法
定ノ解散ノ意味デアリマス、ソレカラ當分
ノ内十一箇所ニスルト云フ、當分ト云フコ
トニ付キマシテハ、是ハ御意見ノヤウナ所
ガアルト思ヒマス、併ナガラ現在アル所ノ
ノシテ築キ上げテ持ツテ居ツタ財產デアルト
云フヤウナ事情モアルノデアリマス、是等
テ、日本競馬會ト云フモノガ出來ル場合ニ
於キマシテ、直チニ現ハシテ居ルモノデハア
リマセヌケレドモ、新規ナ法人ニ統一サレ
テ、日本競馬會ト云フモノガ出來ル場合ニ
於キマシテ、之ヲ其競馬會ノ活動、斯ウ云
フコトノ意味ヲ考ヘマシテ、茲ニ當分ト云

リマス、殊ニ是ハ大部分ハ外國人ガ其俱樂
部ノ如ク設備ニ對スル所ノ補助モ受ケテ居
テ居ツタト云フヤウナ事情ノアルモノデア
リマス、尙ホ根岸俱樂部ノ財產デアリマスガ、財
産ノ概要ニ付テハ凡ソ五百數十万圓、土地
トシマシテ百二十万圓程度、建物トシマシ
テ二百八十万圓、其他合計シマシテ五百七
十萬圓位、斯ウ云フヤウニ承知ヲ致シテ居
リマス、而シテ此如キ條項ハ或ハ削除シタ
ラドウカト云フヤウナ御意見ガアリマシタ
マシテ、政府トシテハ此附則ノ規定ヲ削除
スルト云フ意思ヲ持ツテ居ラナイト云フコ
トヲ申上ゲテ、御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマ
ス、ソレカラ解散法人ニ付テノ監督ノコト
デアリマスガ、是ハドウモ本法案ニ規定シ
テ居ル通リノヤリ方デ行クノガ、事實上ハ
スルヤウニ、納付金ノ率ヲ變ヘルコトニナッ
テ居ルノデアリマシテ、是ハ解散當時ノ議
會ニ提案ヲ致シマシテ成立ヲ見ル前内閣ノ
計畫デアリマシタ、ソレニ依リマシテ歲入
ノ豫算ヲ見積シテ居ツタ譯デアリマスガ、議
會解散ノ爲ニ提出時期ガ遅レマシテ、ソレ
ガ爲ニ政府ノ收入ニ於テ相當巨額ナ差異ヲ
來シテ居ルヤウナ次第デアリマシテ、此一
ツノ重大ナ理由ト致シマシテハ、馬政調査
會ノ答申ノ趣意ヲ採リマシタコトト、今一
ツヘ秋競馬ニ關シテ納付金ノ率ノ變更ニ依
ル增收ヲ見込ンダト云フ、收入ノ關係ノ意
味ガ含マレテ居ルノデアリマシテ、此收入
ハソレド^ル豫算ニ依ツテ馬政ノ行政ノ方ニ

ラ申上ゲルヨリモ、岡本君ハ競馬ノコトニ付テハ非常ニ御詳シヤウデアリマスカラ、此事情ハ左様ナ意味カラ來テ居ルモノノデアッテ、運動トカサウ云フ餘地ヲ存スル意味デナイト云フコトヲ御諒承願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ最後ニ施行ノ期日デアリマスガ、本法提出ノ事情ガ秋競馬ニ之ヲ實施シマシテ、變ツタ納付金ノ率ニ依ツテ政府ノ增收ヲ圖ルト云フコトノ豫定ヲ達シタ伊ト云フコトガ、一つノ目的デアリマスカラシテ、成ベク議會通過後速ニ之ヲ實施致シマシテ、秋競馬ニ間ニ合ヒマスヤウニ實施ノ手續ヲ執リタイ、斯様ナ考デアリマスカラ、其事情ニ於テ短期間ニ實施スルモノデアルト云フコトニ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス、期日ヲ今豫斷ニ申上ゲルコトハ出來マセヌケレドモ、成ベク短イ期間ニヤル、斯ウ云フコトニ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス(拍手)

○岡本實太郎君 簡單デスカラ自席デ御許ヲ願ヒマス

○副議長(岡田忠彦君) 御許致シマス

○岡本實太郎君 只今農林大臣ノ御説明デ

根本ノコトハ能ク分リマンシタ、即チ特別ナ

事情ト認メテ財産ヲ保留サヌノハ、横濱ノ

根岸競馬ノ如キヲ指スノデアル、而シテ其

保留財産ハ之ヲ分配サスヤウナコトハ致サ

ヌ、即チ歸國ノ費用等ニハ爲サシメズシ

テ、ヤハリ競馬ト同ジ種類ノ性質ノ別ナ團

體ニ歸屬サス、日本競馬會方此後ニ出來テ

更ニソレヲ援助スル、謂ハゞ博覽會、其進

會ノヤウナモノガ出來ルラシイ、其モノニ全

○副議長(岡田忠彦君) 是ニテ質疑ハ終局

○岡本實太郎君 機會ガアリマシタラ委員

會等デ細カイコトハ尋ネルコトニ致シマシ

ニ依リ每筆相當ニ配賦シテ之ヲ定ム

命令ノ定ムル期間内ニ前項ノ申請ナキ

トキハ第三項ノ規定ニ依リ定メタル賃

第一項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ配賦ス

ル迄ハ其ノ土地ノ賃貸價格ハ調査賃貸

價格ノ合計額ヲ耕地整理法第十三條第

二項ノ規定ニ依リ配賦シタル賃貸價格

ニ按分シテ之ヲ定ム

耕地整理法第十三條第二項但書ノ規定

ハ第一項及前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第

十、土地賃貸價格改訂法施行ニ伴フ耕地整

理法ノ特例ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開

キマス——農林大臣島田俊雄君

○國務大臣(島田俊雄君) 御答致シマス、

御尤ナコト考ヘマスガ、第一項ニ於キマ

シテ、特別ノ事由アルモノニ付テ權利ヲ一

部留保スルノ規定ヲ置キマシタ爲ニ、其保

管ノ意味デ立法ノ便宜上茲ニ掲ゲタ次第デ

アリマシテ、立法技術ノ上カラ御批評ガア

レバ、是ハ別ナコトデアリマス、何等他意

ハナインデアリマス、ソレダケヲ申上ダマ

ス

○副議長(岡田忠彦君) 是ニテ質疑ハ終局

○岡本實太郎君 機會ガアリマシタラ委員

會等デ細カイコトハ尋ネルコトニ致シマシ

ニ依リ每筆相當ニ配賦シテ之ヲ定ム

命令ノ定ムル期間内ニ前項ノ申請ナキ

トキハ第三項ノ規定ニ依リ定メタル賃

第一項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ配賦ス

ル迄ハ其ノ土地ノ賃貸價格ハ調査賃貸

價格ノ合計額ヲ耕地整理法第十三條第

二項ノ規定ニ依リ配賦シタル賃貸價格

ニ按分シテ之ヲ定ム

耕地整理法第十三條第一項ノ規定ヲ適用ス

○副議長(岡田忠彦君) 第一條第一項ノ規定ニ付テハ配賦シタル土地ニ付テハ配賦シ

タル年ノ翌年分ヨリ配賦シタル賃貸價

テ申上ゲルヨリモ、岡本君ハ競馬ノコトニ付テハ非常ニ御詳シヤウデアリマスカラ、此事情ハ左様ナ意味カラ來テ居ルモノノデアッテ、運動トカサウ云フ餘地ヲ存スル意味デナイト云フコトヲ御諒承願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ最後ニ施行ノ期日デアリマスガ、本法提出ノ事情ガ秋競馬ニ之ヲ實施シマシテ、變ツタ納付金ノ率ニ依ツテ政府ノ增收ヲ圖ルト云フコトノ豫定ヲ達シタ伊ト云フコトガ、一つノ目的デアリマスカラシテ、成ベク議會通過後速ニ之ヲ實施致シマシテ、秋競馬ニ間ニ合ヒマスヤウニ實施ノ手續ヲ執リタイ、斯様ナ考デアリマスカラ、其事情ニ於テ短期間ニ實施スルモノデアルト云フコトニ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス、期日ヲ今豫斷ニ申上ゲルコトハ出來マセヌケレドモ、成ベク短イ期間ニヤル、斯ウ云フコトニ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス(拍手)

○副議長(岡田忠彦君) 松永君ノ動議ニ望マスカラ不都合ヲサセスト云フコトデアリ

マスカラ、是ハ諒ト致シマス、サウ致シマ

シタナラバ、民法ノ七十二條ニチヤントア

リマス、即チ但書ニ依リマシテ、社員ノ總

會ノ決議デ主務大臣ガ許可ヲシテ、サウシ

テ類似ノ性質ヲ有スルモノニ歸属スル、斯

ウ云フ風ニサセレバ七十二條ダケデ十分分解

決出來ルト思ヒマス、ソレガ特ニ四十八條

ノ法文ヲ置カレタ、是ガマダ一寸諒解シ惡

イノデアリマス、根本ハ諒解致シマシタ、

併シ四十八條ノ二項ノ民法デヤレト云フ、

ソレガナクトモ民法ノ七十二條デヤルト云

フコトハ當然ダト思ヒマス、ソレマデ丁寧

ニヤルノニ、特ニ此四十二條ノ一項、即チ

命令デ定メタ云フコトヲ置イタト云フノ

ハ、其點ニ付テ御答辯ヲ御願致シマス

(國務大臣島田俊雄君登壇)

○國務大臣(島田俊雄君) 御答致シマス、

御尤ナコト考ヘマスガ、第一項ニ於キマ

シテ、特別ノ事由アルモノニ付テ權利ヲ一

部留保スルノ規定ヲ置キマシタ爲ニ、其保

管ノ意味デ立法ノ便宜上茲ニ掲ゲタ次第デ

アリマシテ、立法技術ノ上カラ御批評ガア

レバ、是ハ別ナコトデアリマス、何等他意

ハナインデアリマス、ソレダケヲ申上ダマ

ス

○副議長(岡田忠彦君) 是ニテ質疑ハ終局

○岡本實太郎君 機會ガアリマシタラ委員

會等デ細カイコトハ尋ネルコトニ致シマシ

ニ依リ每筆相當ニ配賦シテ之ヲ定ム

命令ノ定ムル期間内ニ前項ノ申請ナキ

トキハ第三項ノ規定ニ依リ定メタル賃

第一項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ配賦ス

ル迄ハ其ノ土地ノ賃貸價格ハ調査賃貸

價格ノ合計額ヲ耕地整理法第十三條第

二項ノ規定ニ依リ配賦シタル賃貸價格

ニ按分シテ之ヲ定ム

耕地整理法第十三條第一項ノ規定ヲ適用ス

○副議長(岡田忠彦君) 第一條第一項ノ規定ニ付テハ配賦シタル土地ニ付テハ配賦シ

タル年ノ翌年分ヨリ配賦シタル賃貸價

格ヲ以テ前項ノ土地ノ賃貸價格ト

ス

格ニ依リ、同條第三項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ按分シタル土地ニ付テハ昭和十三年分ヨリ同條第一項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ配賦スル年ノ分迄其ノ按分シタル賃貸價格ニ依リ地租ヲ徵收ス。

第五條 耕地整理法第十六條、第十六條ノ三、第十六條ノ四、第十六條ノ六及第十六條ノ七ノ規定ハ第一條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ配賦シ又ハ按分シタルトキニ於テ整理施行地區内ニ同法第十六條ノ三又ハ第十六條ノ四ノ規定ノ適用ヲ受クル土地アル場合ニ之ヲ準用ス但シ第一條第三項ニ規定スル場合ニ於テハ整理施行者ノ申請ヲ要セズ。

第六條 前條ノ規定ニ依リ耕地整理法第十六條ノ三又ハ第十六條ノ四ノ規定ヲ準用シテ賃貸價格ヲ定メタル土地ニ付テハ賃貸價格ヲ定メタル年ノ翌年分ヨリ其ノ賃貸價格ニ依リ地租ヲ徵收ス。按分シタル土地ニ付テハ昭和十三年分ヨリ同法第十六條ノ三又ハ第十六條ノ四ノ規定ヲ準用シテ定メタル賃貸價格ニ依リ地租ヲ徵收ス。

第七條 昭和十一年四月一日以後昭和十二年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ耕地整理法第十三條第二項迄ニ昭和六年法律第二十九號附則第三條第一項第三項、第六條第一項、第十七條第一項及第十九條ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ配賦シ、按分シ又ハ定メタル土地ニシテ耕地整理法第十六條ノ三、第十六條ノ四ノ規定ヲ准用シタル整理施行地區内ニ賃貸價格ヲ配賦シタル整理施行地區内ニ前ノ土地ノ調査賃貸價格ニ依ル地租額ガ從前ノ賃貸價格ニ依ル地租額ノ四倍ヲ超ユル土地アルトキハ其ノ四倍ヲ

超ユル金額ニ相當スル地租ハ整理施行地區内ノ全部又ハ一部ノ土地ニ配分シテ昭和十五年分迄之ヲ免除ス。前項ノ規定ニ依リ地租ノ免除ヲ受クベキ土地及金額ハ稅務署長整理施行者ノ申請ニ依リ之ヲ定ム命令ノ定ムル期間内ニ其ノ申請ナキトキハ稅務署長職權ヲ以テ之ヲ定ム。

第八條 昭和十三年一月一日以後耕地整理法第十三條第二項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ配賦スルトキニ於テ整理施行地區内ニ土地賃貸價格改訂法第四條ノ規定ニ依リ地租ノ免除ヲ受クベキ土地アル場合ハ其ノ殘期間免除額ニ相當スル地租ハ整理施行地區内ノ全部又ハ一部ノ土地ニ配分シテ之ヲ免除ス。

前項ノ規定ニ依リ地租ノ免除ヲ受クベキ土地及金額ハ稅務署長整理施行者ノ申請ニ依リ之ヲ定ム命令ノ定ムル期間内ニ其ノ申請ナキトキハ稅務署長職權ヲ以テ之ヲ定ム。

第九條 昭和十一年三月三十一日迄ニ耕地整理法第十三條第二項迄ニ昭和六年法律第二十九號附則第三條第一項第三項、第六條第一項、第十七條第一項及第十九條ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ配賦シ、按分シ又ハ定メタル土地ニシテ耕地整理法第十六條ノ三、第十六條ノ四ノ規定ヲ准用シタルモニ對スル土地賃貸價格改訂法第四條中ノ賃貸價格ハ耕地整理法第十六條ノ

三、第十六條ノ四又ハ昭和六年法律第二十九號附則第十五條ノ規定ヲ適用シ又ハ準用セザル額トス。

第十條 耕地整理法第十三條第三項ノ規定ハ第一條第一項第三項、第二條、第五條、第七條第一項及第八條第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第十一條 昭和十五年十二月三十一日迄ハ耕地整理法第三十四條第二項、第五十條第一項及第六十五條第二項ノ規定中賃貸價格ニ關シ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得。

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

〔國務大臣島田俊雄君登壇〕

○國務大臣(島田俊雄君) 只今議題トナリ

マシタ土地賃貸價格改訂法施行ニ伴フ耕地整理法ノ特例ニ關スル法律案ノ提案理由ヲ申上げマス、本法案ハ別ニ提案ニナツテ居リマスル土地賃貸價格改訂法案ト關聯スルモノデアリマス、即チ耕地整理法中ニハ、

ガ設ケラレテ居リマシテ、整理施行地ノ賃貸價格及ビ地租ニ付キマシテハ、是等ノ規定ニ依リテ處理致シテ居リマスノデ、土地賃

○副議長(岡田忠彦君) 本案ハ政府提出土地賃貸價格改訂法案ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス(拍手)

○松永東君 本案ハ政府提出土地賃貸價格改訂法案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ希望致シマス

○副議長(岡田忠彦君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御詮致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(岡田忠彦君) 松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○松永東君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○松永東君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 松永君提出ノ動議

二月三十一日迄ノ間ニ於キマシテ、耕地整理法ニ依リ賃貸價格ヲ配賦致シマシタ耕地整理施行地ノ、賃貸價格改訂方法ニ關スル規定ヲ設ケタコトデアリマス、第二ハ、土地賃貸價格改訂法中地租負擔ノ激増緩和ニコトデアリマス、第三點ハ、耕地整理法中ニハ同意表決等ノ要件ト致シマシテ、賃貸價格ノ計算ヲ要スル規定ガアリマスガ、是等ノ規定ノ適用ニ付キマシテハ、當分ノ間改訂賃貸價格ニ依ルヲ要シナイト云フ規定ヲ設クルコトニ致シタ點デアリマス、詳細ニ委員會ニ於テ説明致ス積リデアリマスガ、何卒御審議ノ上御協贊アランコトヲ希望致シマス(拍手)

三、第十六條ノ四又ハ昭和六年法律第二十九號附則第十五條ノ規定ヲ適用シ

又ハ準用セザル額トス。

第十條 耕地整理法第十三條第三項ノ規定ハ第一條第一項第三項、第二條、第五

五條、第七條第一項及第八條第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第十一條 昭和十五年十二月三十一日迄ハ耕地整理法第三十四條第二項、第五

十條第一項及第六十五條第二項ノ規定中賃貸價格ニ關シ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得。

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

〔國務大臣島田俊雄君登壇〕

○國務大臣(島田俊雄君) 只今議題トナリ

マシタ土地賃貸價格改訂法施行ニ伴フ耕地整理法ノ特例ニ關スル法律案ノ提案理由ヲ申上げマス、本法案ハ別ニ提案ニナツテ居リマスル土地賃貸價格改訂法案ト關聯スルモノデアリマス、即チ耕地整理法中ニハ、

ガ設ケラレテ居リマシテ、整理施行地ノ賃貸價格及ビ地租ニ付キマシテハ、是等ノ規定ニ依リテ處理致シテ居リマスノデ、土地賃

○副議長(岡田忠彦君) 本案ハ政府提出土地賃貸價格改訂法案ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス

○松永東君 本案ハ政府提出土地賃貸價格改訂法案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ希望致シマス

○副議長(岡田忠彦君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御詮致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(岡田忠彦君) 松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○松永東君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○松永東君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 松永君提出ノ動議

ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長（岡田忠彦君） 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ
議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本
日ハ是ニテ散會致シマス

午後五時五十分散會

官報號外

昭和十一年五月十三日

衆議院議事速記錄第八號

一九四